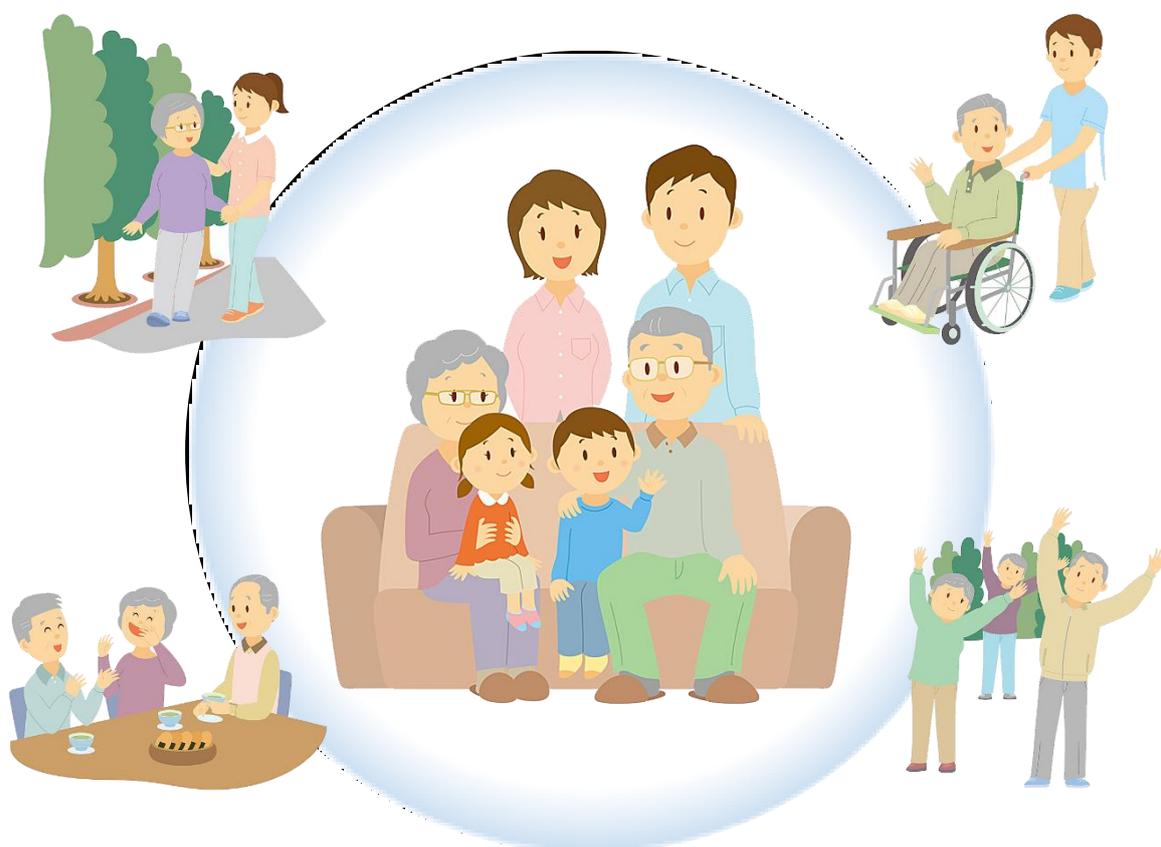


第2期日野市高齢者福祉総合計画

いつまでも安心して暮らせるまち 日野

[平成27年度～平成29年度]



平成27年3月

日野市

「第2期日野市高齢者福祉総合計画」の策定にあたり

日野市では、日本全国と同様に超高齢社会を迎えており、高齢化率と75歳以上の人口比率は、ともに上昇傾向にあります。急速に進展する高齢化を踏まえ、中・長期的な視点で、持続可能性を考慮した在宅と施設のサービス、公的と民間のサービス等々の各分野の最適な配分が必要です。

「今、住んでいる家に住み続けたい」と日野市の高齢者の多くが望んでいます。本計画では、目指すべき姿を『いつまでも安心して暮らせるまち日野』としました。その実現のため、高齢者福祉・保健施策、高齢者の住宅政策を統合的に進め、限られた市の財源を効率的に用いて、特に集中的・重点的に行うべき取組みをリーディングプランとして事業展開して行くこととします。



前期計画の施設整備では、特別養護老人ホームについては新たなタイプの医療体制強化型の整備を決定し、今期に開設を予定しています。認知症対応型グループホームは未整備の生活圏域に2か所を開設、小規模多機能型居宅介護1か所を開設、導入を検討していた定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを開始しました。

地域包括ケアを推進するために在宅高齢者療養推進協議会を創設し、介護・医療の多職種からなる検討部会において「介護・医療連携シート」「多職種連携ガイド」を作成、運用を開始しました。

今期の介護保険では、大きな制度改正があります。介護予防対象者の地域支援事業への移行、認知症への対応、地域包括ケアシステムの更なる推進等、基礎自治体が担う事業が大幅に拡大します。

介護予防サービスを現在使われている方、これから使おうと考えている方におかれましては、介護予防サービスの地域支援事業への移行に不安を感じているかと思いますが、その対応として、新たに生活支援コーディネーターを配置し、地域で活動をする市民やNPOなどを発掘・育成・ネットワーク化し、サービスを提供してまいります。また、移行に際しては、地域包括支援センターを中心にスムーズに進めてまいります。

認知症施策では、予防や地域による高齢者の見守り、家族への支援を進めてきました。全ての地域包括支援センターに認知症地域支援推進員1名を配置し、早期の診断・対応にも力を入れ、医療や施設の充実に向けて取り組み、地域における認知症支援の仕組みの構築を進めます。

市民の皆様にも、高齢者が住み慣れた日野市で安心して暮らせる、持続可能な支え合いの仕組みづくりのため、ご理解とご協力、そして地域でのお力添えをお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり幾度にもわたる検討をいただいた介護保険運営協議会委員の皆様、ご意見をお寄せいただきました市民の皆さまに心からお礼を申し上げます。

平成27年3月

日野市長 **大坪 冬彦**

目次

第1章 計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨	1
(1) 計画の目的.....	1
(2) 策定の背景.....	1
2. 計画の位置づけ	2
(1) 法的根拠.....	2
(2) 他計画等との関係	3
3. 計画の期間	5
4. 前期計画の成果	6
5. 「第6期介護保険事業計画」策定にあたっての主な制度改正	7
(1) 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための 関係法律の整備等に関する法律	7
(2) 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための 関係法律の整備等に関する法律に定められた主要事項.....	7

第2章 高齢者を取りまく環境の現状と課題

1. 人口・世帯等	15
(1) 人口.....	15
(2) 介護保険サービスの利用者数.....	19
(3) 日野市の住宅の状況.....	25
(4) 高齢者のいる世帯の状況	27
2. 日常生活の状況	29
(1) 介護保険サービスの利用状況.....	29
(2) 外出・買い物・食事等の状況.....	32
(3) ケアマネジャーから見た夜間の介護の状況.....	36
3. 介護保険サービスの状況	37
(1) 在宅生活・地域での生活の意向.....	37
(2) 受益と負担のバランス.....	38
(3) 介護人材の需給状況.....	39
(4) 不足している介護サービス.....	40
4. 介護予防・生きがいの状況	41
(1) 歯の本数と要介護度の相関性の把握	41
(2) 高齢者の就労状況.....	42
(3) 高齢者の様々な活動の状況について	43
5. 認知症の状況	46
(1) 認知症高齢者の介護者の負担感.....	46
(2) 認知症の早期支援の必要性.....	48

(3) 認知症高齢者の入所・入院施設の必要性.....	49
6. 在宅医療・療養の状況	50
(1) 在宅医療（看護）について.....	50
(2) 医療的ケアを要する高齢者への介護サービスの充実の必要性	52
(3) 介護と医療の連携の必要性.....	54
(4) 「看取り」への対応の必要性	55
(5) 慢性期医療を要する高齢者への対応	56
7. 社会参加の状況と介護予防の取り組み状況	57
(1) 生活支援サービスの必要性.....	57
(2) 要支援高齢者による家事援助の利用状況.....	58
(3) 地域における見守りについて.....	60
8. 住まいの状況	62
(1) 高齢者の住まいの状況.....	62
(2) 高齢者の入居敬遠について.....	63
(3) 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の必要性.....	64
9. 財政状況・財政見通し	66
10. 高齢者福祉推進における主要課題	67
(1) 地域包括ケアの実現.....	67
(2) 介護保険事業の充実と適正な運営	67
(3) 介護と医療の連携推進.....	67
(4) 地域で安心して暮らせる体制の構築	68
(5) 認知症高齢者と家族を支える仕組みづくり	68

第3章 計画の基本的な考え方

1. 目指すべき姿	71
2. 基本方針	71
(1) 高齢者の尊厳の保持と自立支援.....	71
(2) 地域包括ケアシステムの構築.....	71
(3) 持続可能な支え合いの仕組みづくり	71
3. リーディングプラン	73
4. 日常生活圏域	75

【介護保険制度の改正に伴う新事業の展開】

1. 介護と医療の連携強化	77
2. 新しい介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）	78
3. 認知症施策の推進	80
4. 地域ケア会議の制度化による推進	81

第4章 高齢者福祉施策の展開

1. 介護・生活支援施策の充実	86
(1) 施設・居住系サービスの充実	86
(2) 居宅サービスの充実	89
(3) 日常生活の充実	101
(4) 介護家族支援	104
(5) 住まいの確保	105
2. サービス提供体制の整備	109
(1) 相談・支援体制の整備	109
(2) 介護と医療の連携の推進	110
(3) 必要なサービス量の確保及び質の向上	113
3. 介護予防・健康保持の推進	116
(1) 身体機能の維持・改善の促進	116
(2) 健診体制の整備	120
(3) 介護予防の普及啓発	121
4. 高齢者の社会参加の促進	122
(1) 社会参加の促進	122
(2) 生きがいづくりの支援	123
5. 地域における支援協力体制の確立	126
(1) 地域支援協力体制の整備	126
(2) 安心・安全の確保	127
(3) 福祉のまちづくりの推進	129

第5章 高齢者福祉に関する財政見通し

1. 介護保険財政の制度概要	133
(1) 財源構成	133
(2) 介護保険料算定の手順	134
(3) 制度改正等の保険料への影響	135
2. 介護保険サービスの見込み量	137
(1) サービス種別ごとの量の見込み	137
(2) サービス種別ごとの給付費の見込み	138
(3) 平成27年度から平成29年度の標準給付費見込み額	139
(4) 地域支援事業費の見込み	139
3. 介護保険料の算出	140
(1) 介護保険料収納必要額の算定	140
(2) 所得段階設定と推計人数	141
(3) 介護保険料基準額の算定	142
4. 一般財源に係る見通し	146

第6章 計画推進のために

1. 「公民協働」の実現に向けて	149
(1) 市民	149
(2) 地域社会	149
(3) 団体	149
(4) サービス提供事業者等	150
(5) 市	150
2. 計画の進行管理	152
(1) 推進体制	152
(2) 計画の進行管理体制	152
(3) 情報公開	153

【資料編】

1. 第5期介護保険事業計画における給付費の実績値	157
2. 日野市介護保険運営協議会	159
3. 「第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査」の概要	163
4. パブリックコメントの概要	164

第1章 計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨

(1) 計画の目的

この計画は、日野市の高齢者福祉施策についての基本的な考え方を定め、併せてその実現のための施策を定めるために策定するものです。

本計画の計画期間は、平成27年度から平成29年度となりますが、今後、更に急速に進展する高齢化を踏まえ、団塊世代が後期高齢者の仲間入りをする平成37年度（2025年）、団塊ジュニア世代が高齢者となる平成52年度（2040年）を視野に入れた計画の推進を目的として策定します。

(2) 策定の背景

少子高齢化や、要介護高齢者の増加、高齢者のみの世帯の増加が急速に進行する中、限られた市の財源を生かし、高齢者が安心して生活できるまちを実現するためには、高齢者施策を計画的に推進することが不可欠です。

平成23年6月に、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が可決され、国及び地方公共団体の責務として、介護保険サービス、介護予防及び生活支援の各施策を、医療及び住まいの施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進することが規定されました。

この法律改正により、高齢者が自立して地域で生活を送れるよう、①介護、②医療、③予防、④住まい、⑤生活支援が一体的に切れ目なく提供される体制、つまり、地域包括ケアシステムの整備を進めることが求められるようになりました。

そこで、日野市では、平成24年度から始まる『第5期日野市介護保険事業計画』の策定にあたっては、高齢者福祉施策を総合的に推進するため、『日野市介護保険事業計画』、『シルバー日野人安心いきいきプラン』、一人ひとりが自身の状況に応じた住まいで、自分らしく安心して生活することができる環境づくりを進めるため、『高齢者居住安定確保計画』の3つの計画を統合した『日野市高齢者福祉総合計画』を推進してきました。

そして、平成26年6月には、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立し、順次施行されています。この法律改正により、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、本格的な地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進することが求められています。また、介護と医療の連携、新しい介護予防・日常生活支援総合事業、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進などが介護保険制度に位置付けられるなど、地域包括ケアの実現に向けた取組みの充実・強化も求められています。

これを踏まえ、平成27年度から始まる『第6期介護保険事業計画』においては、地域包括ケア実現のための方向性の継承および在宅医療介護連携等の取組を本格化しながら、高齢者福祉・保健施策、高齢者の住宅政策を統合的に定める『第2期日野市高齢者福祉総合計画』を策定しました。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

この計画は、それぞれの施策について、次の法的根拠に基づき策定します。

1) 介護保険事業計画

根拠法令	介護保険法 第117条 第1項
策定事項	<p>ア 日常生活圏域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み</p> <p>イ 各年度における地域支援事業の量の見込み</p> <p>ウ その他、次の項目を定めるよう努める</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 介護給付等対象サービスの見込量の確保のための方策 ② 地域支援事業の見込量の確保のための方策 ③ 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計 ④ 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項 ⑤ 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項 ⑥ 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医療その他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項

2) 老人福祉計画

根拠法令	老人福祉法 第20条の8 第1項
策定事項	<p>ア 確保すべき老人福祉事業（※）の量の目標</p> <p>イ 老人福祉事業の量の確保のための方策</p> <p>ウ その他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項</p>

※老人福祉事業：老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業

3) 高齢者居住安定確保計画

根拠法令	高齢者の居住の安定確保に関する法律 第3条 第1項 高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針
策定事項	ア 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標 イ 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項 ウ 高齢者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項 エ 高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備の促進に関する事項 オ 高齢者居宅生活支援事業の用に供する施設の整備の促進に関する事項 カ 高齢者居宅生活支援体制の確保に関する事項 キ その他高齢者の居住の安定の確保に関し必要な事項

4) その他

対象施策	高齢者に関わる社会参加、就労、防災、福祉のまちづくり等
------	-----------------------------

(2) 他計画等との関係

この計画は、高齢者福祉総合計画と関連する以下の各種計画において定められた市政の方向性や事業との整合を図りながら策定します。

1) 上位計画

①第5次日野市基本構想・基本計画

【計画期間：平成23年度～平成32年度】

少子高齢化の進展、厳しい財政事業のもとで、持続可能なまちづくりを進め、次の世代へ水とみどりのまちを残していくことができるよう、平成23年3月に『第5次日野市基本構想・基本計画』を策定しました。

②市政運営基本3方針～ヘルスケア・ウェルネス戦略

「市政運営基本3方針」である、①住み慣れた地域で、生き看取られる、暮らし・福祉・医療の展開、②日野市の良さである恵まれた社会的・自然的資源を生かし地域の個性を伸ばすまちづくりの推進、③厳しい財政状況を踏まえた経営戦略に基づく市政の運営、の実現手法及び第5次日野市基本構想・基本計画の補完機能の1つとして、「ヘルスケア・ウェルネス戦略」を位置づけました。

③第4次日野市行財政改革大綱

【改革期間：平成23年度～平成28年度】

市の財政事情が一層厳しさを増す中、平成23年7月に今後の行財政改革の指針となる「第4次日野市行財政改革大綱」を策定しました。

2) 関連計画

①ともに支え合うまちプラン（第3期日野市地域福祉計画）

【計画期間：平成27年度～平成31年度】

「ともに支え合い 安全・安心で元気に暮らせるまち 日野」の実現に向け、平成22年度に策定した第2期計画を引継ぎ発展させながら、これまでの成果を踏まえ、平成27年3月に『ともに支え合うまちプラン（第3期日野市地域福祉計画）』を策定しました。地域福祉推進の視点から福祉関連の個別計画を横断する計画です。

②第2期「日野人げんき！」プラン

【計画期間：平成23年度～平成27年度】

平成15年度に策定した『第1期「日野人げんき！」プラン』の重点目標を引き継ぎ、「子育て・子育て不安ゼロ」「高齢者寝たきりゼロ」の実現をめざし、平成23年6月に『第2期「日野人げんき！」プラン』を策定しました。

③障害者保健福祉ひの6か年プラン(障害者計画)【計画期間：平成24年度～平成29年度】

第4期日野市障害福祉計画(障害福祉計画) 【計画期間：平成27年度～平成29年度】

近年における障害者福祉を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまでの日野市の障害者施策の基本理念、基本目標を継承し、障害者計画を策定しています。また、この障害者計画との調和を確保し、第4期日野市障害福祉計画を平成27年3月に策定しました。

④日野市スポーツ推進計画【改定中】

【計画期間：平成27年度～平成32年度】

年代や運動能力、障害の有無等に関係なく、すべての市民がそれぞれのライフスタイルに応じて楽しみ、関わっていただける「する」・「観る」・「支える」スポーツすべてを「スポーツ活動」と捉える『日野市スポーツ推進計画』を策定します。

⑤日野市ユニバーサルデザインまちづくり推進計画（第二次日野市バリアフリー基本構想）

【整備期間：平成24年度～平成32年度】

平成21年から施行している日野市ユニバーサルデザイン推進条例に規定されるユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、平成24年6月に『日野市ユニバーサルデザイン推進計画（第二次日野市バリアフリー基本構想）』を策定しました。

⑥日野市住宅マスタープラン

【計画期間：平成27年度～平成36年度】

高齢化や人口減少社会への移行、住宅に求められるニーズの多様化など、住環境に関する社会情勢が大きく変容しており、今後、まちや住宅の価値・魅力が高まり、誰もが生き生きと暮らすことができる住宅施策を総合的に進めるため、『日野市住宅マスタープラン』を改訂しました。

3) 東京都の計画（東京都高齢者保健福祉計画、高齢者の居住安定確保プラン）

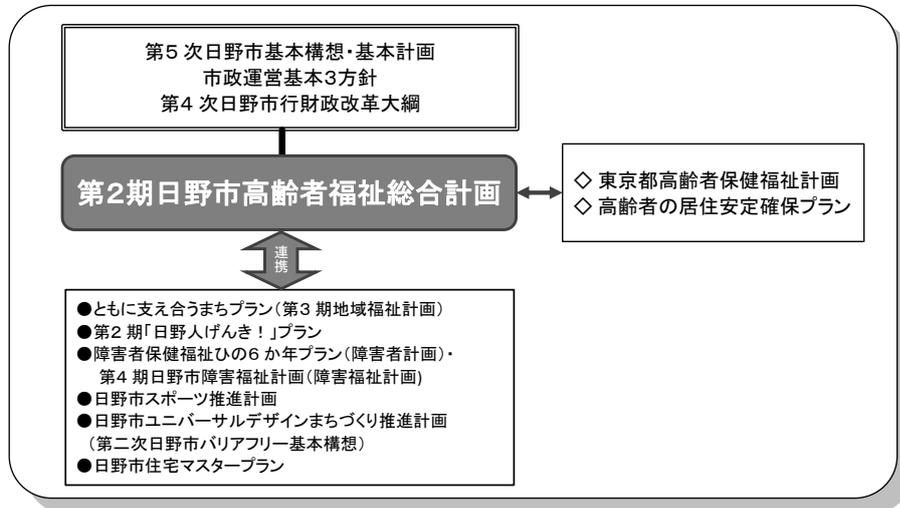
①東京都高齢者保健福祉計画

東京都高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の9に基づく都道府県老人福祉計画及び介護保険法第118条に基づく都道府県介護保険事業支援計画を東京都における高齢者の総合的・基本的計画として一体的に作成したものです。

②高齢者の居住安定確保プラン

高齢者の居住安定確保プランは、生活の基盤となる住宅や特別養護老人ホームなどの「住まい」について、高齢者が多様なニーズに応じた居住の場を選択でき、安全に安心して暮らすことができる環境づくりを推進するための指針として、平成22年9月に策定されたものです（平成24年8月に改正）。

■計画の位置づけ



3. 計画の期間

介護保険法第117条第1項において、介護保険事業計画は3年を1期とするよう規定されていることから、本計画の計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3か年としますが、前述の通り、団塊世代が後期高齢者の仲間入りをする平成37年（2025年）および団塊世代ジュニア世代が高齢者に達する平成52年（2040年）を見据えた中・長期的な視野に立った計画とします。計画の最終年度の平成29年度に見直しを行い、平成30年度を始期とする次期計画を策定する予定です。

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
	<2025年までの見直し>														
高齢者保健福祉計画	日野市 高齢者福祉 総合計画 [第5期介護保険 事業計画] (平成24年度～ 平成26年度)			第2期 日野市 高齢者福祉 総合計画 [第6期介護保険 事業計画] (平成27年度～ 平成29年度)			第3期 日野市 高齢者福祉 総合計画 [第7期介護保険 事業計画] (平成30年度～ 平成32年度)			第4期 日野市 高齢者福祉 総合計画 [第8期介護保険 事業計画] (平成33年度～ 平成35年度)			第5期 日野市 高齢者福祉 総合計画 [第9期介護保険 事業計画] (平成36年度～ 平成38年度)		
介護保険事業計画															
高齢者居住安定確保計画															

※（ ）内は、介護保険事業の計画期

4. 前期計画の成果

前期計画の高齢者福祉施策における、新規かつ重点事業のうち、第2期計画につながる主な成果は以下の通りとなっています。

前期計画事業番号	事業名称	整備予定・計画内容	整備状況・成果
001	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ① 特別養護老人ホームの新規整備	100床規模の新規整備	平成25年4月、公募。 平成25年9月、選定。 たかはた圏域に120床の医療体制強化型の特別養護老人ホームの整備が決定。平成28年7月、開設予定。
004	認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ② 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の新規整備	未整備地区を中心に2か所の新規整備	平成26年3月、ひの圏域に1か所開設。 平成26年9月、たかはた圏域に1か所開設。
022	小規模多機能型居宅介護 ③ 小規模多機能型居宅介護の新規整備	日常生活圏域に1か所以上の設置。今期は1か所の整備	平成24年7月、とよだ圏域に1か所開設。
013	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ④ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの導入	導入の可否を検討	平成26年2月、ひらやま圏域に1か所開設。
064 065 066	介護・医療の連携の推進	(1)介護・医療連携推進会議の創設 (2)介護・医療連携ツールの検討・普及 (3)介護と医療関係機関が1つの作成	(1)平成24年10月、「在宅高齢者療養推進協議会」を開設 (2)平成26年3月、「介護と医療の連携シート」を作成、運用開始。 (3)平成26年3月、「多職種連携ガイド」を作成。
028	医療機関ベッド確保事業の検討	在宅での療養生活をする高齢者が、介護者の入院等により在宅生活の継続が困難となった場合に、一時的に医療機関に入院することができるよう、医療機関のベッドを確保。	平成24年10月、日野市立病院に2床のベッドを確保。

5. 「第6期介護保険事業計画」策定にあたっての主な制度改正

『第6期介護保険事業計画』の策定にあたって、以下の諸点が改正されました。

(1) 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」

(平成26年6月成立)

主な法改正等の内容	
改正の趣旨	持続可能な社会保障制度の確立を図るため改革の推進に関する法律に基づく措置として、 効率的かつ質の高い医療提供体制を構築 するとともに、 地域包括ケアシステムを構築 することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療、介護保険法等の関係法律について所要の整備等を行う。
介護保険法の一部改正 (平成27年4月施行)	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせ、介護予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に移行し、多様化 ○特別養護老人ホームについて、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化 →新規入所者を、原則、要介護度3以上に重点化。ただし、要介護1・2でも一定の場合には入所可 ○低所得者の介護保険料軽減を拡充（予定） ○一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引き上げ（ただし、月額上限あり） →合計所得金額160万円（年金収入で単身280万円以上、夫婦359万円以上）以上を対象 ○低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に試算などを追加 →預貯金等が単身1,000万円超、夫婦2,000万円超の場合は対象外 →世帯分離した場合でも、配偶者が課税される場合は対象外

(2) 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」

(平成26年6月成立) に定められた主要事項

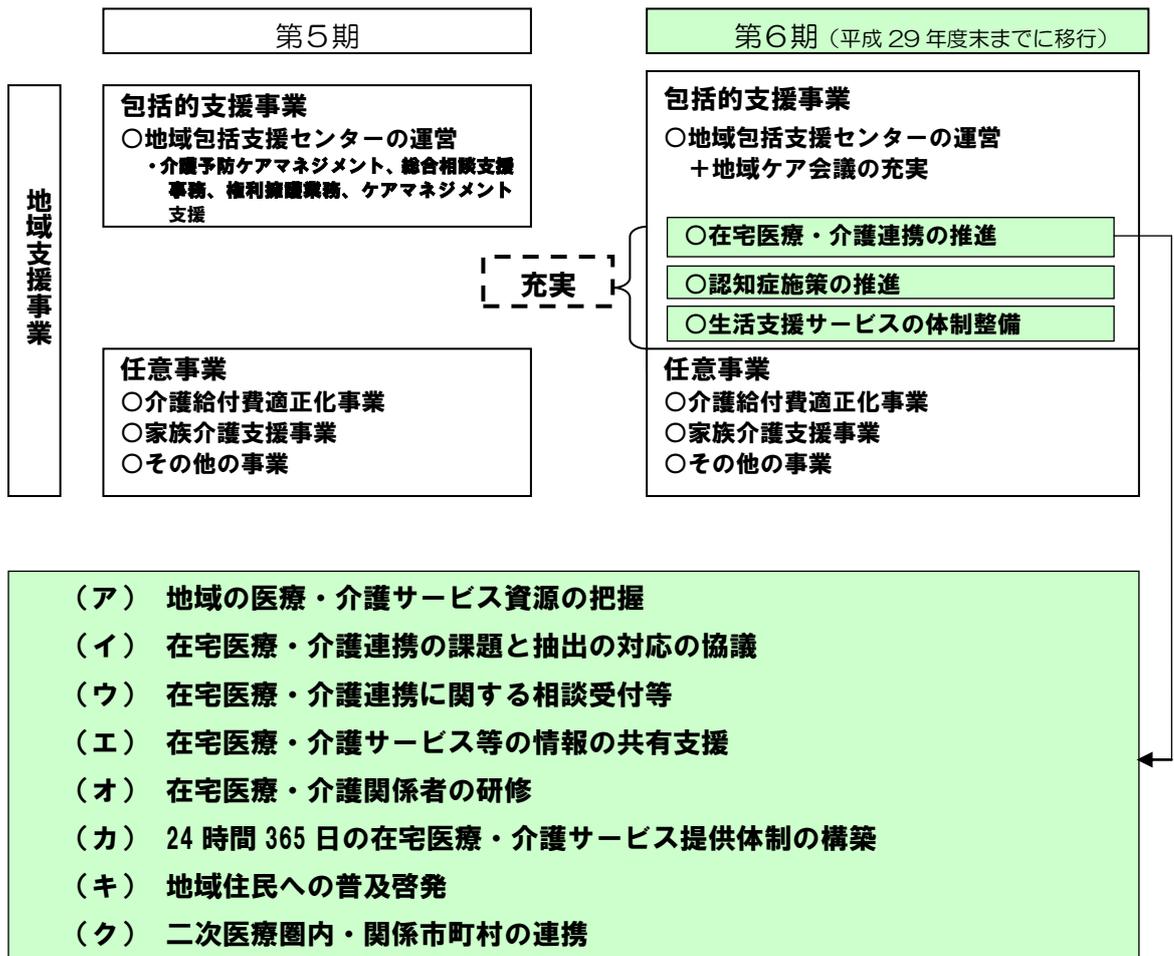
1) 在宅医療・介護連携の推進

○介護保険法の地域支援事業（包括的支援事業）への位置づけ

在宅医療・介護の連携推進を、介護保険法の地域支援事業の包括的支援事業に位置づける。市町村が主体となり、地区医師会等と連携しつつ取り組む。

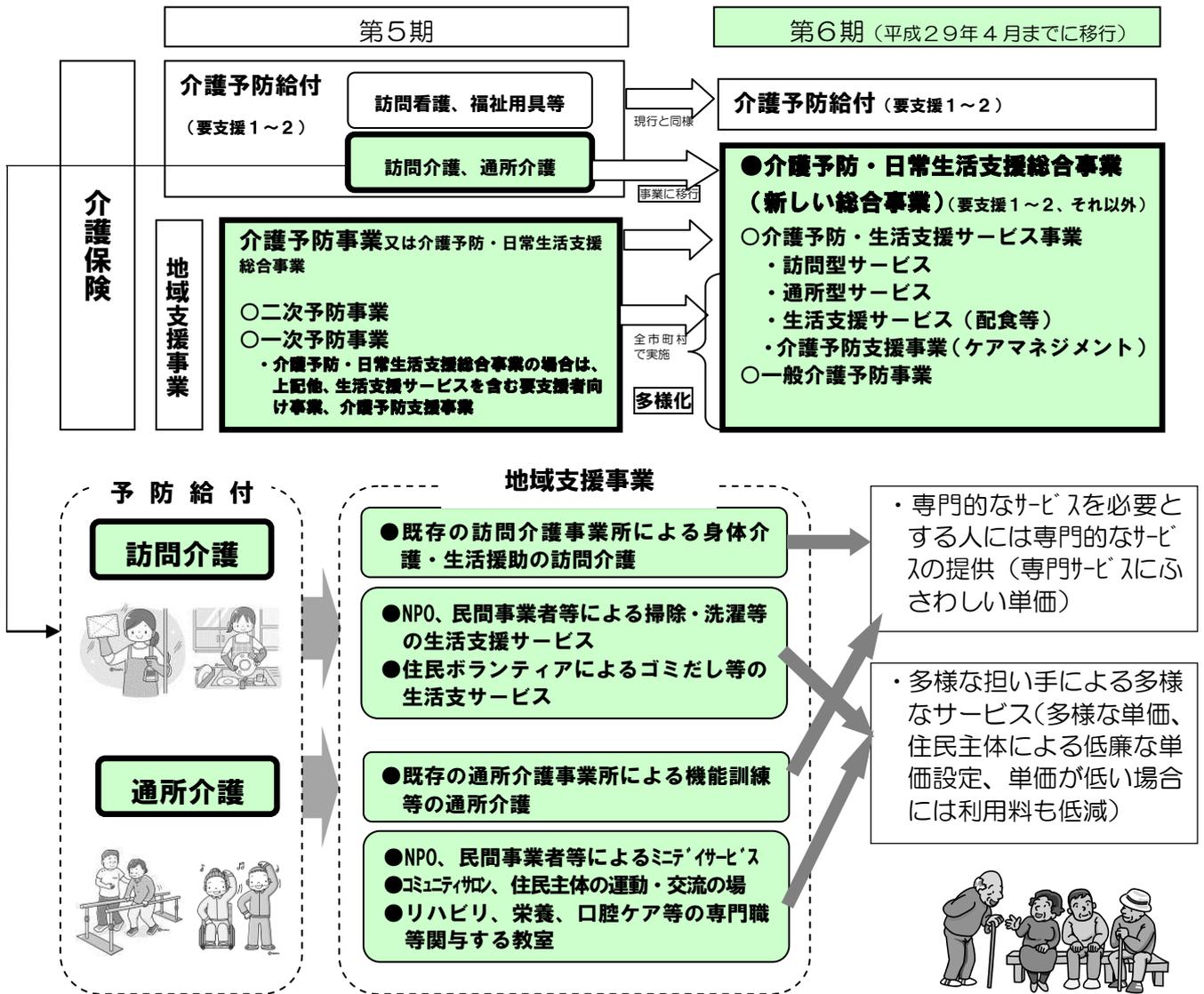
○在宅医療・介護連携推進事業の推進

各市町村が、原則として（ア）～（ク）の全ての事業項目を実施する。



2) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）

- 「新しい総合事業」とは、介護予防給付のうち、「訪問看護」、「福祉用具」については現行どおりとし、「訪問介護」、「通所介護」については、「地域支援事業」に位置づけ、既存の訪問・通所介護事業所のほか、NPOや民間事業、住民ボランティア等地域の多様な主体を活用し、多様なサービス提供を可能にする仕組みです。
- 新しい総合事業の展開により、1) サービスの充実、2) 費用の効率化、を同時に実現することが期待されます。また、高齢者はサービスの受け手であるだけでなく、ボランティア等、支え手として社会参加することも期待されています。



3) 生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加

○生活支援の必要性が増加

単身高齢者等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援サービスを提供することが必要。

○生きがいや介護予防

高齢者の介護予防が求められる中、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。

○生活支援コーディネーターの配置

生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化、地域の身近な相談窓口としての機能を担う。

○生活支援コーディネーターの配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。

4) 認知症施策の推進

○「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられることができる社会」の実現

「認知症の人は、精神科病院や施設を利用せざるを得ない」という考え方を改め、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられることができる社会」の実現を目指す。

○事後的対応→早期・事前的な対応

これまでの、認知症の人が行動・心理症状等により「危機」が発生してから「事後的な対応」が主眼であったのを、「危機」の発生を防ぐ「早期・事前的な対応」に基本を置く。

○認知症施策推進のため、介護保険法の地域支援事業への位置づけ

認知症初期集中支援チームの設置や、認知症地域支援推進員の設置などを進めます。

①認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問（アウトリーチ）し、認知症の専門医による鑑別診断等をふまえて、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。

②認知症地域支援推進員

認知症の人ができる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて、医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。

◆認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）
～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～

国では、今後、高齢者の約4人に一人が認知症又はその予備群であり、高齢化の進展に伴い認知症の人はさらに増加することを踏まえ、認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きて行くことが必要との観点から、「認知症の人の意思が尊重され、出来る限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す」という基本的考え方により以下七つの柱を打ち出しました。

七つの柱

- ① 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- ② 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- ③ 若年性認知症施策の強化
- ④ 認知症の人の介護者への支援
- ⑤ 認知症の人を含む高齢医者にやさしい地域づくりの推進
- ⑥ 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進
- ⑦ 認知症の人やその家族の視点の重視

5) 地域ケア会議の推進**○地域ケア会議の更なる推進**

地域ケア会議（地域包括支援センター及び市町村レベルの会議）については、地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールであり、更に取り組を進めることが必要。

○個別事例検討から地域課題の解決・ネットワーク構築等につなげる

個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域ネットワーク構築につなげるなど、実効性あるものとして定着・普及させる。

○地域ケア会議の介護保険法への位置づけ

これまで通知に位置づけられていた地域ケア会議について、介護保険法で制度的に位置づける。

第2章 高齢者を取りまく環境の現状と課題

1. 人口・世帯等

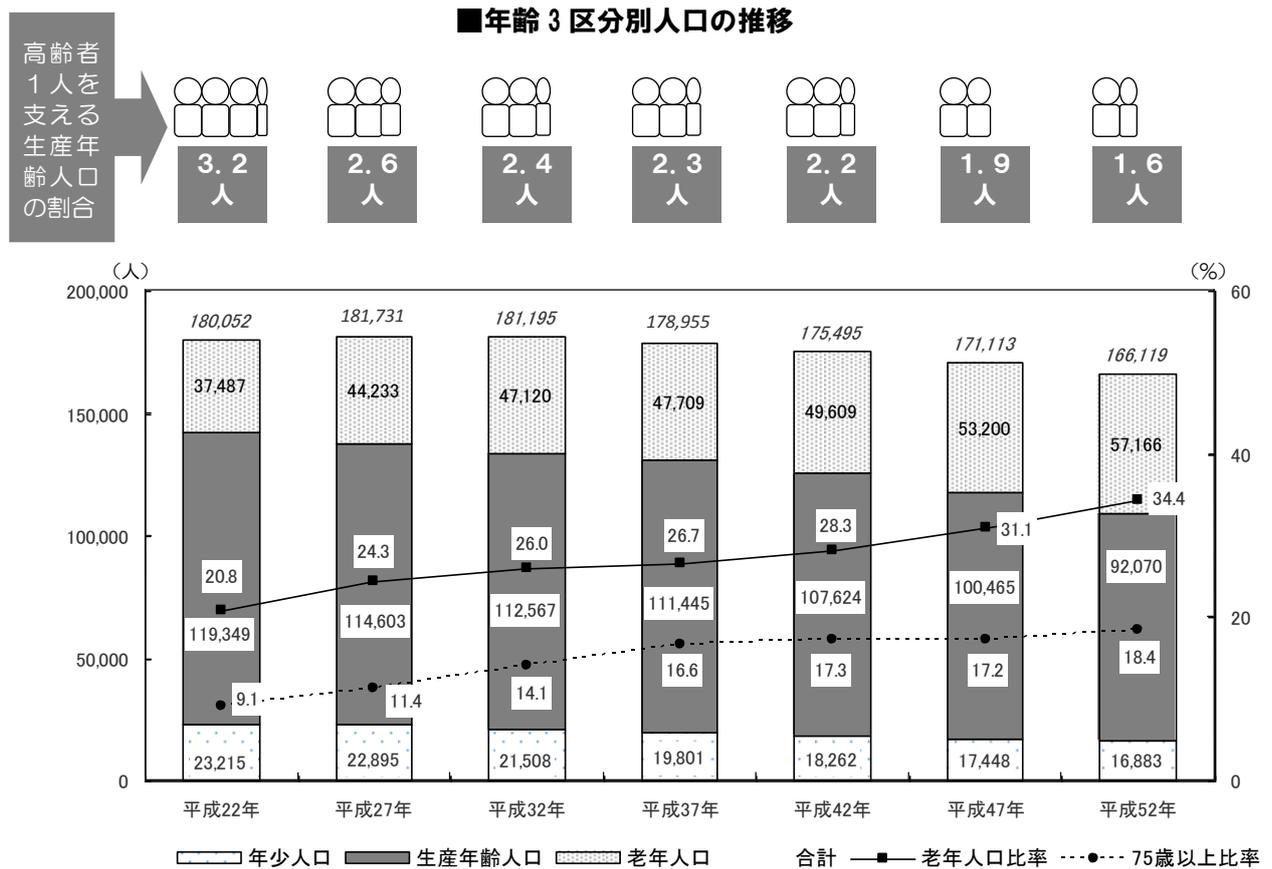
(1) 人口

1) 人口

日野市の人口動態を見ると、現在から平成27年までは人口は増加し、181,731人でピークとなります。一方、人口構成を見ると、平成22年度では高齢化率が20.8%、75歳以上の人口比率が9.1%であるのに対し、人口の増減にかかわらず、高齢化率・75歳以上の人口比率はともに上昇傾向です。

また、高齢化率・75歳以上の人口比率は、団塊世代¹が75歳を超える平成37年(2025年)では、それぞれ26.7%、16.6%(国：30.3%、18.1%、東京都：25.2%、15.0%)、団塊ジュニア世代²が65歳を越える平成52年(2040年)では、それぞれ34.4%、18.4%(国：36.1%、20.7%、東京都：33.5%、17.4%)に達します。

高齢者の生産年齢人口比率を見ると、平成22年では、1人の高齢者を3.2人の生産年齢人口が支えているのに対し、平成37年では2.3人となり、平成52年では1.6人となります。



資料：国立社会保障・人口問題研究所 男女・年齢（5歳）階級別データ『日本の地域別将来推計人口』（平成25年3月推計）
 ※推計の出発点となる基準人口は、総務省統計局『平成22年国勢調査による基準人口』による平成22（2010年）10月1日現在男女年齢各歳別人口（総人口）

※中位推計

¹ 団塊世代：1947（昭和22）年～1949（昭和24）年生まれ（厚生労働省：平成20年版厚生労働白書）

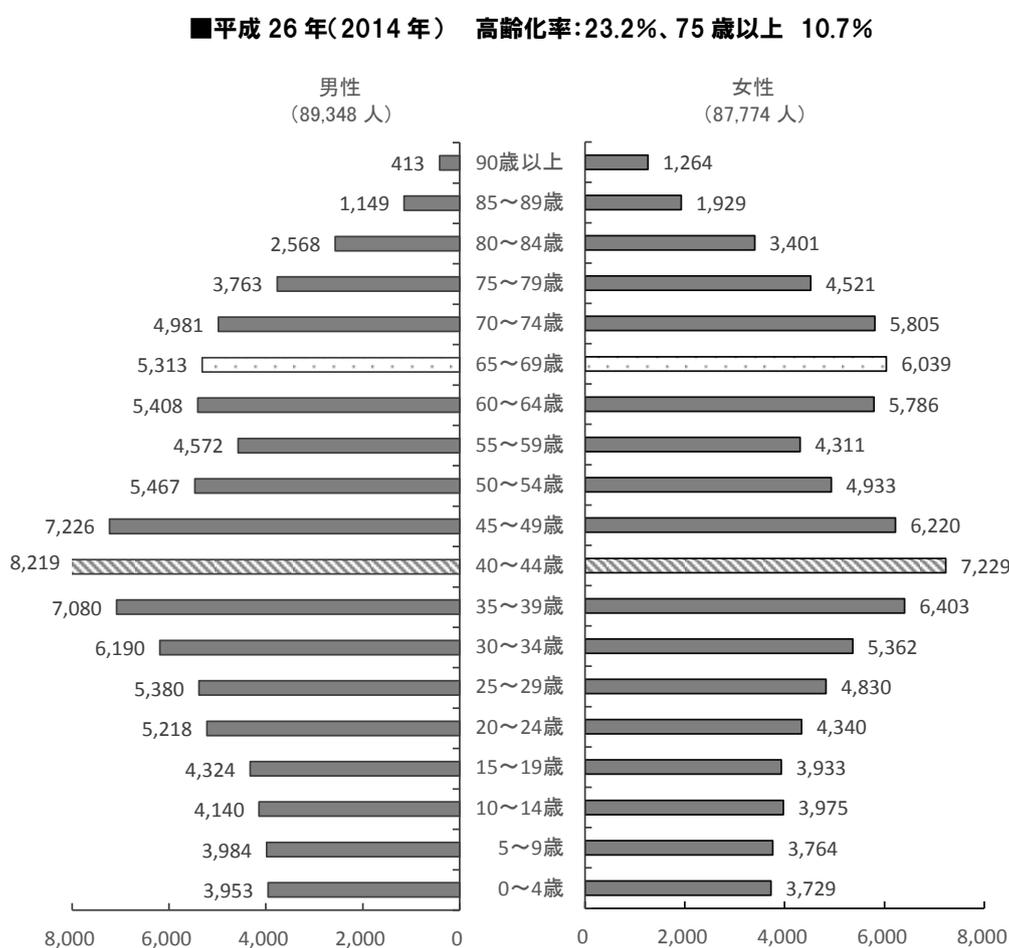
² 団塊ジュニア世代：1971（昭和46）～1974（昭和49）年生まれ（厚生労働省：平成20年版厚生労働白書）

2) 5歳階級別人口

平成26年1月現在における5歳階級別人口分布（人口ピラミッド）をみると、日野市で最も多い年代は、男性、女性ともに40歳から44歳までの働き盛りの層となっています。2番目に多いのは、男性では45歳から49歳まで、女性では35歳から39歳までとなっています。

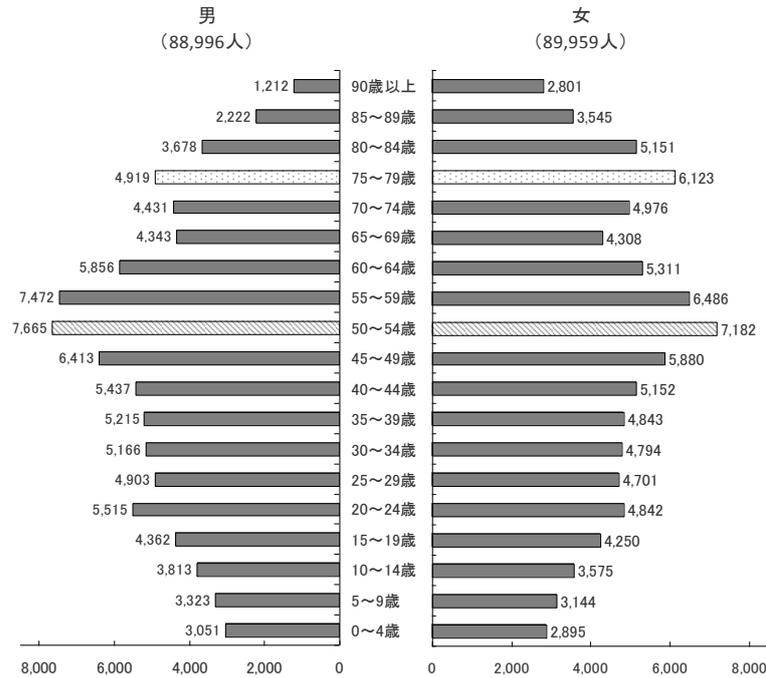
なお、高齢化率は「団塊の世代」が順次高齢期に移行することから、今後も高齢者人口は増加します。具体的には、平成37年推計を見ると、団塊の世代が後期高齢者となり、高齢化率が26.7%、75歳以上が16.6%となります。また、平成52年推計を見ると、団塊ジュニア世代が前期高齢者となり、高齢化率が34.4%、75歳以上が18.4%となります。

【5歳階級別人口ピラミッド】

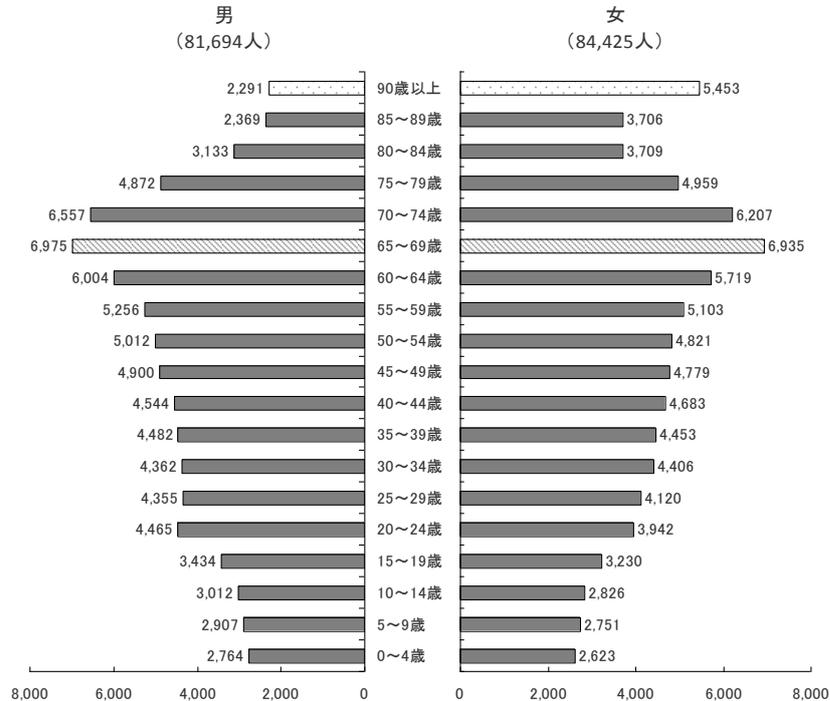


資料：住民基本台帳による東京都の世帯と人口（日野市）平成26年1月 第6表

■ 平成 37 年(2025 年) 高齢化率:26.7%、75 歳以上:16.6%



■ 平成 52 年(2040 年) 高齢化率:34.4%、75 歳以上:18.4%



資料：国立社会保障・人口問題研究所 男女・年齢（5歳）階級別データ『日本の地域別将来推計人口』（平成 25 年 3 月推計）
 ※推計の出発点となる基準人口は、総務省統計局『平成 22 年国勢調査による基準人口』による平成 22（2010 年）10 月 1 日現在男女年齢各歳別人口（総人口）

3) 第1号被保険者数

第1号被保険者数を65歳から74歳までの前期高齢者と75歳以上の後期高齢者に区分してみると、平成26年9月末現在前期高齢者は22,731人、後期高齢者は19,491人、高齢者人口に占める75歳以上人口の割合は46.2%となっています。

高齢化が進行し、第1号被保険者は平成27年には44,233人、平成28年には44,810人、本計画の目標年次である平成29年には45,388人と、増加が見込まれます。65歳以上人口に占める75歳以上人口の割合も、平成29年には50.0%となることが見込まれます。さらに、平成32年以降では、平成32年から平成42年までの10年間では約2,500人の伸びですが、平成42年度から以降は、いわゆる団塊ジュニアが高齢者になるため、5年間で3,500から4,000人近い伸びになることが予測されます。



資料：介護保険事業報告、平成26年以降は国ワークシートに基づく推計値

4) 認知症高齢者数の推計

認知症高齢者数については、平成25年11月に都で実施した「要介護者数・認知症高齢者数等の分布調査」によれば、日野市では自立度Ⅱa以上の方が3,461人と推計されます。³ 要介護（要支援）認定者数に対する出現率は、46.8%（都55.0%）です。

年齢階層別・居所別	総数	認知症高齢者の日常生活自立度									Ⅱa以上 (再掲)
		自立	I	Ⅱa	Ⅱb	Ⅲa	Ⅲb	Ⅳ	M	不明	
総数	7,391	1,657	1,510	600	1,220	958	214	375	94	763	3,461
居宅	5,491	1,471	1,301	465	868	476	93	108	30	679	2,040
指定介護老人福祉施設	417	4	8	13	70	119	52	110	16	25	380
介護老人保健施設	368	3	21	24	96	158	25	36	5	-	344
指定介護療養型医療施設	63	1	1	3	4	12	5	30	7	-	61
認知症グループホーム	41	-	-	-	13	15	2	10	-	1	40
ケアハウス	308	22	63	32	64	73	12	26	7	9	214
医療機関（療養）	109	6	8	5	13	32	7	25	12	1	94
医療機関（療養以外）	502	148	102	51	77	65	12	30	17	-	252
その他の施設	45	2	6	7	15	8	6	-	-	1	36
不明	47	-	-	-	-	-	-	-	-	47	-

³ 認知症の自立はⅠ～Ⅴ、Ⅳで判定され、自立度Ⅱaとは「家庭外において、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態」を指します。

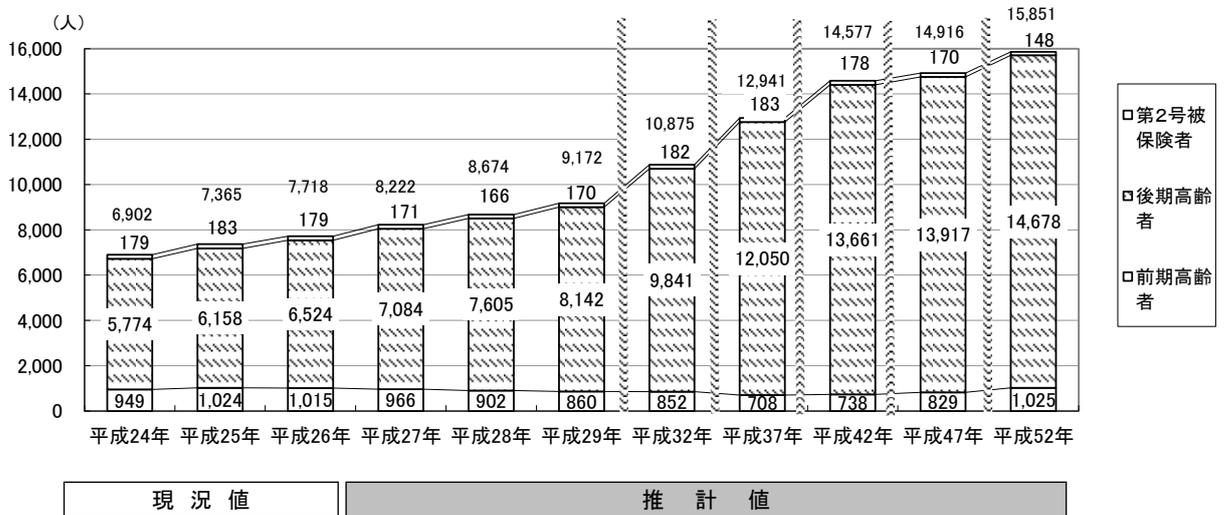
(2) 介護保険サービスの利用者数

1) 要支援・要介護認定者数

高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者数は年々増加しており、平成26年9月末現在7,718人、認定率は17.9%(65歳から74歳まで:4.5%、75歳以上:33.5%)となっています。

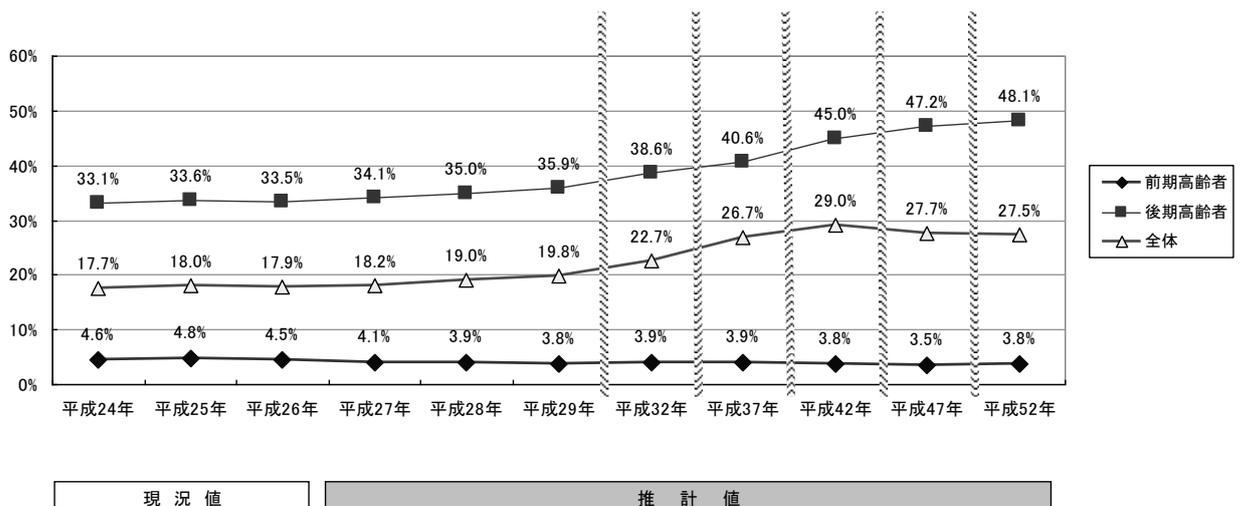
今後とも要支援・要介護認定者数は増加し、平成27年には8,222人、平成28年には8,674人、目標年次である平成29年には9,172人になると見込まれ、特に90歳以上の方が大幅に増加すると見込まれます。平成29年以降はいわゆる団塊の世代が後期高齢者になることもあり、平成42年まで後期高齢者の伸びが大きくなるのが特徴です。

■要支援・要介護認定者数の推移



資料：介護保険事業報告，平成27年以降は国ワークシートに基づく推計値
 ※第1号被保険者の要支援・要介護認知者数：前期高齢者+後期高齢者

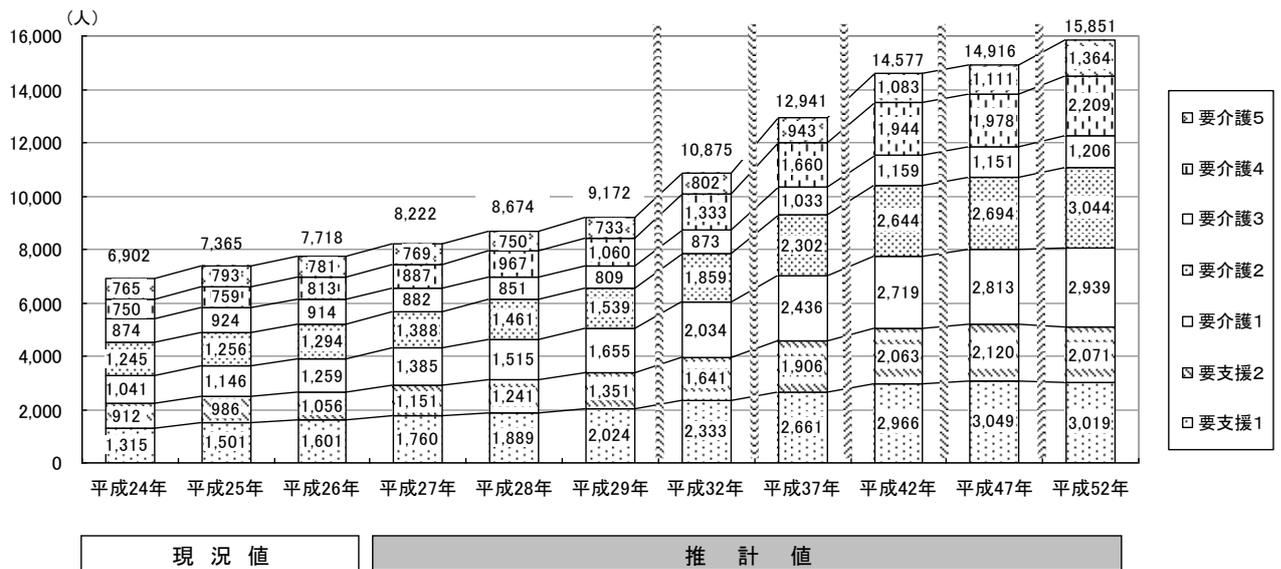
■要支援・要介護認定率の推移



資料：介護保険事業報告，平成27年以降は国ワークシートに基づく推計値

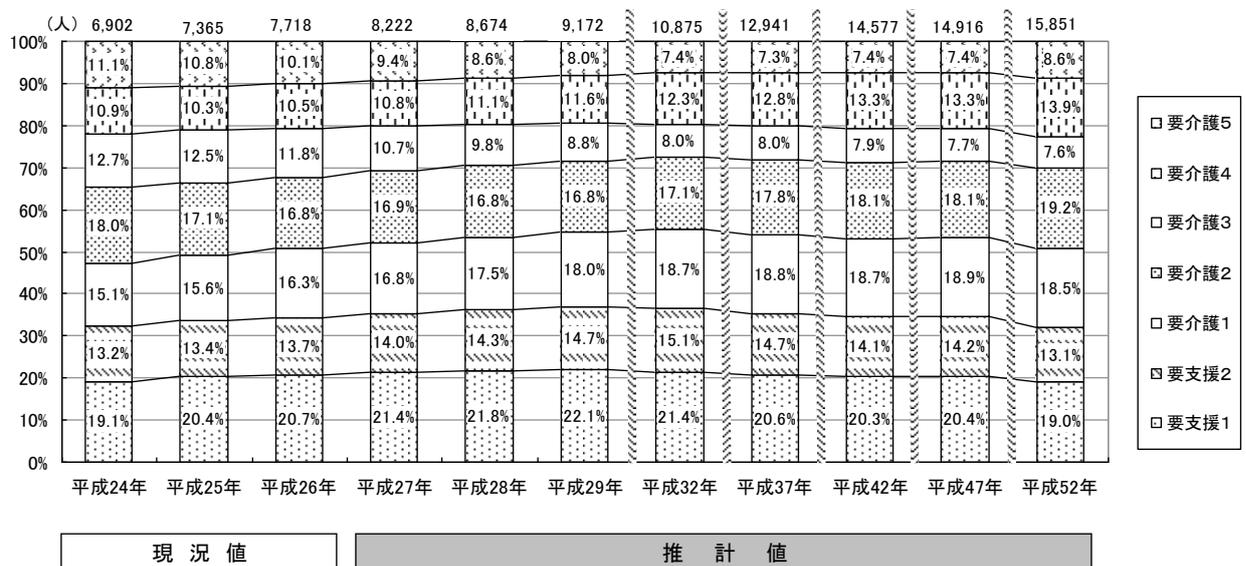
第2章 高齢者を取りまく環境の現状と課題

要介護度別要支援・要介護認定者数の推移



資料：介護保険事業報告，平成27年以降は国ワークシートに基づく推計値

要介護度別要支援・要介護認定者数の比率



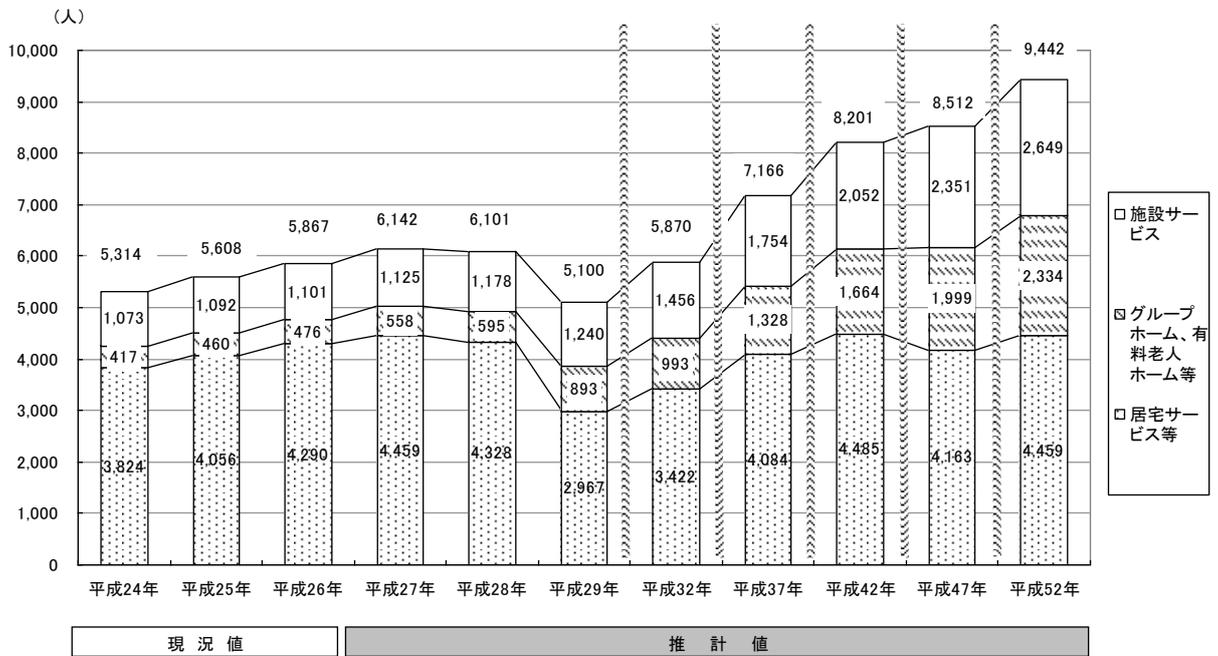
資料：介護保険事業報告，平成27年以降は国ワークシートに基づく推計値

2) 介護保険サービスの利用者数

① 介護保険サービス利用者数の推移

介護保険サービスの利用者は、平成24年以降着実に増加しており、平成26年9月末現在5,867人を数え、要支援・要介護認定者数の76.0%を占めています。サービス別にみると、居宅サービス利用者数は4,290人（全体の78.1%）、地域密着型サービス利用者数は476人（同8.1%）、施設サービス利用者数は1,101人（同18.8%）となっています。平成29年度以降は、後期高齢者数の伸びにあわせて、介護サービス利用者数は平成42年まで増加し、一度平成47年までは伸びが鈍化するものの、平成52年には再度介護サービス利用者数の伸びが大きくなることが見込まれます。

■ 介護保険サービス利用者数の推移



資料：介護保険事業報告（各年9月実績）平成27年以降は国ワークシートに基づく推計値

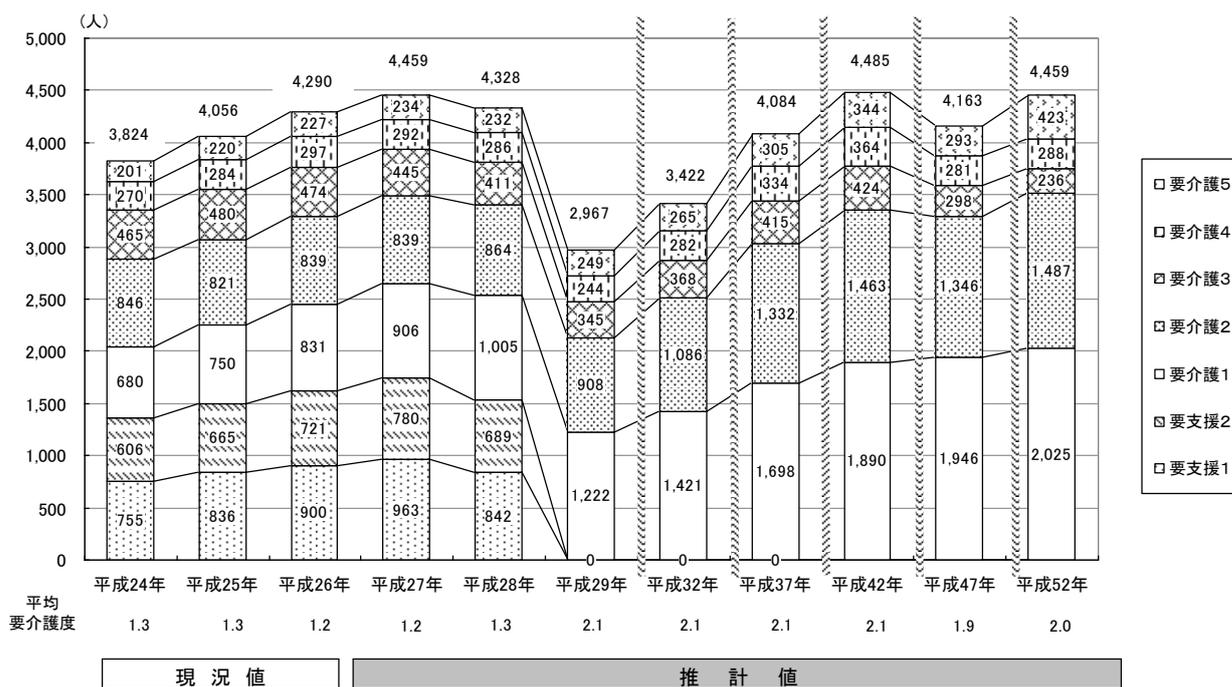
注：グラフの数値はいずれも小数点以下を有しているため、合計値が一致しないことがあります。
 また、平成29年度は要支援者のかなりの人数が新しい総合事業に移行するため減少しています。
 施設サービス・・・介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設
 グループホーム・
 有料老人ホーム等・・・居宅のサービスであるが、その施設に属するケアマネジャーが計画策定をするサービス種別
 居宅サービス等・・・居宅介護支援事業所等のケアマネジャーがケアプランを策定する必要のあるサービスで、居宅サービスと一部の地域密着型サービスを含む

②要介護度別居宅サービス利用者数の推移

要介護度別にサービス利用者数をみると、居宅サービスでは平成24年以降、年により多少の上下はありますが、いずれも利用者が増加しています。平均要介護度はやや下がるものの、大きな変化はないと見込まれます。

居宅サービスの利用者については、介護サービスの利用者数と同様に、平成27年以降は平成42年まで増加し、平成47年ではやや減少するものの、平成52年には再度大きな伸びになると見込まれます。

■要介護度別居宅サービス利用者数の推移



資料：介護保険事業報告（各年9月実績）平成27年以降は国ワークシートに基づく推計値

また、平成29年度は要支援者のかかりの人数が新しい総合事業に移行するため減少しています。

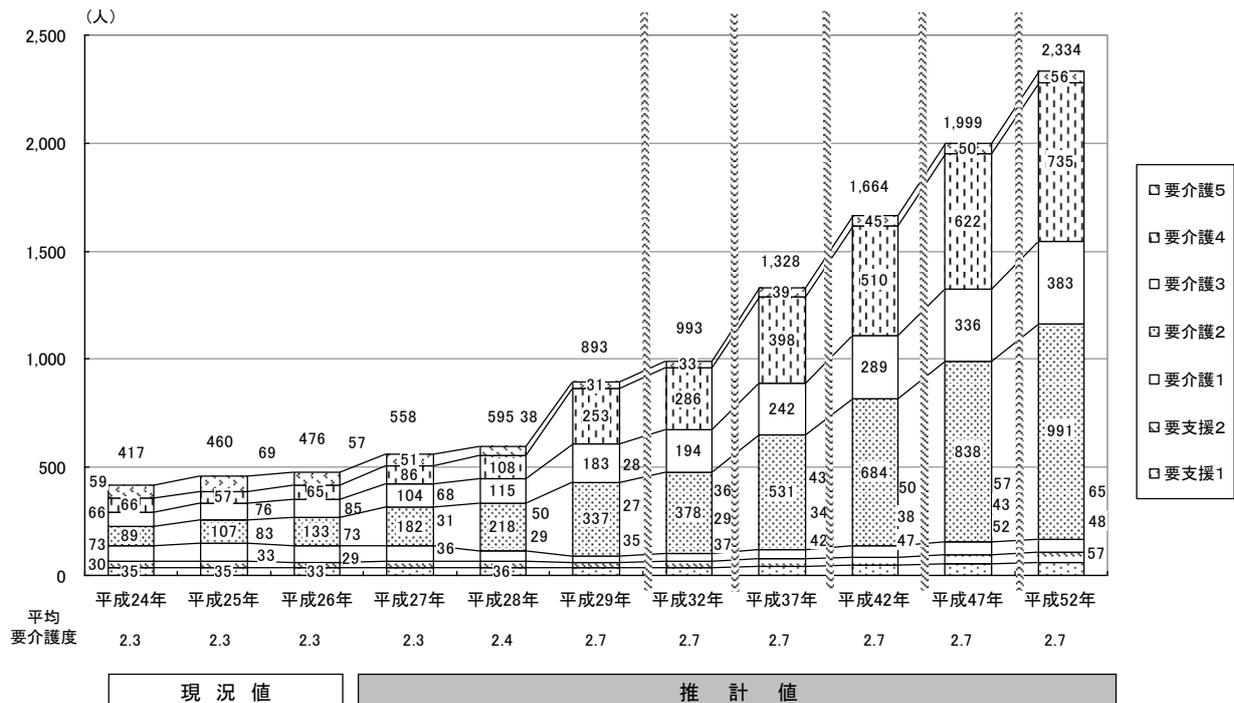
注：本サービスの対象は、居宅サービスに加えて、地域密着型サービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスを含みます。

③要介護度別地域密着型サービス利用者数の推移

地域密着型サービスの利用者は、今後、要介護1から5までについて大幅な増加が予想されます。平均要介護度も平成37年には2.7になると見込まれます。

居宅サービスと同様に、平成42年まで増加し、平成47年では伸びは鈍化するものの、平成52年には再度大きな伸びになると見込まれます。

■要介護度別地域密着型サービス利用者数の推移



資料：介護保険事業報告（各年9月実績）平成27年以降は国ワークシートに基づく推計値

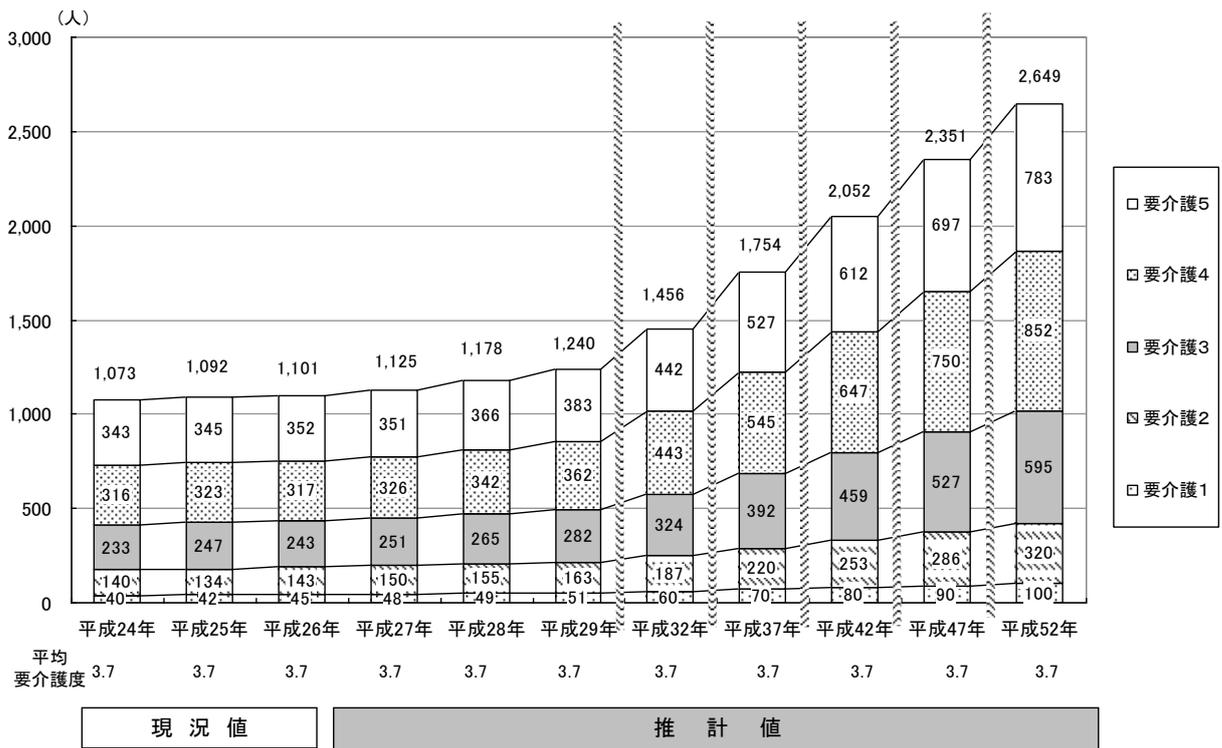
注：本サービスの対象は、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護です。

④要介護度別施設サービス利用者数の推移

施設サービスでは、要介護2・要介護3の利用者はほぼ横ばいであるに対し、要介護1・要介護4・要介護5の利用者が増加しています。平均要介護度には大きな変化はないと見込まれます。

施設サービスの利用者については、平成52年まで少しずつ増加していくことが見込まれます。

■要介護度別施設サービス利用者数の推移



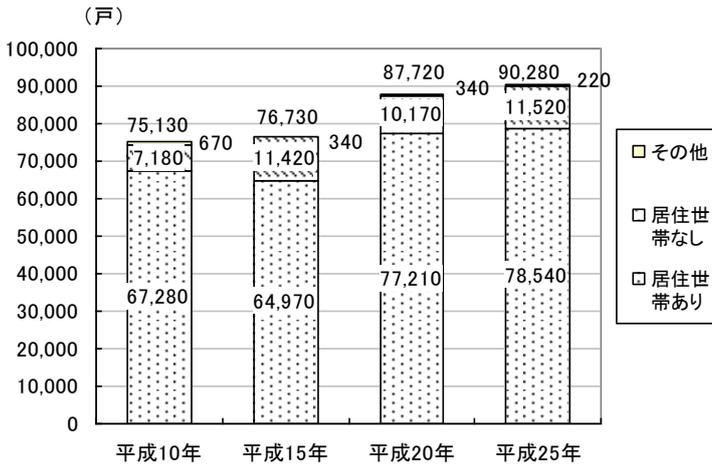
資料：介護保険事業報告（各年9月実績）平成27年以降は国ワークシートに基づく推計値
 注：本サービスの対象は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3サービスです。

(3) 日野市の住宅の状況

1) 住宅ストックの状況と賃貸重役の空き家の状況

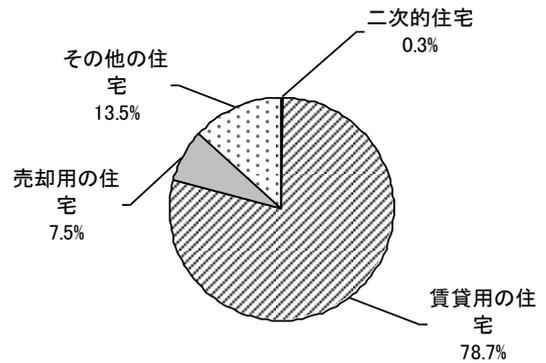
国の実施した「平成25年度住宅・土地統計調査」によれば、全住宅の1割以上が空き家になっています。空き家の種別としては、賃貸用の空き家が全体の約67.0%と多くなっています。

■住宅総数と居住状況の推移



資料：平成25年度総務省「住宅・土地統計調査」

■居住世帯なしの住宅の状況 (平成25年)

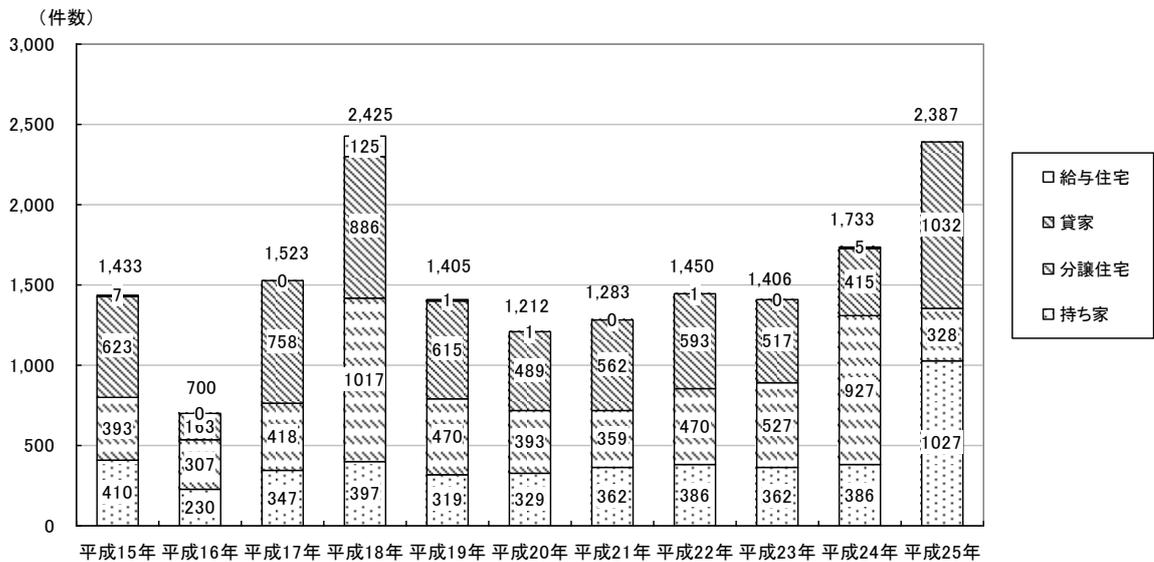


資料：総務省「住宅・土地統計調査」

2) 新設住宅着工動向

住宅着工統計からみると、市内には年間700戸から2,500戸の住宅が整備されています。そのうち借家は400戸から900戸と、年度により変化があります。

■新規住宅着工件数動向



資料：国土交通省「住宅着工統計」

3) 公的賃貸住宅の立地状況

平成 22 年国勢調査によれば、市内には都市機構の賃貸住宅が 5,619 戸、都営住宅が 2,908 戸に居住しています。多摩地域の周辺地域と比較すると、公的住宅が充実しています。

■公的賃貸住宅ストック数（平成 22 年）

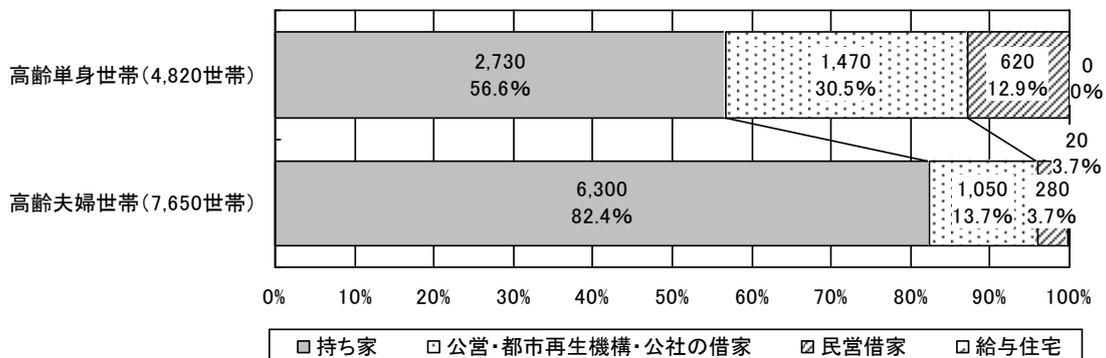
	日野市		多摩地域26市	
	世帯数	千戸当たり戸数	世帯数	千戸当たり戸数
公的賃貸住宅計	10,495	131.1	206,552	113.8
都営住宅	2,908	36.8	90,401	49.8
市町村営住宅	731	9.1	6,996	3.9
都市機構賃貸住宅	5,619	70.2	67,027	36.9
公社一般賃貸住宅	906	11.3	32,576	17.9
高齢者向け優良賃貸住宅	12	0.1	74	0.0
都民住宅	319	4.0	9,478	5.2

資料：平成 22 年国勢調査

4) 民間賃貸住宅の状況

高齢者単身世帯、高齢夫婦世帯の住宅所有関係別世帯比率を見ると、高齢単身世帯では、「借家」の割合が多く、あわせて全体の約 43%が該当しています。

■高齢者単身世帯、高齢夫婦世帯の住宅所有関係別世帯比率



資料：総務省『平成 20 年住宅・土地統計調査報告』

(4) 高齢者のいる世帯の状況

1) 高齢者のいる一般世帯数

日野市の65歳以上の親族のいる一般世帯数の割合は、平成7年で19.1%であるのに対し、平成22年では31.0%となっており、高齢者のいる一般世帯数に占める高齢単身世帯数の割合は、平成7年で18.3%、平成22年では27.2%となっています。

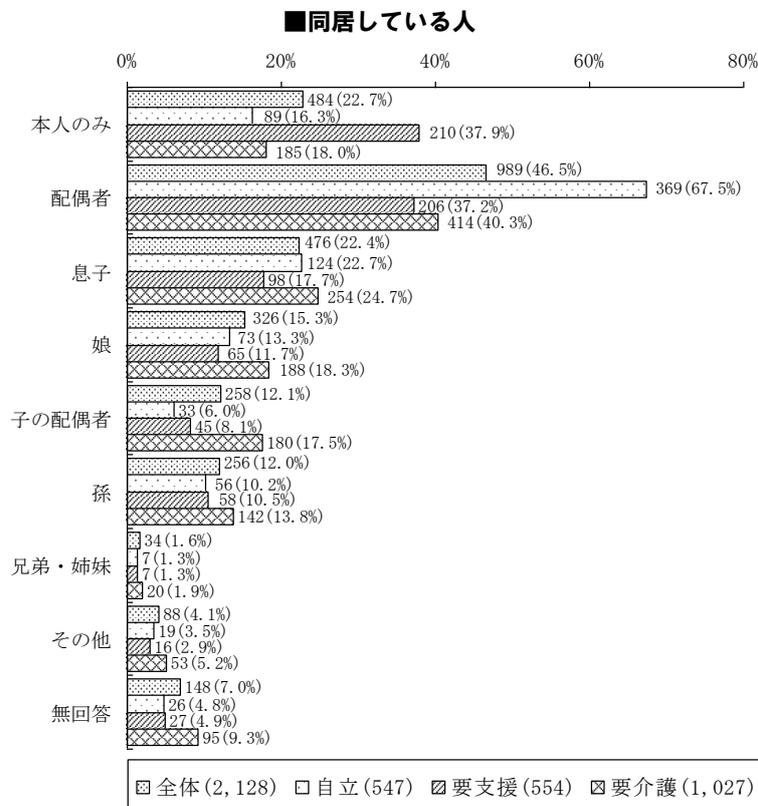
(単位:世帯、%)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯数	67,212	71,438	77,349	80,040
65歳以上親族のいる一般世帯数	12,845	16,257	20,498	24,850
高齢単身世帯数	2,345	3,360	4,898	6,767
高齢夫婦世帯数	3,558	5,158	6,782	8,199
その他の世帯数	6,942	7,739	8,818	9,884
一般世帯数に占める65歳以上親族のいる世帯の割合	19.1	22.8	26.5	31.0
高齢者のいる一般世帯数に占める高齢単身世帯数の割合	18.3	20.7	23.9	27.2

資料：総務省 国勢調査

2) 高齢者世帯の状況

『第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書』によると、同居している人は、最も多いのは、自立及び要介護が「配偶者」、要支援が「本人のみ」となっています（ただし、要支援については、「本人のみ」と「配偶者」はほぼ同率）。



資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書
(自立高齢者、要支援高齢者、要介護高齢者)

3) 主な介護・要介護者の年齢

「介護・介助を受けている」と回答した人の主な介護・介助者の年齢は、「65歳未満」において、要支援が約20%、要介護が約37%、65歳以上のいわゆる“老老介護”がそれぞれ38%、約53%を占めています。

■主な介護者の年齢

単位：%

	65歳未満	65～74歳	75～84歳	85歳以上	無回答
要支援(554)	110(19.9%)	65(11.7%)	90(16.2%)	56(10.1%)	233(42.1%)
要介護(1,027)	375(36.5%)	254(24.7%)	207(20.2%)	79(7.7%)	112(10.9%)

資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（要支援・要介護高齢者）

4) 日中独居の状況

家族と同居している人の日中独居の状況は、「よくある」と「たまにある」を合わせた「ある」と回答した人は、自立が約63%、要支援が約83%、要介護が約65%をそれぞれ占めています。

■日中独居の状況

単位：%

	よくある	たまにある	ない	無回答
全体(1,560)	401(25.7%)	659(42.2%)	285(18.3%)	215(13.8%)
自立(547)	128(23.4%)	219(40.0%)	77(14.1%)	123(22.5%)
要支援(311)	109(35.0%)	150(48.2%)	35(11.3%)	17(5.5%)
要介護(702)	164(23.4%)	290(41.3%)	173(24.6%)	75(10.7%)

資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（自立・要支援・要介護高齢者）

2. 日常生活の状況

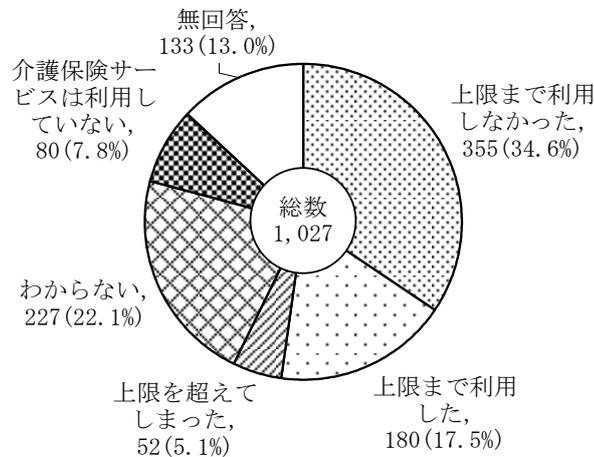
(1) 介護保険サービスの利用状況

1) 介護保険サービスの利用料と上限まで利用していない理由

『第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書』によると、介護保険サービスの利用料は、「上限まで利用しなかった」が約35%を占めています。

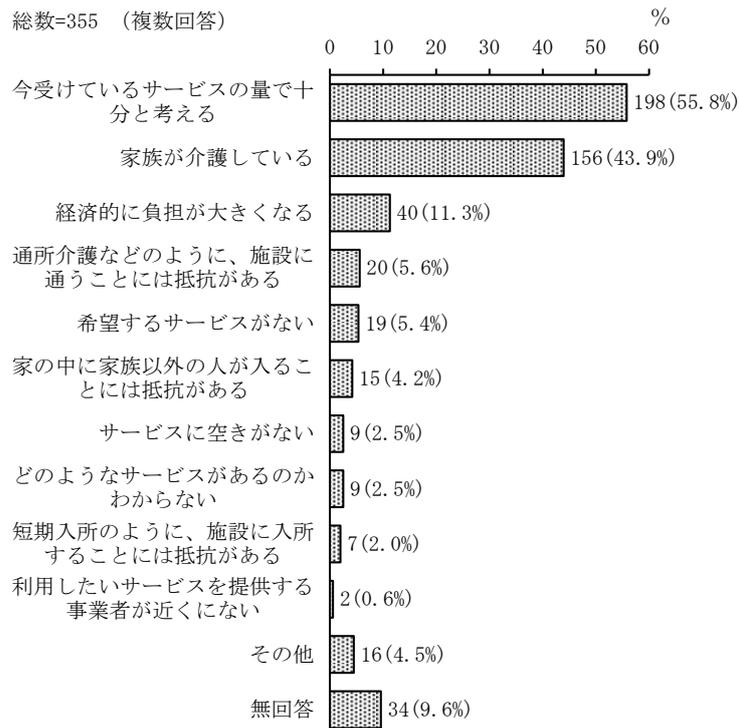
要介護者で“上限まで利用しなかった”と回答した人の理由は、「今受けているサービスの量で十分と考える」が最も多く、半数を占めており、3年前の調査で1位だった「家族が介護しているから」は2位となっています。

■介護保険サービスの利用量



資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（要介護高齢者）

■上限まで利用していない理由（複数回答）

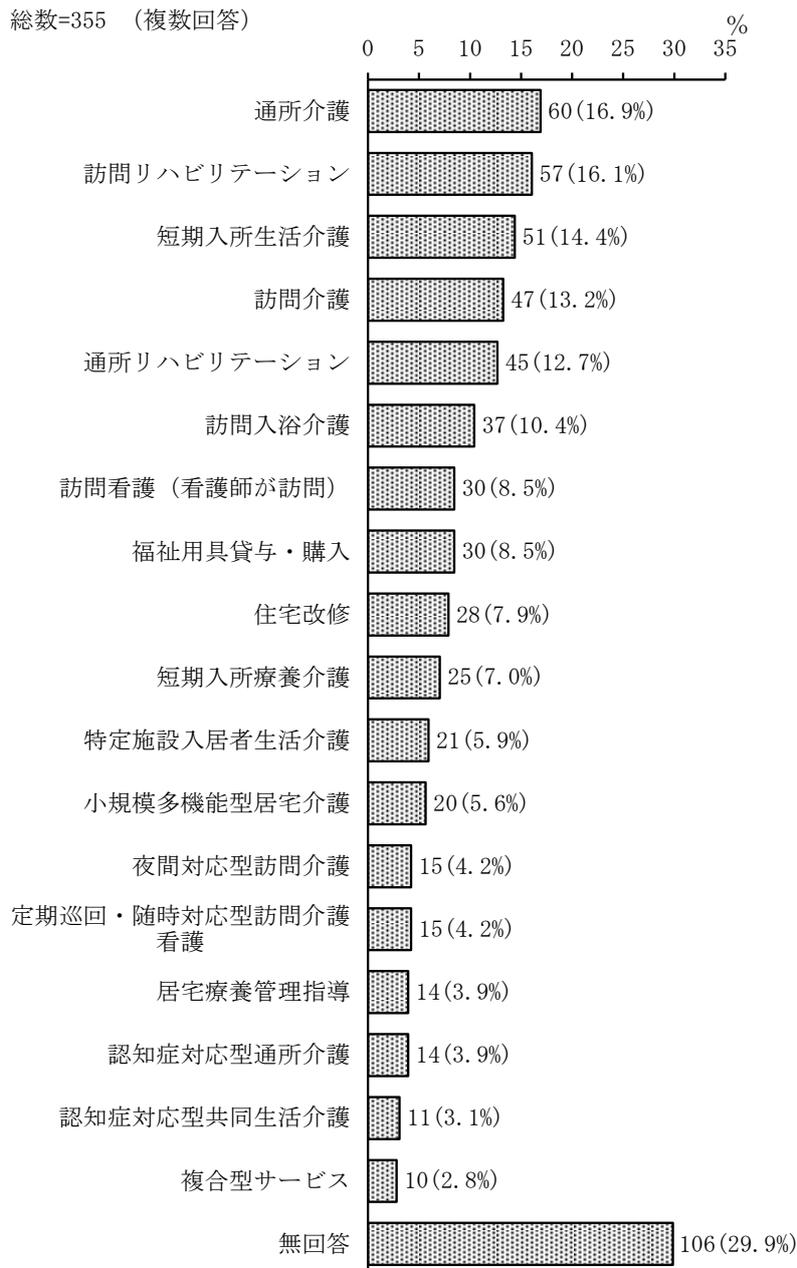


資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（要介護高齢者）

2) 上限まで利用できたら増やしたい介護保険サービス

介護保険サービスを「上限まで利用しなかった」と回答した人の上限まで利用するとしたら、増やしたい介護保険サービスは、「通所介護」「訪問リハビリテーション」「短期入所生活介護」「訪問介護」「通所リハビリテーション」などが多く挙げられています。なお、3年前の調査では「短期入所」が1位でした。

■上限まで利用できたら増やしたい介護保険サービス（複数回答）



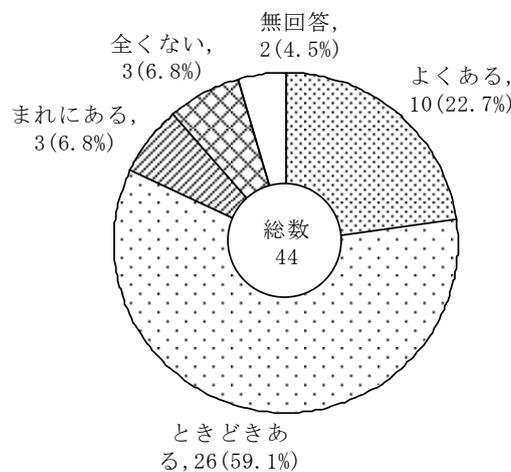
資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（要介護高齢者）

3) ショートステイの利用状況

介護支援専門員が、緊急時にショートステイの確保に困った経験が「よくある」と回答した人は約23%となっています。

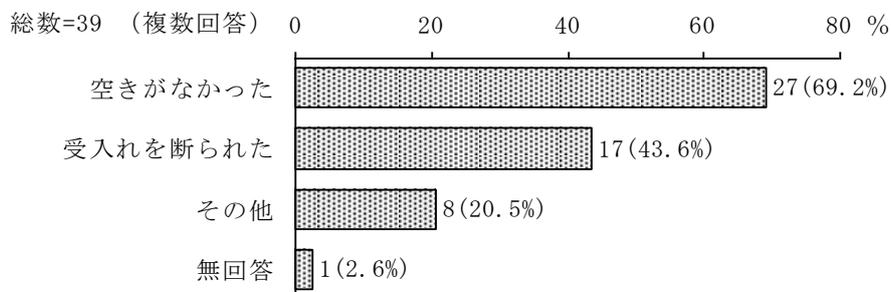
確保に困った理由は、「空きがなかった」が約69%、「受入れを断られた」が約44%を占めています。ショートステイの受入れを断られた理由は、「認知症による問題行動の懸念があるため」が約77%、「初めての利用者は受入れられないとの対応を受けたため」が約71%、「本人の疾患が不明であった又は診療情報提供票の入手ができなかったため」が約59%をそれぞれ占めています。3年前と比較すると「よくある」への回答は23ポイント減少しています。

■緊急時にショートステイの確保に困った経験の有無



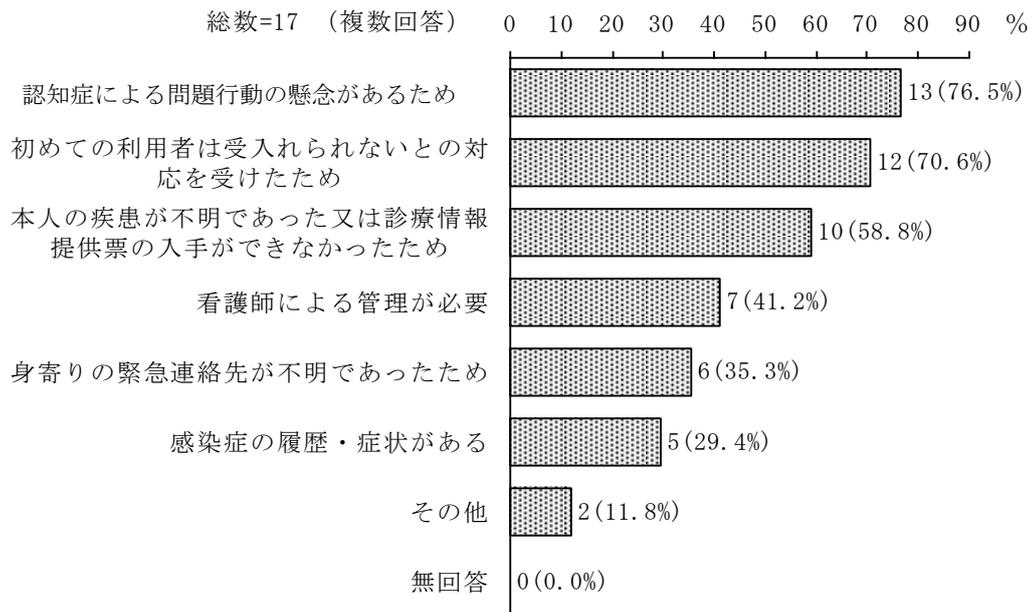
資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（介護支援専門員）

■緊急ショートステイの確保に困った理由（複数回答）



資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（介護支援専門員）

■受入れを断られた理由（複数回答）



資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（介護支援専門員）

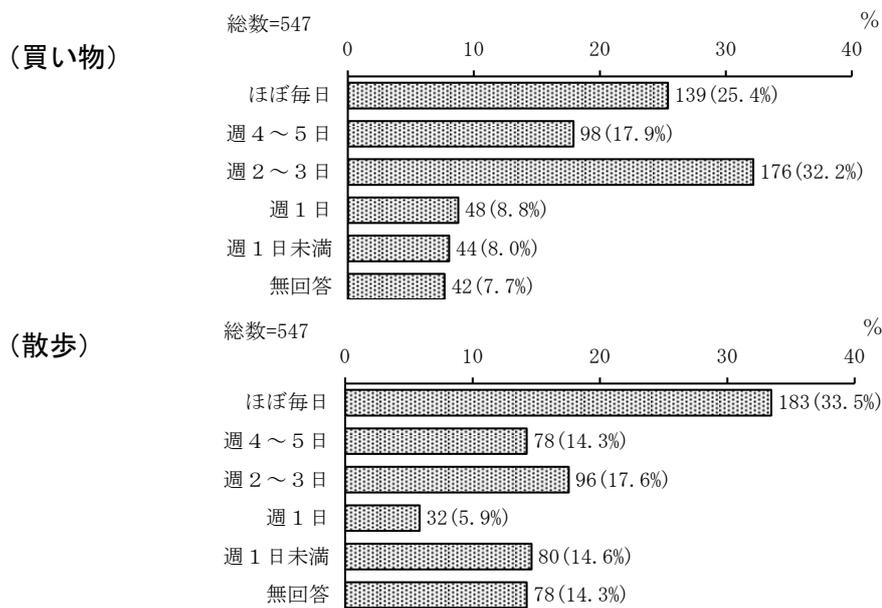
（2）外出・買い物・食事等の状況

1）外出の状況

自立高齢者の「買い物」では、「週2～3日」が約32%で最も多く、「ほぼ毎日」が約25%、「週4～5日」が約18%、「週1日」が約9%で続きます。

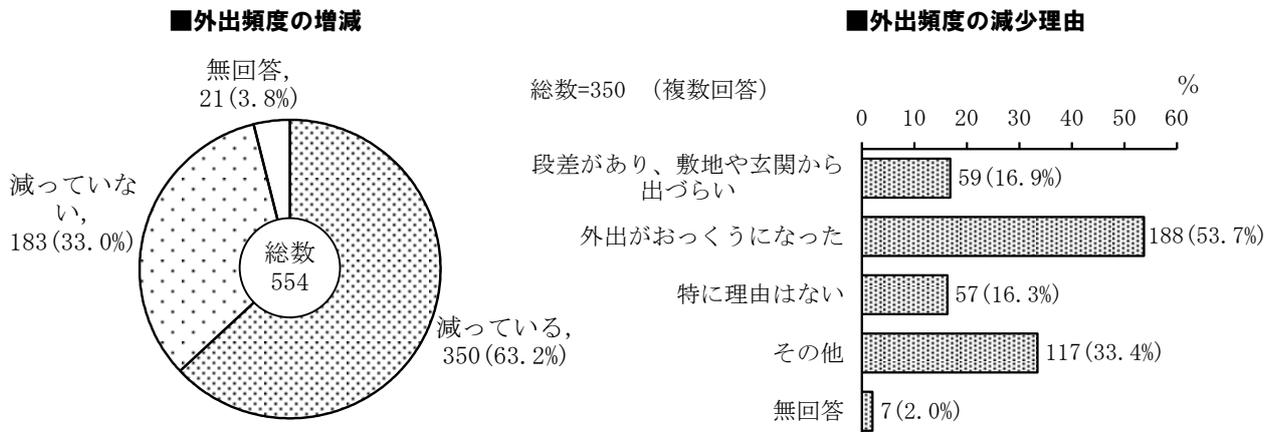
「散歩」では、「ほぼ毎日」が約34%で最も多く、「週2～3日」が約18%、「週1日未満」が約15%、「週4～5日」が約14%で続きます。

■外出の状況



資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（自立高齢者）

要支援者では、外出の頻度が「減っている」が約63%、「減っていない」が約33%となっており、その理由として、「外出がおっくうになったから」が約54%となっています。

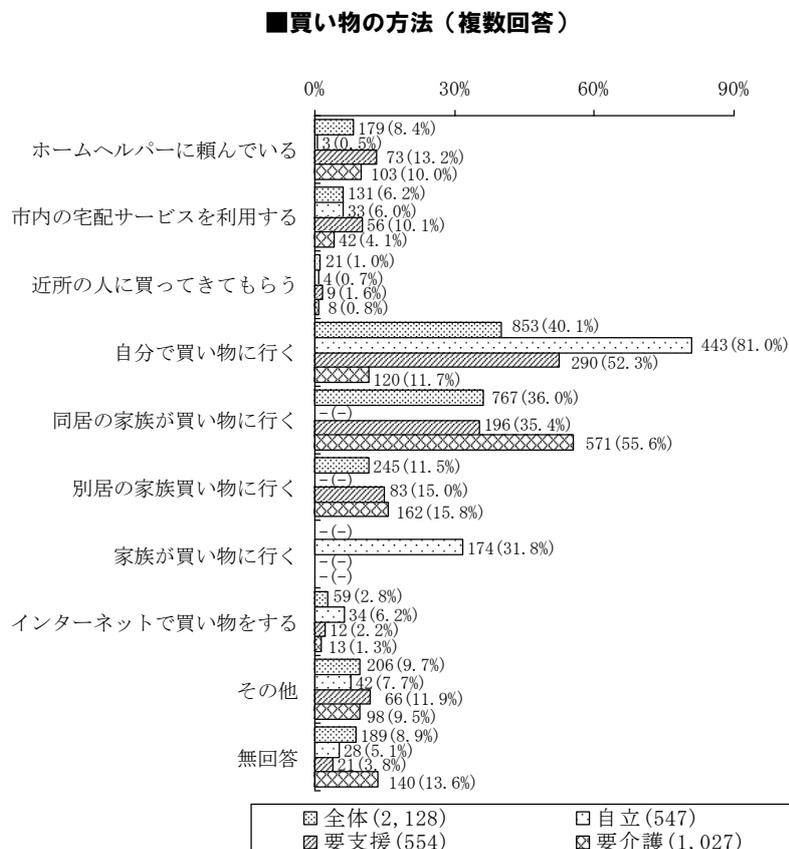


資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（要支援高齢者）

2) 買い物の方法と食事の調理

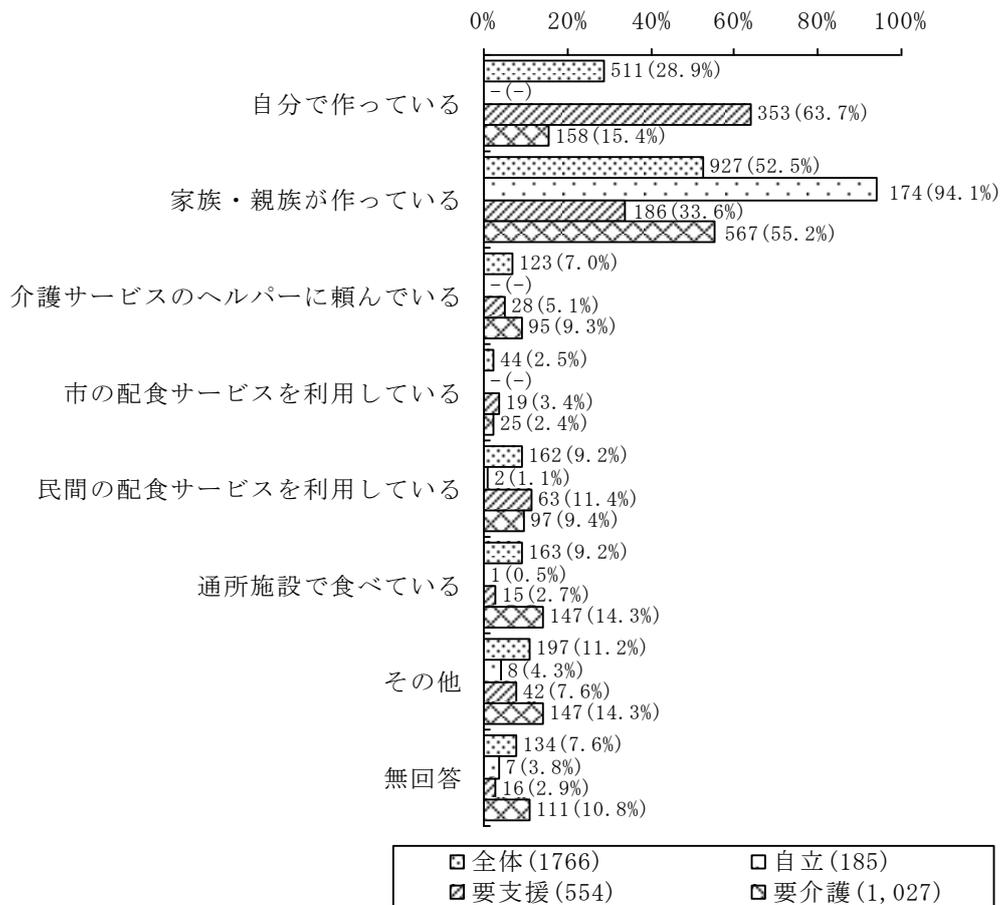
買い物の方法については、最も多いのは、自立及び要支援で「自分で買い物に行く」となっていますが、要介護で「同居の家族が買い物に行く」となっています。

食事の調理については、最も多いのは、自立及び要介護で「家族・親族が作っている」、要支援で「自分で作っている」となっています。



資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（自立・要支援・要介護高齢者）

■食事の調理（複数回答）

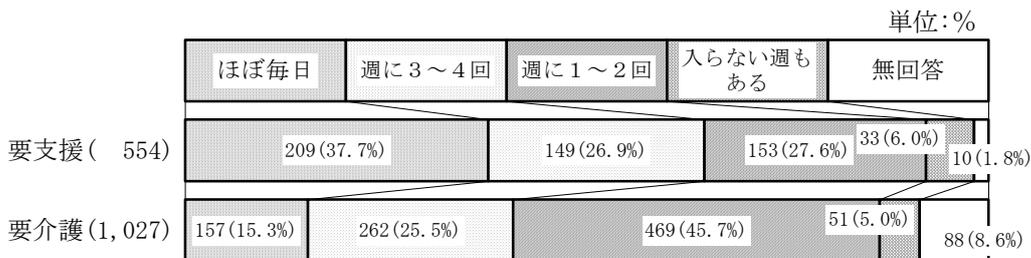


資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書
 （自立・要支援・要介護高齢者）

3) 入浴回数と入浴方法

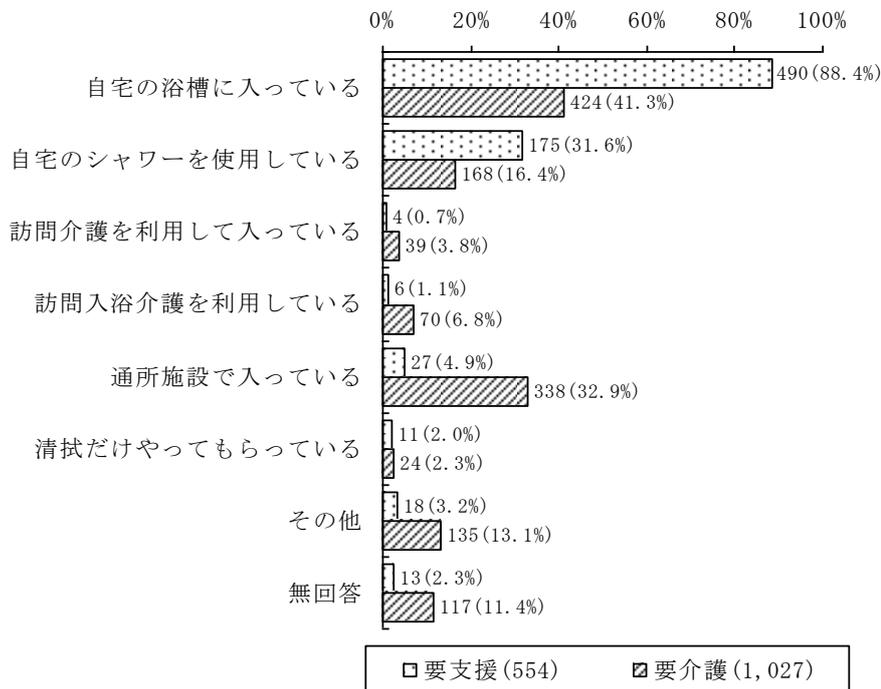
入浴回数は、要支援は「ほぼ毎日」、要介護は「週に 1～2 回」が最も多くなっています。入浴方法は、要支援、要介護ともに「自宅の浴槽に入っている」が最も多くなっています。ただし、要介護は「通所施設で入っている」が約 33%と 2 番目に多くなっているのが特徴です。

■入浴回数



資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書
(要支援高齢者、要介護高齢者)

■入浴方法（複数回答）

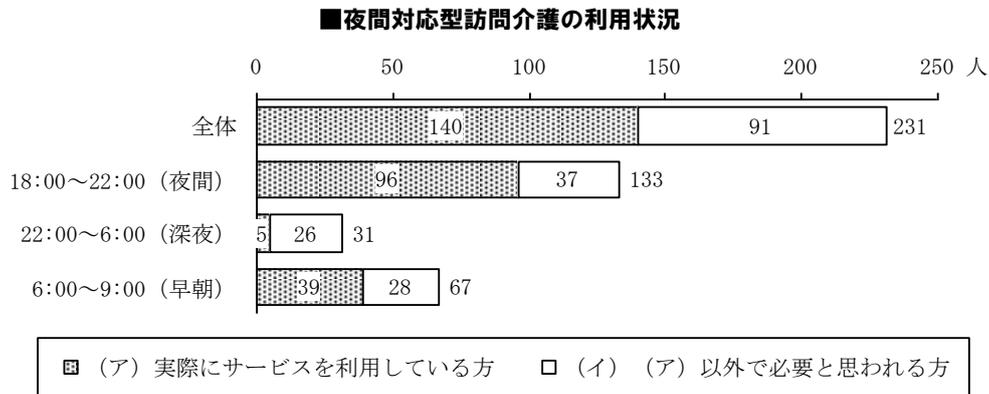


資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書
(要支援・要介護高齢者)

(3) ケアマネジャーから見た夜間の介護の状況

1) 夜間等の訪問介護の利用状況

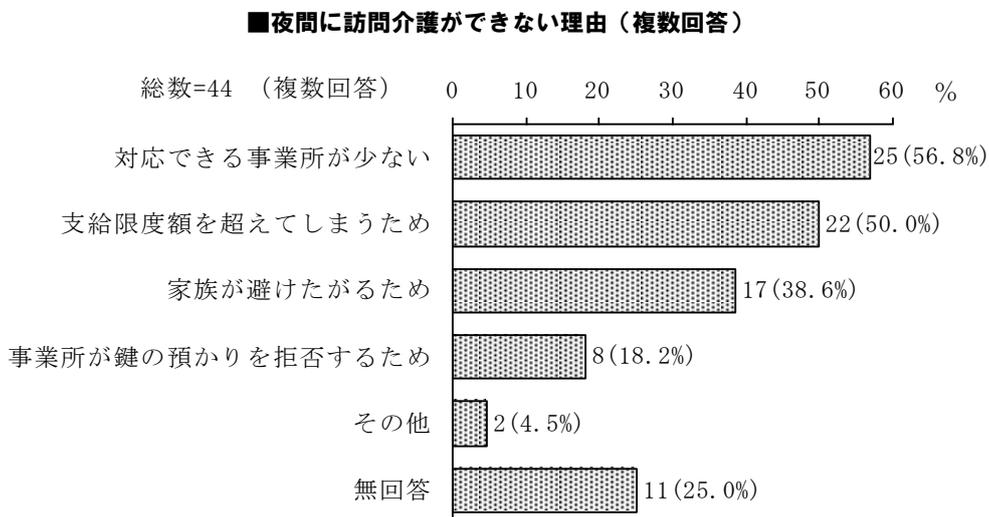
夜間等の訪問介護の利用状況は、潜在ニーズを含めると、夜間及び早朝の利用がそれぞれ133人、67人の需要が見込まれます。また、深夜についても、31人と少数ですが、ニーズが存在していることがうかがわれます。



資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（介護支援専門員）

2) 夜間に訪問介護の対応ができない理由

夜間に訪問介護の対応ができない理由は、「対応できる事業所が少ない」が最も多く、次いで「支給限度額を超えてしまうため」が挙げられています。



資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（介護支援専門員）

3. 介護保険サービスの状況

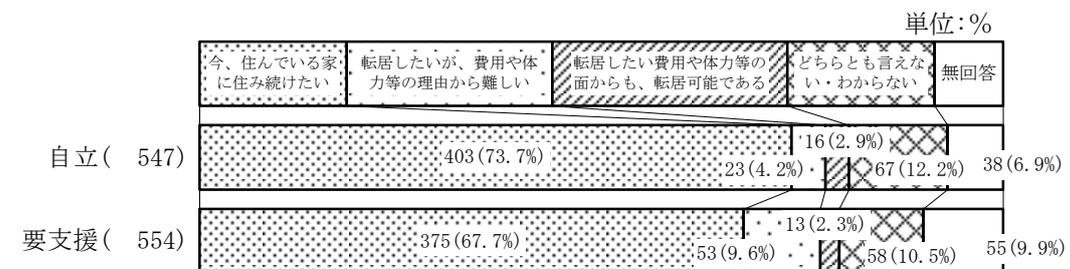
- 住み慣れた自宅や地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの充実が求められています。
- 受益と負担のバランスに配慮した介護保険サービス事業の展開が求められます。
- 医療依存度の高い高齢者の受入が可能な特別養護老人ホームの整備や、夜間の介護サービスの提供が求められます。

(1) 在宅生活・地域での生活の意向

[現状] ● 多くの高齢者が、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けることを望んでおり、介護が必要になっても、施設等への入所を希望する方が少ないのが現状です。

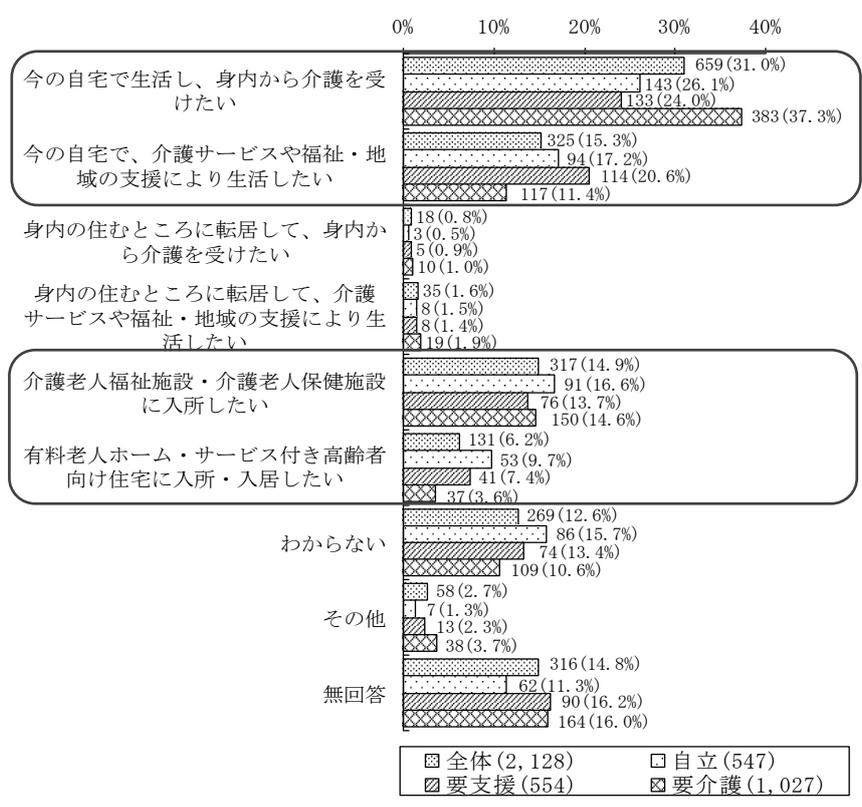
[課題] ● 可能な限り住み慣れた自宅（地域）で暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの充実および、地域の拠点である地域包括支援センターの機能の向上が求められます。

■ 転居意向



資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（自立・要支援高齢者）

■ 要介護時に希望する生活形態



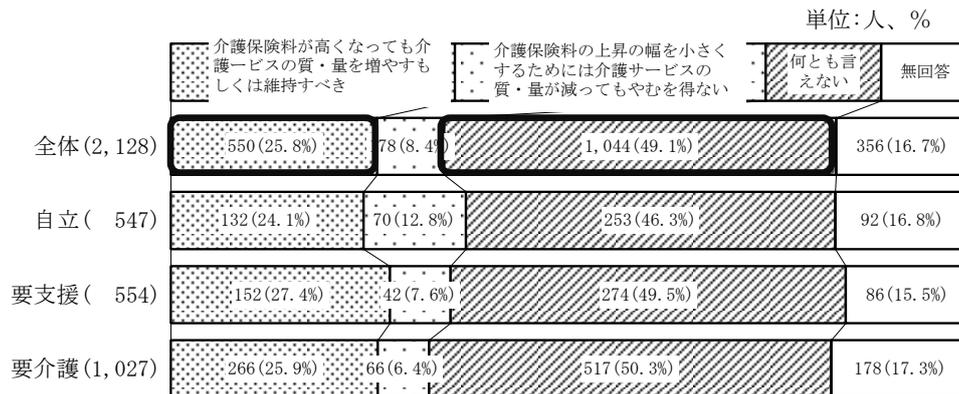
資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（自立・要支援・要介護高齢者）

(2) 受益と負担のバランス

[現状] ●負担の軽減より、介護サービスの充実を優先させるべきであるという認識が高くなっていますが、判断を保留している回答者も多く見られます。

[課題] ●受益と負担のバランスに配慮した介護保険サービス事業の展開が求められます。

■介護保険制度のあり方



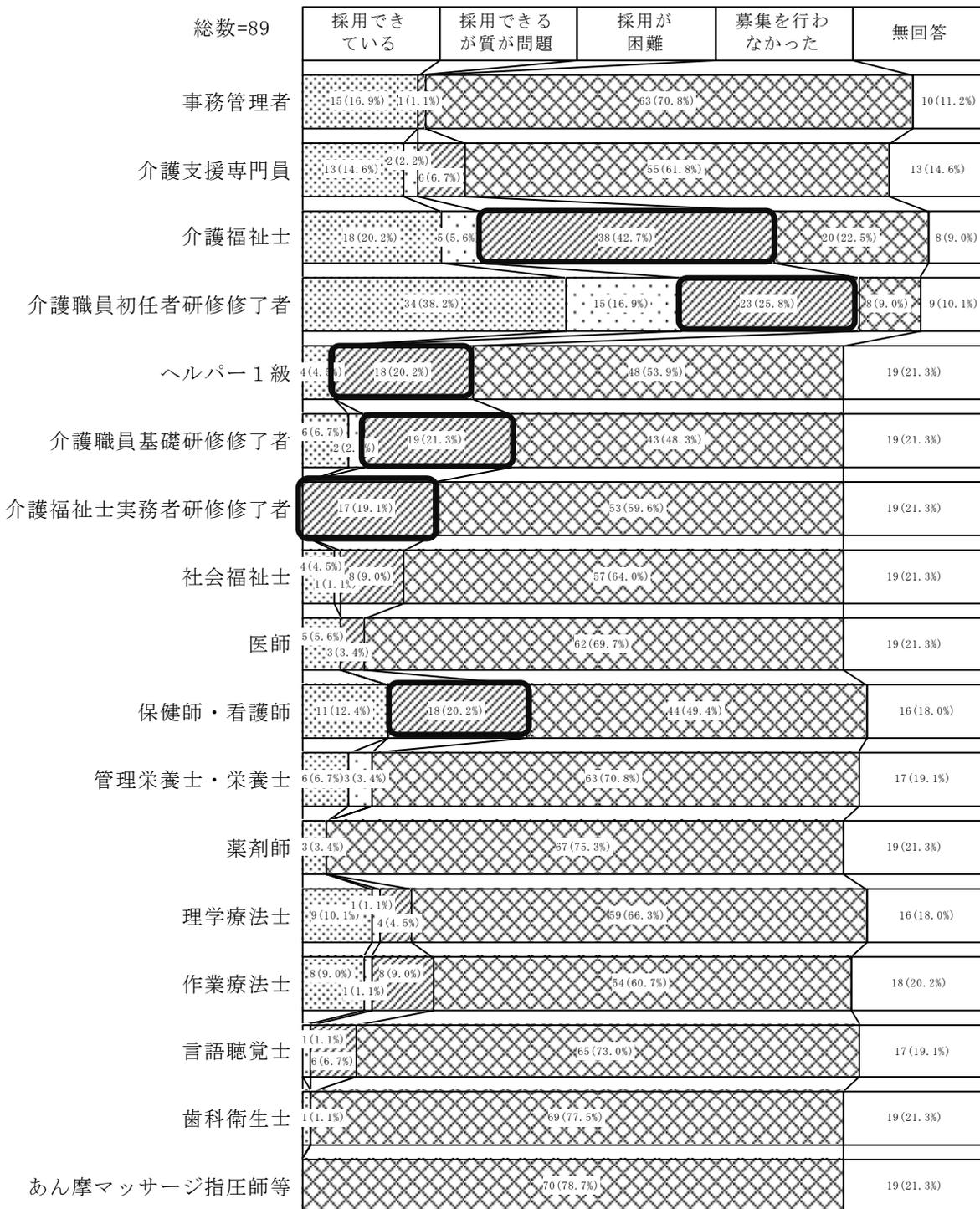
資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（自立・要支援・要介護高齢者）

(3) 介護人材の需給状況

[現状] ●採用が困難である割合が高いのは、介護福祉士、介護職員初任者研修修了者、ヘルパー1級、介護職員研修修了者、介護福祉士実務者研修修了者、保健師・看護師、となっています。

[課題] ●介護の質・量、両面での充実のため、介護人材の安定確保が望まれます。

■人材の需給状況

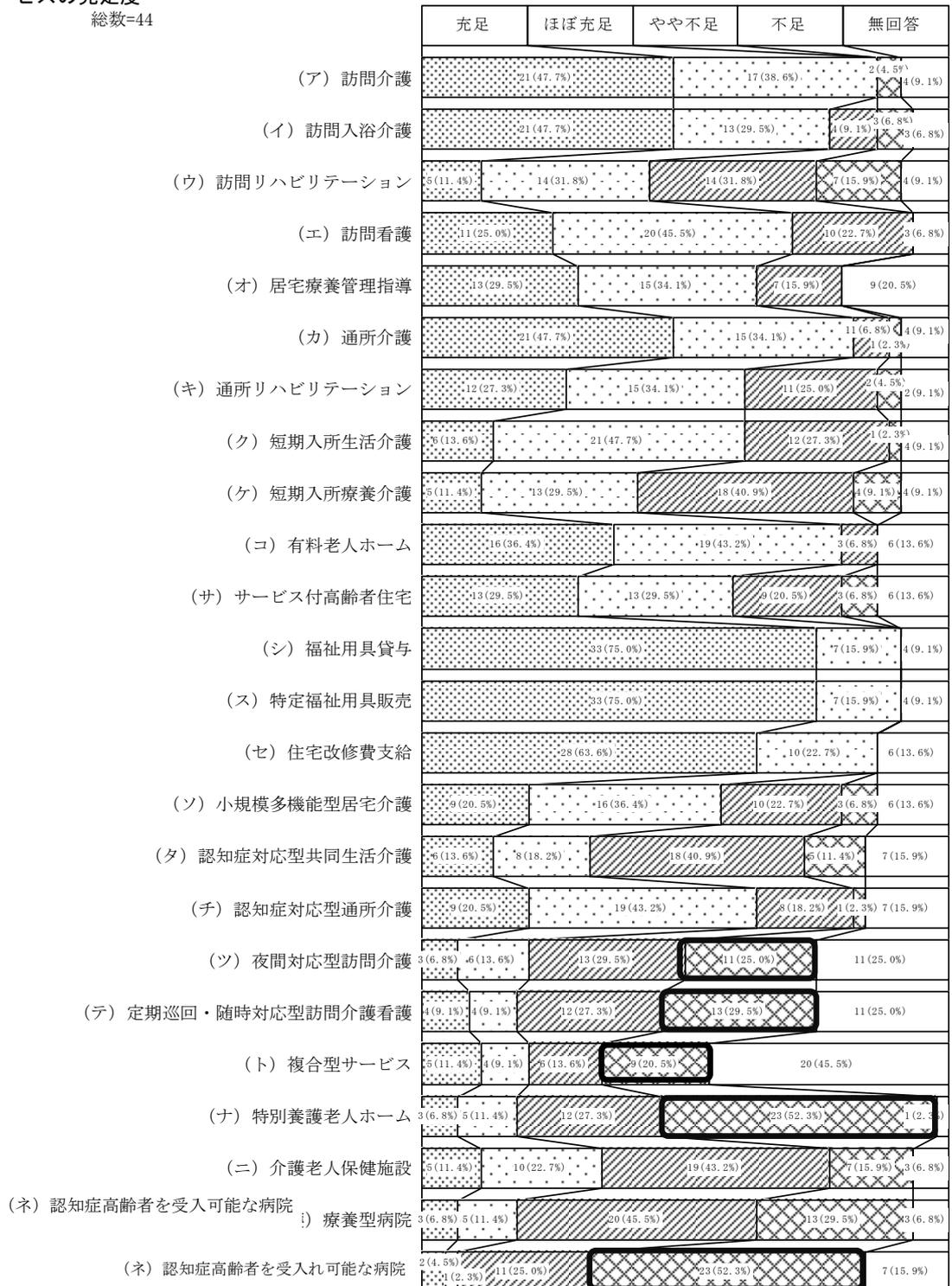


資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（介護事業所）

(4) 不足している介護サービス

- [現状]** ●特別養護老人ホーム、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス、認知症高齢者を受入れ可能な病院が不足しているという認識が高くなっています。
 ●夜間対応の介護サービスが不足しているという認識、深夜の介護サービスの利用ニーズも見られます。(※定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、調査実施後に1施設設置)
- [課題]** ●医療依存度が高い特別養護老人ホームの整備や、夜間対応の介護サービスの充実、その他不足サービスの充実が求められています。

■介護サービスの充足度
 総数=44



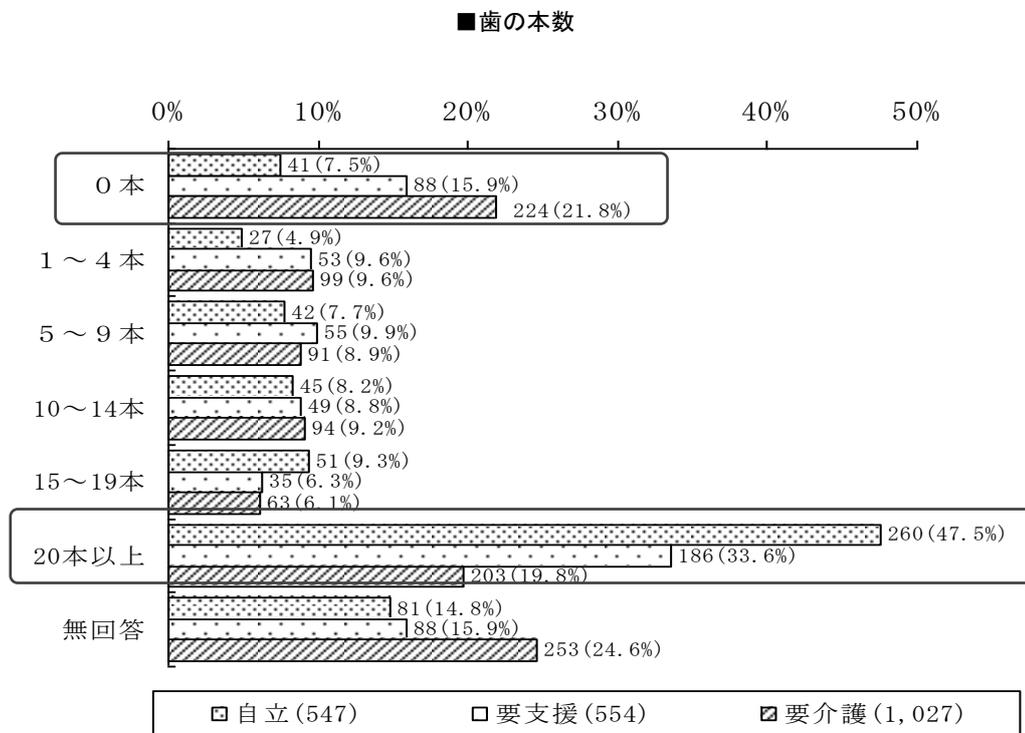
資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（介護支援専門員）

4. 介護予防・生きがいの状況

- 歯・口腔ケアによる健康維持の取組みの推進が求められます。
- 高齢者の社会参加の推進のため、既存の社会参加プログラムの情報提供の工夫や見直しが必要です。

(1) 歯の本数と要介護度の相関性の把握

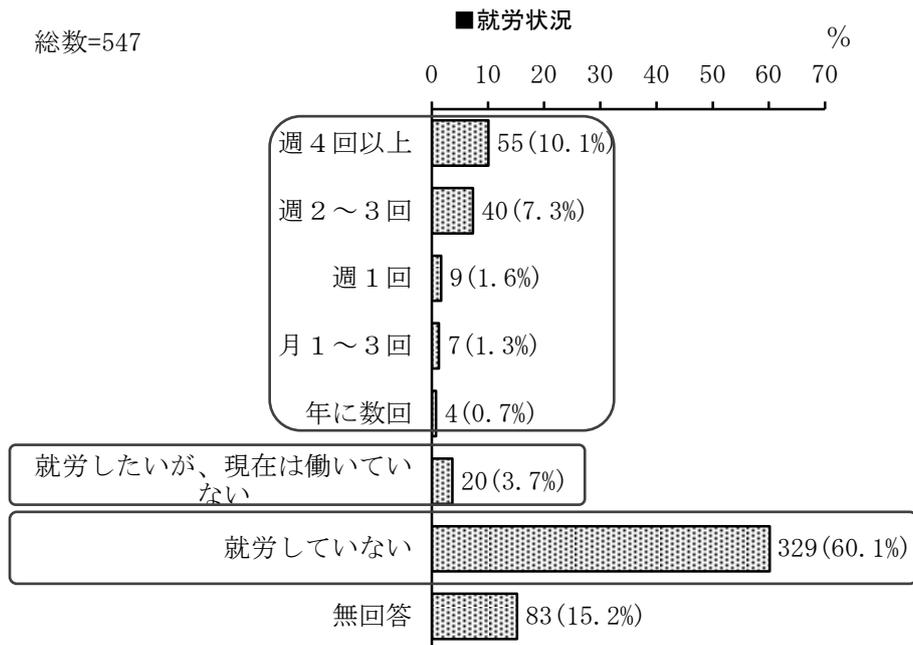
- [現状] ● 歯の本数と要介護度については、相関性（歯の本数が多い程、健康な人が多い）が見られます。
- [課題] ● 歯・口腔ケアにより、いつまでも自分の歯を保ち、健康を維持する取組みの推進が求められます。



資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（介護支援専門員）

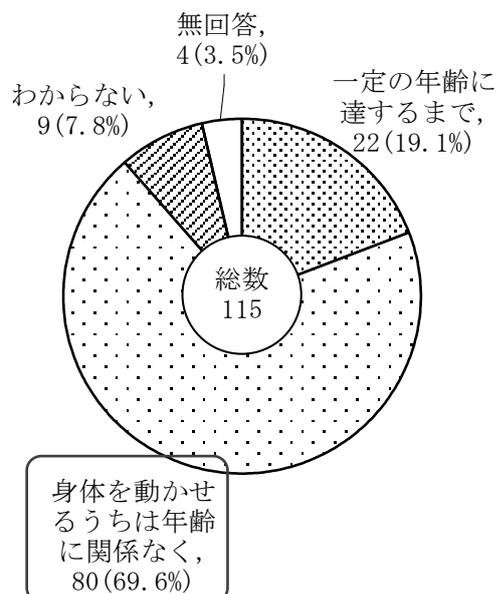
(2) 高齢者の就労状況

- [現状] ●現在就労している人の約7割は、体が動かせるうちは年齢に関係なく就労を継続したいと考えています。
 ●就労していない人は6割と最も多いものの、「就労したいが、現在は働いていない」方は3.7%にとどまります。
- [課題] ●就労を希望する高齢者の大多数が、就労できていることから、現在の施策の維持が求められています。



資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（自立高齢者）

■現在就労している人の就労継続希望



資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（自立高齢者）

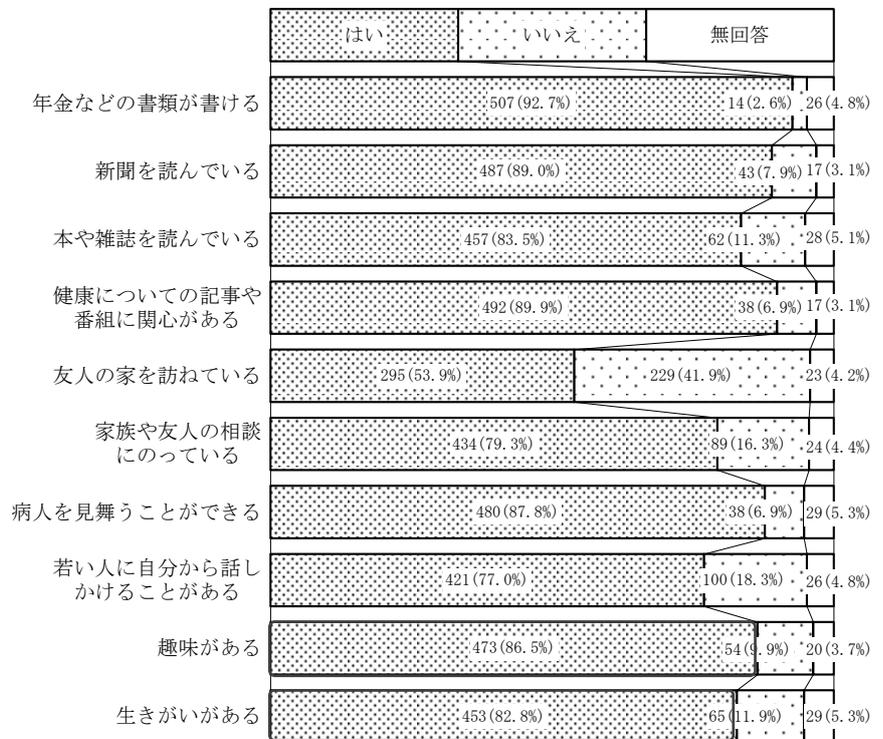
(3) 高齢者の様々な活動の状況について

- 〔現状〕**
- 約8割が生きがいを感じており、約9割が趣味を持っています。
 - 地縁関係との相関が低い「趣味関係のグループ」「スポーツ関係」への高齢者への参加は、それぞれ約36%、約26%であり、他の活動より参加の頻度が高くなっています。
 - 「自治会」活動に活動している高齢者や約25%となっており、地域貢献型の活動の中では最も多くなっています。
 - ボランティア活動は約12%、老人クラブは約12%と、低い水準となっています。
 - 「シルバー人材センター」、「介護サポーター事業」、「ふれあいサロン」などの市事業の認知度、関心、参加意向は低くなっています。
- 〔課題〕**
- 大半の高齢者は自発的に生き生きと活動をしている一方、何らの活動にも参加せず、生きがいを感じることができていない高齢者も一定程度存在することから、こうした高齢者が自発的に活動したくなるような環境の形成が望まれます。

■社会参加の状況

総数=547

単位:%



資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（自立高齢者）

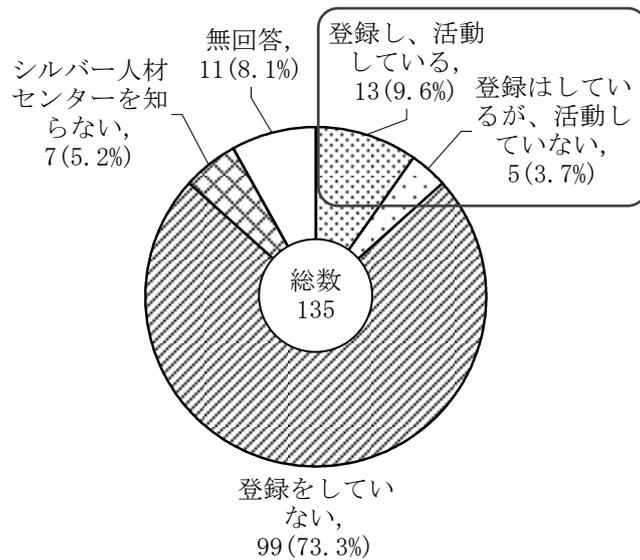
■グループ・会への参加状況

(単位：人、%)

グループ・会	全体	週4回以上	週2〜3回	週1回	月1〜3回	年に数回	参加していない	無回答
ボランティアのグループ	547	10	11	13	13	20	340	140
スポーツ関係のグループやクラブ	547	17	40	47	27	16	282	118
趣味関係のグループ	547	15	40	42	61	41	244	104
老人クラブ	547	-	9	14	18	22	358	126
町内会・自治会	547	2	3	3	29	102	266	142
学習・教養サークル	547	2	4	13	22	23	344	139
地域のふれあいサロン	547	3	4	4	15	6	374	141
その他の団体や会	547	11	17	8	35	44	309	123

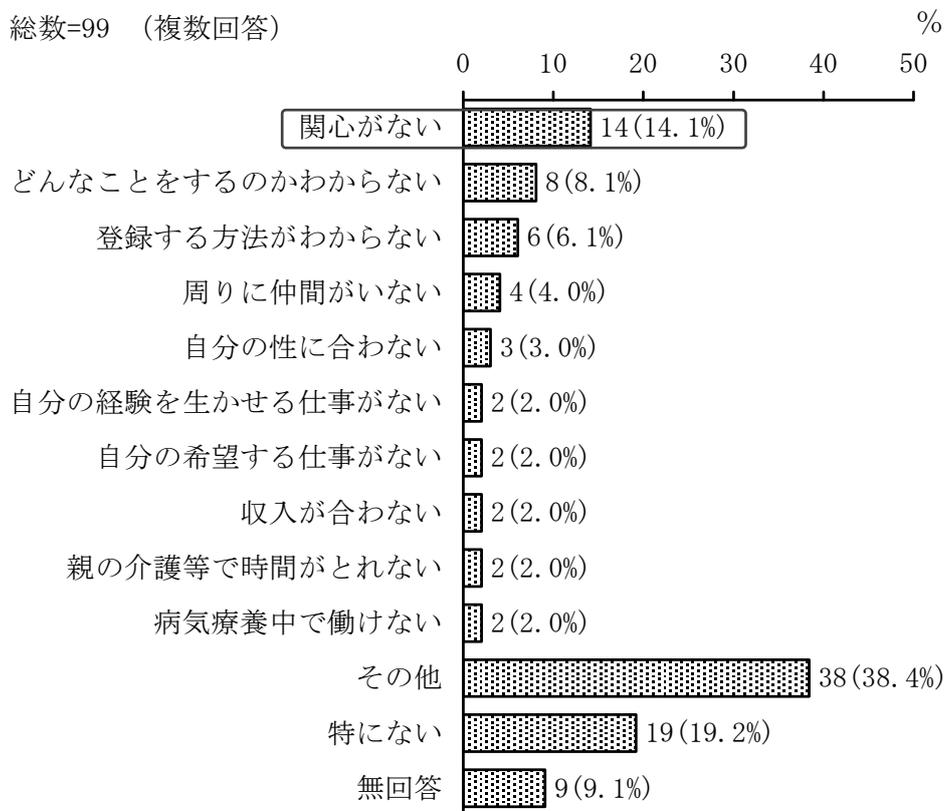
資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（自立高齢者）

■シルバー人材センターへの登録状況



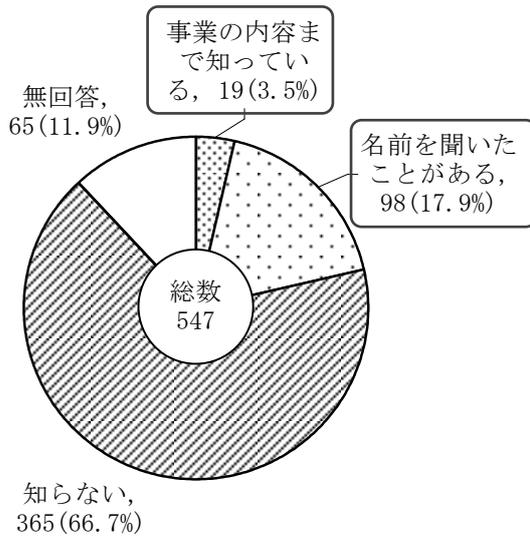
資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（自立高齢者）

■シルバー人材センターへの登録しない理由

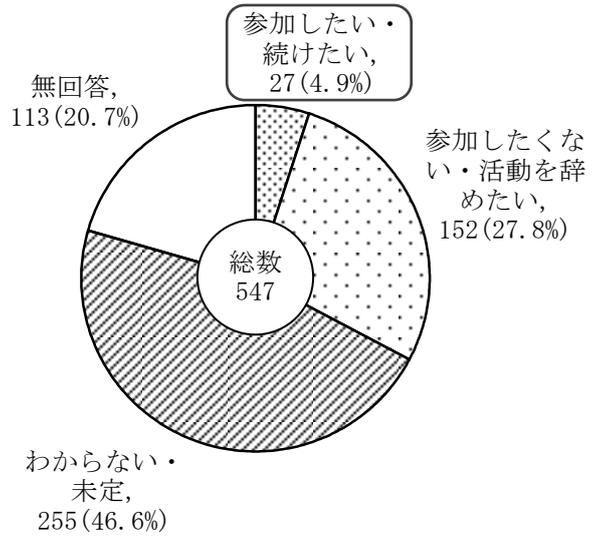


資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（自立高齢者）

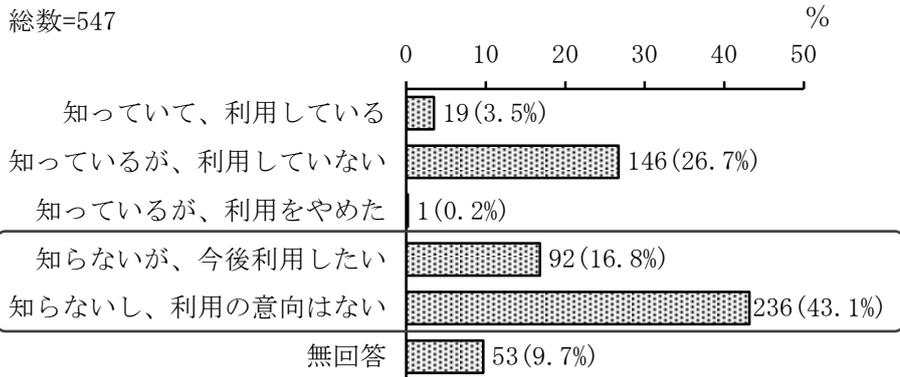
■介護サポーター事業の認知度



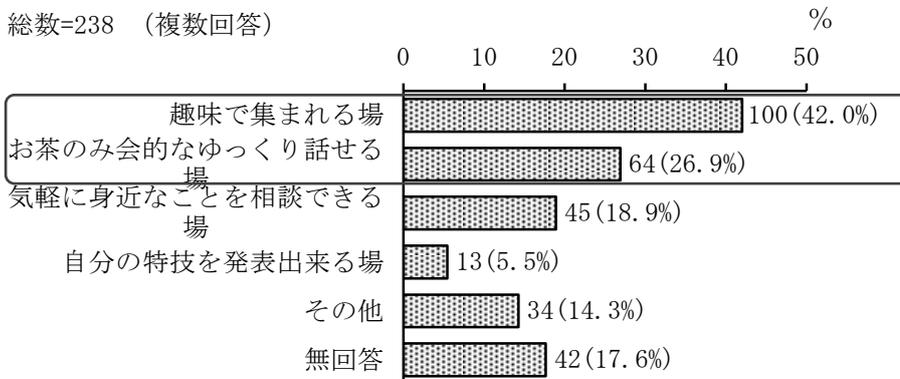
■介護サポーター事業への参加意向



■ふれあいサロンの認知度



■ふれあいサロンに求める内容



資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（全て自立高齢者）

5. 認知症の状況

- 認知症高齢者を介護する家族の負担が大きいことから、より一層の支援の充実が必要です。
- 認知症の早期診断・発見の取組を進めることが必要です。
- 認知症の診断・対応が可能な診療や、受入が可能な施設の確保が必要です。

(1) 認知症高齢者の介護者の負担感

[現状] ●認知症高齢者を介護している家族の負担感は、認知症を有さない高齢者の家族の負担感より高く、中でも、徘徊癖を有する高齢者の介護の負担感は、特に重くなっています。

[課題] ●見守りサービスなどの認知症高齢者、特に徘徊等問題行動を伴う認知症高齢者の家族の支援の充実が求められています。

■認知症の有無と介護の負担感

(件数)
(構成比)

		全体	身体的な負担が大きい、体が調子が良くない	精神的な負担が大きい	本人について辛いことがある	経済的な負担が大きい	介護の時間のために、仕事を満足にできない	家事や育児に、手が回らない	希望するサービスが確保しにくい
	全体	1,027 100.0	279 27.2	449 43.7	246 24.0	193 18.8	129 12.6	60 5.8	56 5.5
の認知症有無	はい	367 100.0	130 35.4	212 57.8	115 31.3	87 23.7	69 18.8	32 8.7	23 6.3
	いいえ	531 100.0	141 26.6	218 41.1	124 23.4	96 18.1	54 10.2	25 4.7	33 6.2
	無回答	129 100.0	8 6.2	19 14.7	7 5.4	10 7.8	6 4.7	3 2.3	- -
	全体	208 20.3	50 4.9	63 6.1	94 9.2	210 20.4	77 7.5	34 3.3	147 14.3
の認知症有無	はい	102 27.8	28 7.6	31 8.4	50 13.6	93 25.3	51 13.9	15 4.1	70 19.1
	いいえ	97 18.3	18 3.4	25 4.7	38 7.2	108 20.3	22 4.1	18 3.4	74 13.9
	無回答	9 7.0	4 3.1	7 5.4	6 4.7	9 7.0	4 3.1	1 0.8	3 2.3

資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（要介護高齢者）

■徘徊の有無と介護の負担感

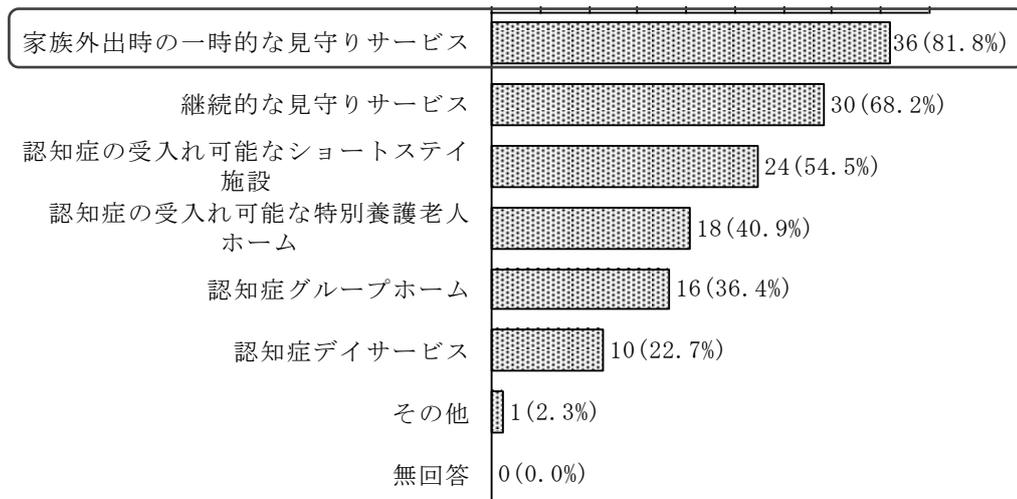
(件数)
(構成比)

		全体	身体的な負担が大きい、体調が悪い	精神的な負担が大きい	本人について辛いことがある	経済的な負担が大きい	介護の時間・仕事を取れない	家事や育児に、手が回らない	希望するサービスが確保しにくい
	全体	367 100.0	130 35.4	212 57.8	115 31.3	87 23.7	69 18.8	32 8.7	23 6.3
徘徊の有無	はい	51 100.0	17 33.3	33 64.7	16 31.4	19 37.3	17 33.3	5 9.8	5 9.8
	いいえ	289 100.0	107 37.0	168 58.1	95 32.9	64 22.1	47 16.3	27 9.3	18 6.2
	無回答	27 100.0	6 22.2	11 40.7	4 14.8	4 14.8	5 18.5	-	-
	全体	102 27.8	28 7.6	31 8.4	50 13.6	93 25.3	51 13.9	15 4.1	70 19.1
徘徊の有無	はい	17 33.3	8 15.7	6 11.8	13 25.5	17 33.3	12 23.5	5 9.8	10 19.6
	いいえ	82 28.4	19 6.6	24 8.3	31 10.7	68 23.5	36 12.5	9 3.1	58 20.1
	無回答	3 11.1	1 3.7	1 3.7	6 22.2	8 29.6	3 11.1	1 3.7	2 7.4

資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（要介護高齢者）

■拡大が必要と思われる認知症対策

総数=44（複数回答） 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 %

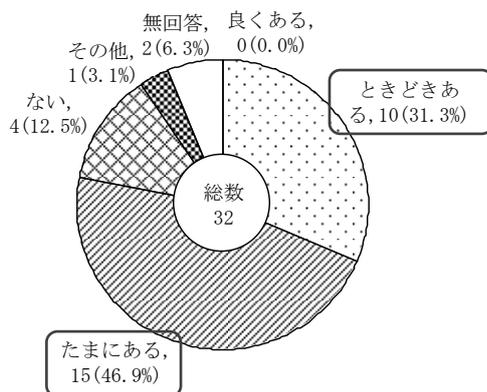


資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（介護支援専門員）

(2) 認知症の早期支援の必要性

- [現状]** ●認知症は早期診断・早期治療が有効であることが広く認識されており、初診時にその必要性を感じた経験のある医師が大半を占めています。
 ●一方、実際には、認知症を発症した本人の理解を得て、診断を受けてもらうことが難しく、診断・治療が遅れがちです。
- [課題]** ●家族や本人への周知を含めた、認知症の早期診断・治療を進める取り組みの推進が必要です。

■認知症患者初診時に早期治療を始めれば良かったと感じたこと

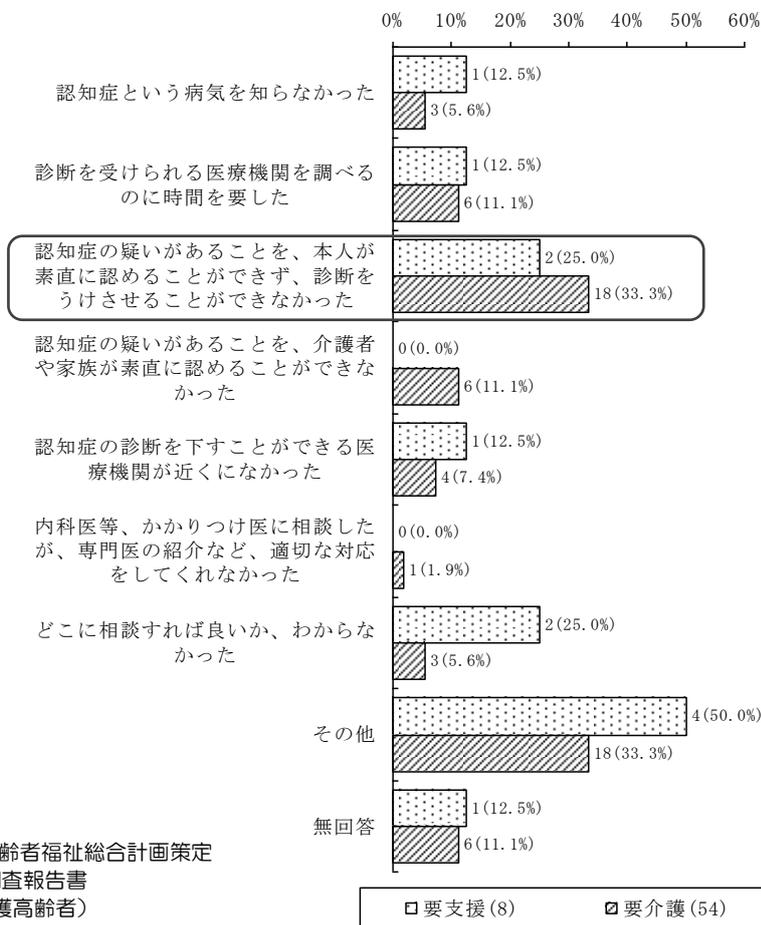


■認知症診断まで時間を要した期間

	単位: %				
	3か月以内	半年以内	1年以内	1年超	無回答
要支援 (18)	18 (38.9%)	7 (11.1%)	2 (11.1%)	4 (22.2%)	3 (16.7%)
要介護 (367)	104 (28.3%)	54 (14.7%)	69 (18.8%)	100 (27.2%)	40 (10.9%)

資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書
 (左：医療機関、右：要支援・要介護高齢者)

■認知症診断まで時間を要した理由

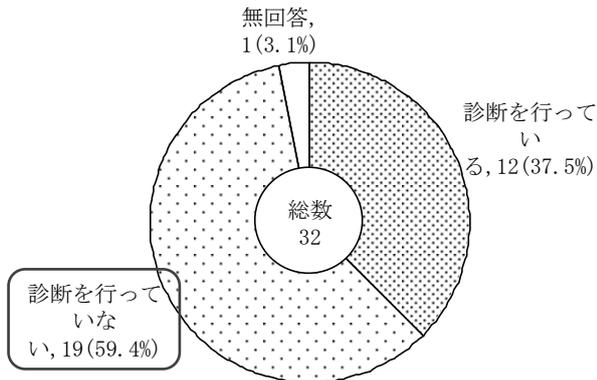


資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書
 (要支援・要介護高齢者)

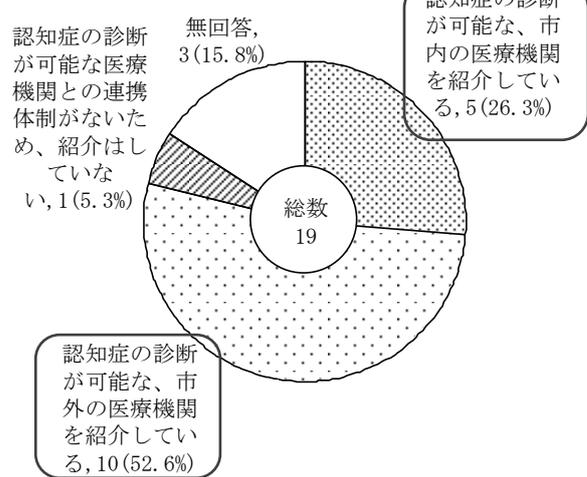
(3) 認知症高齢者の入所・入院施設の必要性

[現状] ●認知症高齢者の診断や受け入れ可能な病院が不足しています。また、認知症に起因する問題行動等への対応が困難であることから受け入れを拒否する介護事業所があります。
 [課題] ●認知症高齢者の受け入れ可能な病院・施設の増設や、受け入れ体制の充実が必要です。

■認知症の診断状況

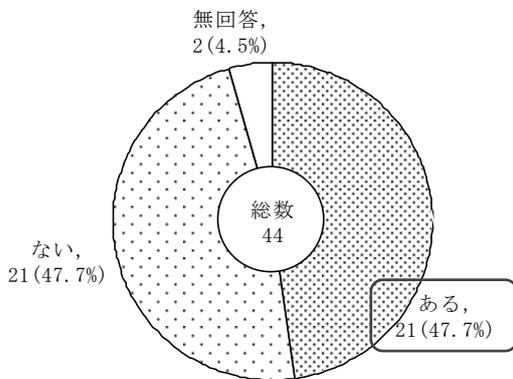


■認知症の診断をしていない場合の医療機関紹介状況

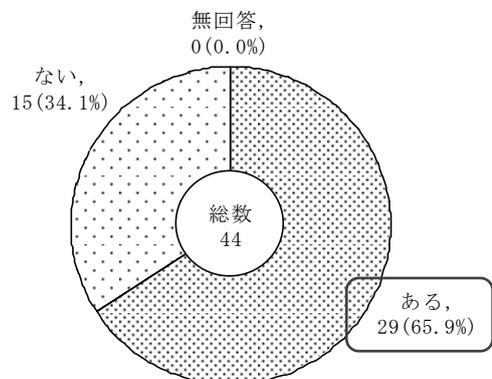


資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（医療機関）

■認知症を理由とする入院の拒否

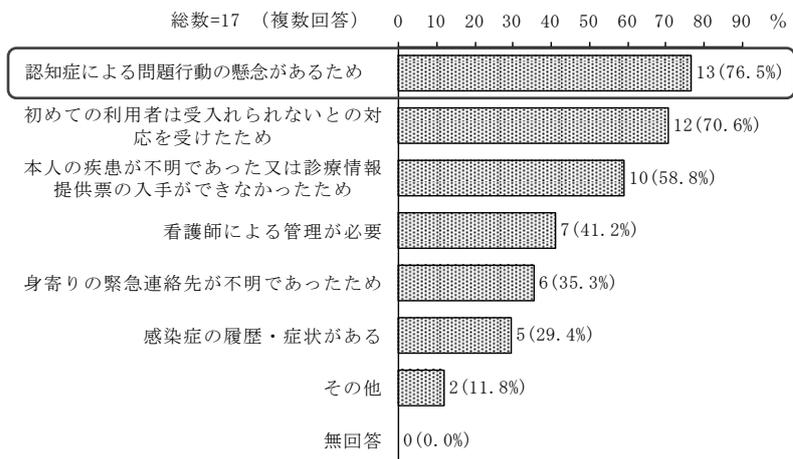


■強制退院の有無



資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（介護支援専門員）

■緊急ショートステイを断られた理由



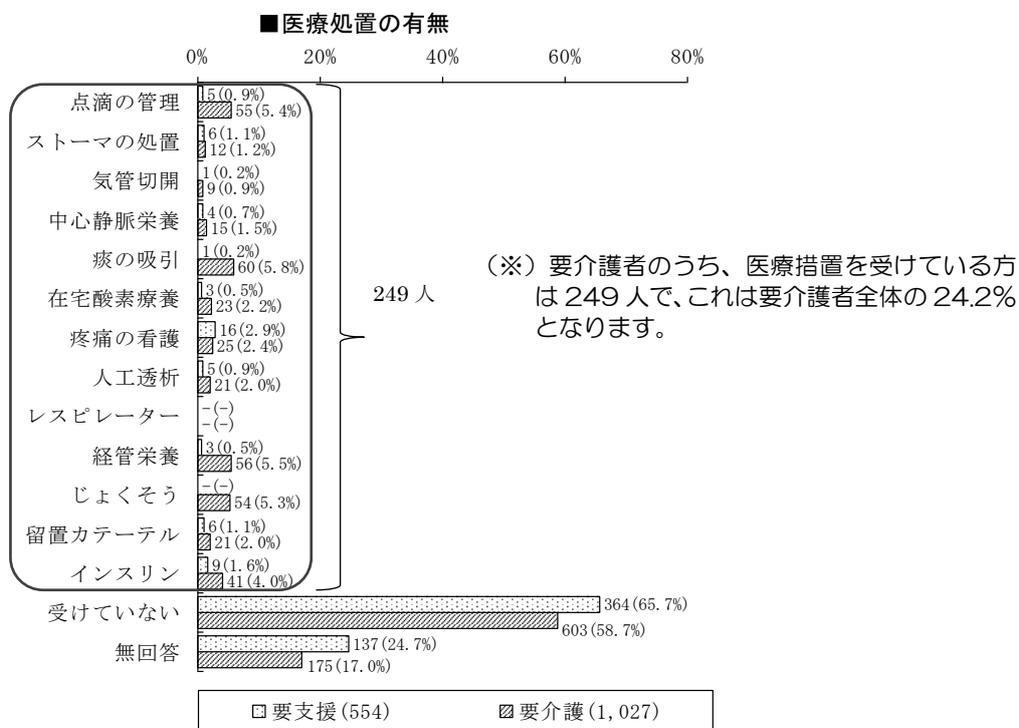
資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（介護支援専門員）

6. 在宅医療・療養の状況

- 訪問診療や夜間訪問看護の供給体制の充実や、医療的ケアを必要とする高齢者への介護サービスの充実が求められます。また、介護と医療の連携を一層進めることが必要です。
- 看取りの体制整備や家族の負担を軽減する取り組みが必要です。
- また、慢性期医療を必要とする高齢者の入所・入院先の確保が必要です。

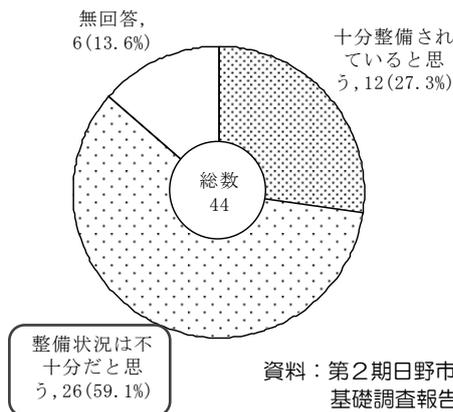
(1) 在宅医療（看護）について

- [現状] ●要介護高齢者のうち、在宅医療を必要としている高齢者は24.2%となっています(※)。
 ●医師の不足等、訪問診療や緊急往診、夜間の訪問看護の供給体制が十分とは言えません。また24時間往診体制の必要性が認識されていますが、協力が難しいと考える診療所が多い状況です。
- [課題] ●訪問診療、緊急往診、夜間訪問看護、24時間往診の供給体制の充実が望まれます。

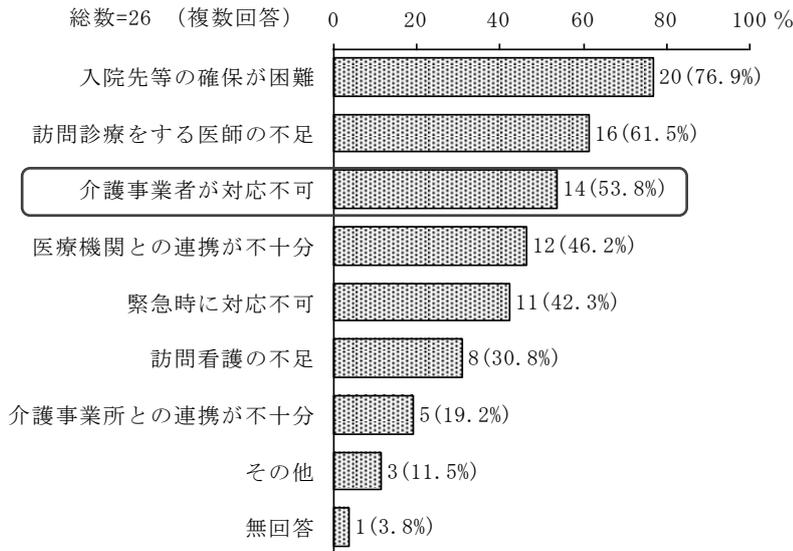


資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（要支援・要介護高齢者）

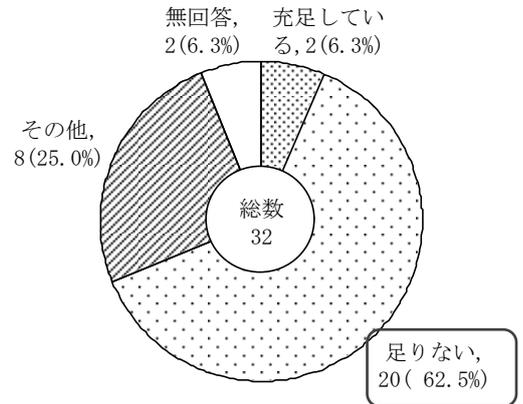
■居宅で医療処置が必要となった方に対する必要な医療・介護サービス提供環境の整備状況



■医療・介護サービス提供環境の整備が不十分な理由

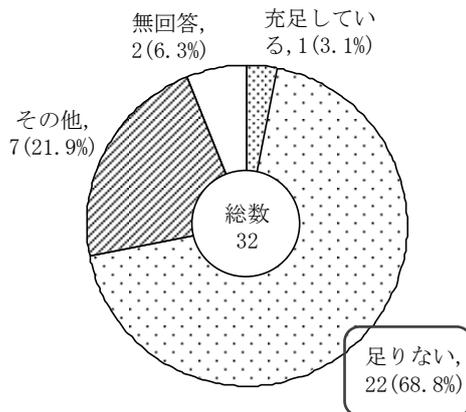


■訪問診療を行う診療所数 (医療機関)

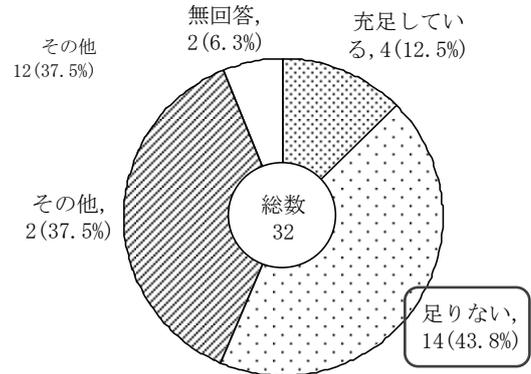


資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書 (介護支援専門員)

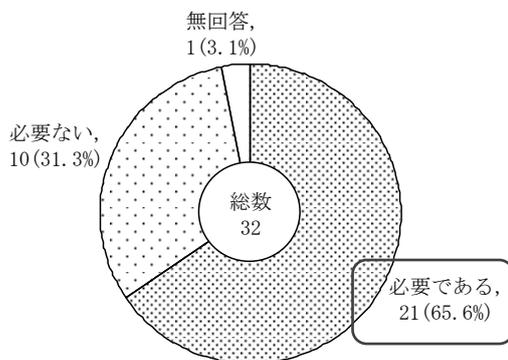
■緊急往診を行う診療所数



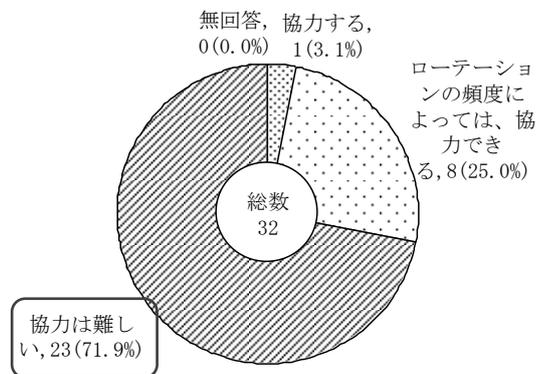
■訪問看護ステーションの夜間サービスの供給量



■24時間往診体制の整備の必要性



■24時間往診体制への協力意向



資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書 (一番上左以外全て：医療機関)

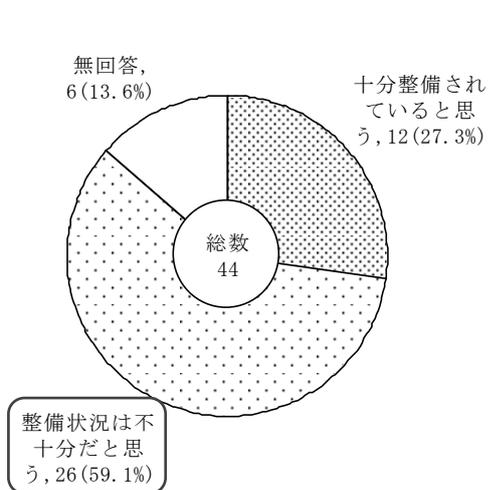
(2) 医療的ケアを要する高齢者への介護サービスの充実の必要性

[現状] ●医療的ケアを要する高齢者を対象とした介護サービスの提供体制が不十分と考える事業所が多くなっています。また、今後需要は増えると予測されますが、看護職等の確保が困難のため、積極的な取り組みが難しいと感じている事業所もあります。

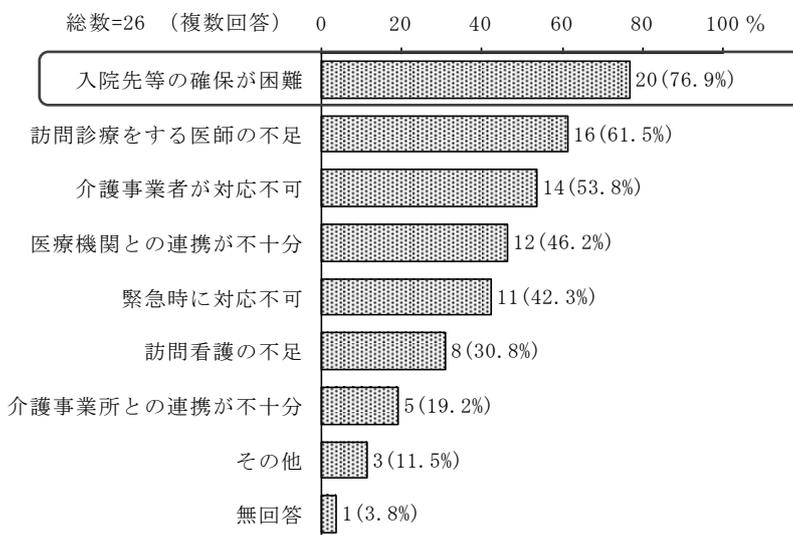
●複合型サービスや、定期巡回・随時対応型訪問介護看護といった看護と介護の提供が一体となったサービスへの期待が高まっています。

[課題] ●既存の介護事業所の医療的ケアへの対応能力の向上や、地域密着型事業所等による医療的ケアを要する高齢者への介護サービスの充実が必要です。

■ 居宅で医療処置が必要となった方に対する必要な医療・介護サービス提供環境の整備状況

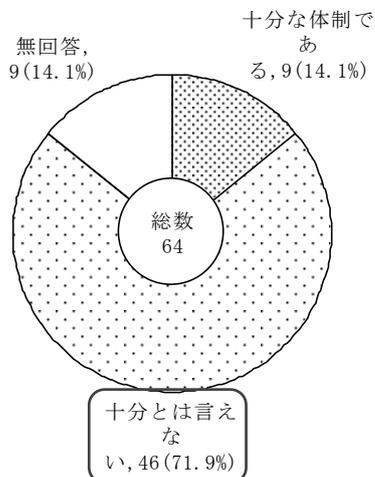


■ 医療・介護サービス提供環境の整備が不十分な理由

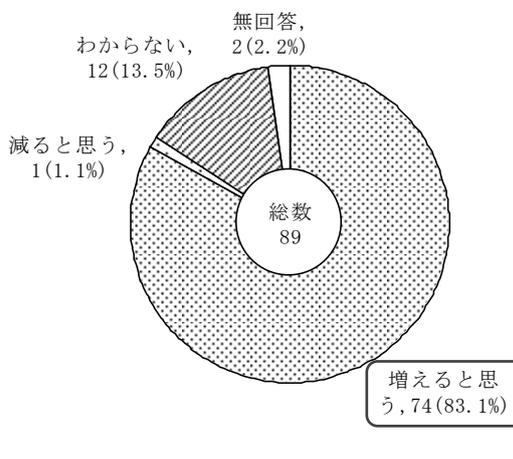


資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（介護支援専門員）

■ 医療的ケアが必要な方に対するサービスの提供体制

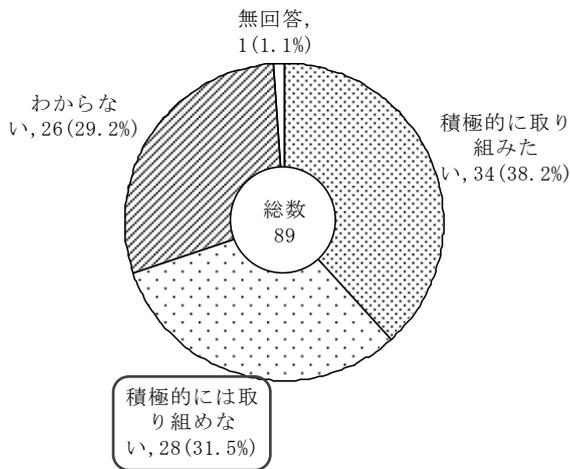


■ 医療的ケアを必要としている方からのサービス提供

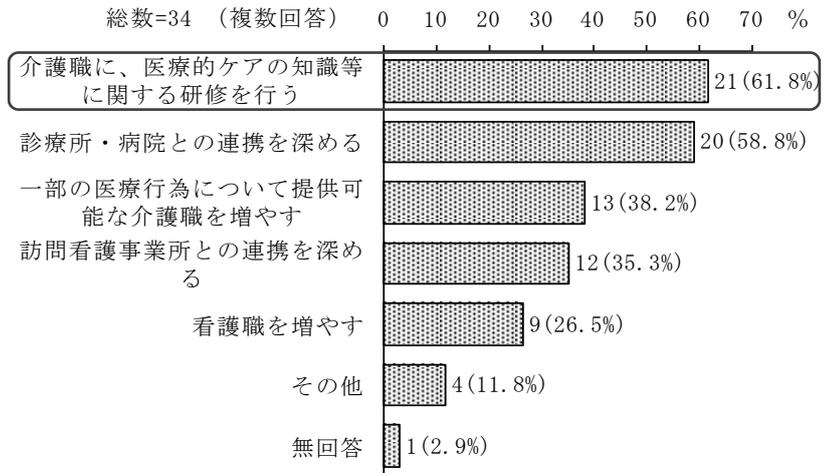


資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（介護サービス事業所）

■医療的ケアを必要としている方へのサービス提供の取り組み

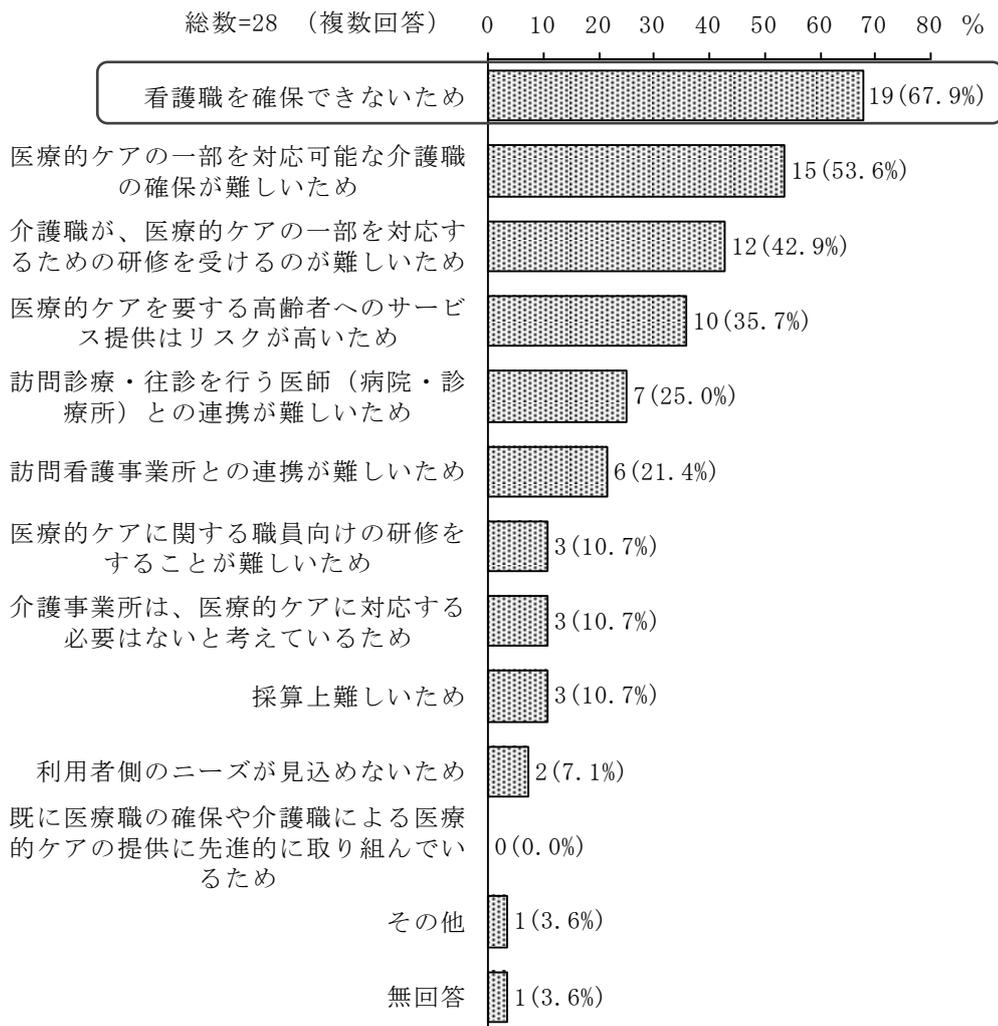


■積極的に取り組みたいサービス提供



資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（介護サービス事業所）

■積極的に取り組みない理由



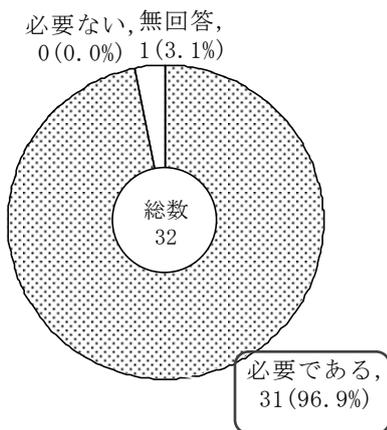
資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（介護サービス事業所）

(3) 介護と医療の連携の必要性

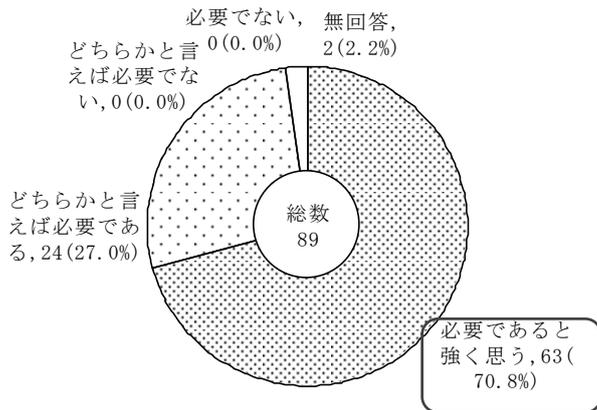
[現状] ●介護と医療の連携の必要性については、診療所・居宅介護支援事業所・介護事業所とも共通して認識されていますが、実態としては、利用者の病状急変時や退院時の情報共有等、連携は十分とは言えないのが現状です。

[課題] ●統一連携ツールの活用や情報共有の場の創設など、効果的な方法により、連携を進める必要があります。

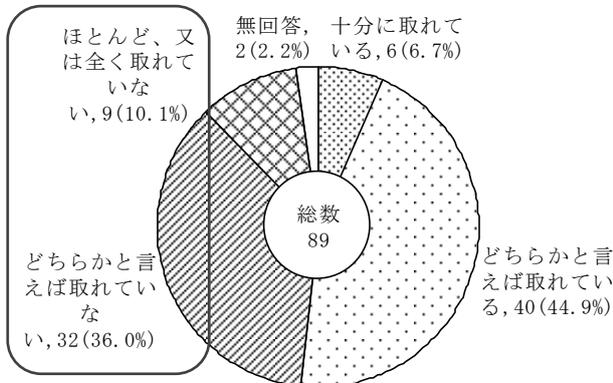
■ケママネジャーや介護事業所との連携の必要性
(医療機関)



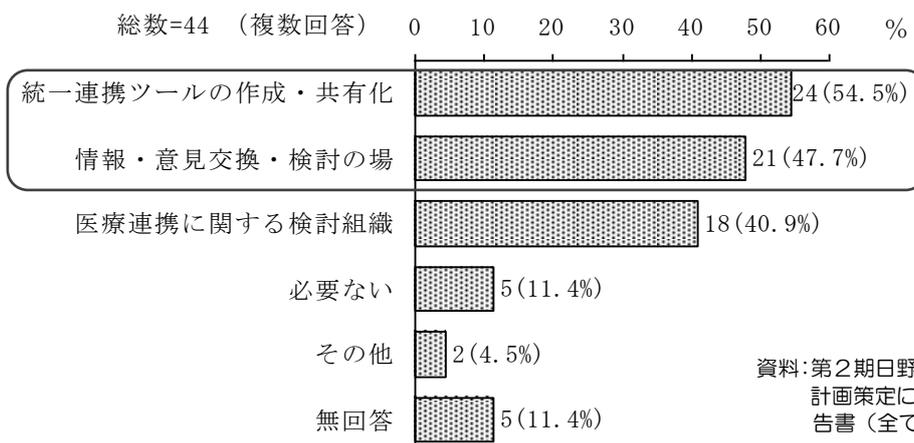
■診療所や病院との連携の必要度
(介護サービス事業所)



■診療所や病院との連携状況
(介護サービス事業所)



■医療連携上の困難を解消するために有効な対策 (介護支援専門員)

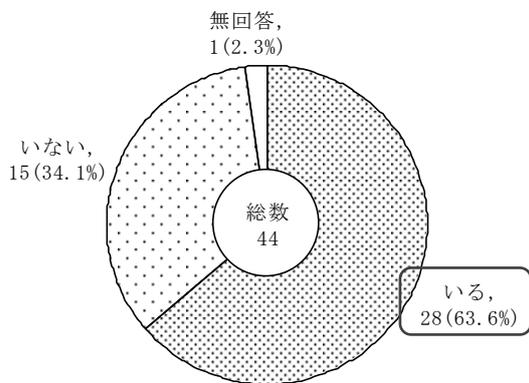


資料: 第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書(全て)

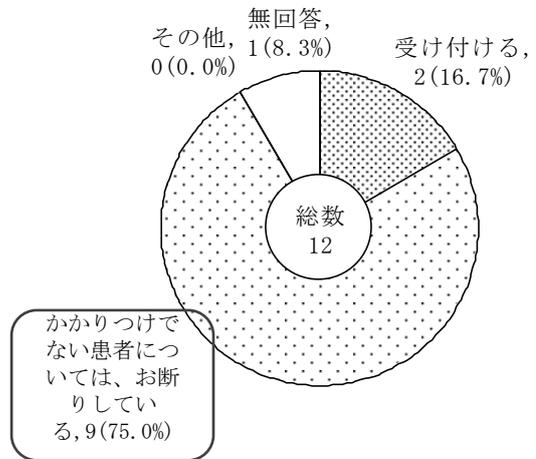
(4) 「看取り」への対応の必要性

- [現状] ●自宅での看取りを希望される高齢者が相当数いると推定される一方、診療所において対応が困難な現状があります。
- また、自宅での看取りの希望について、本人の意思確認を行う手続きが未整備の状況です。
- [課題] ●医療機関同士の連携による訪問看取りの受容量の増大や、本人の意思確認手続きの確立など、看取りの受け入れ体制の整備が必要です。
- また、家族の負担を軽減する方策の検討も必要です。

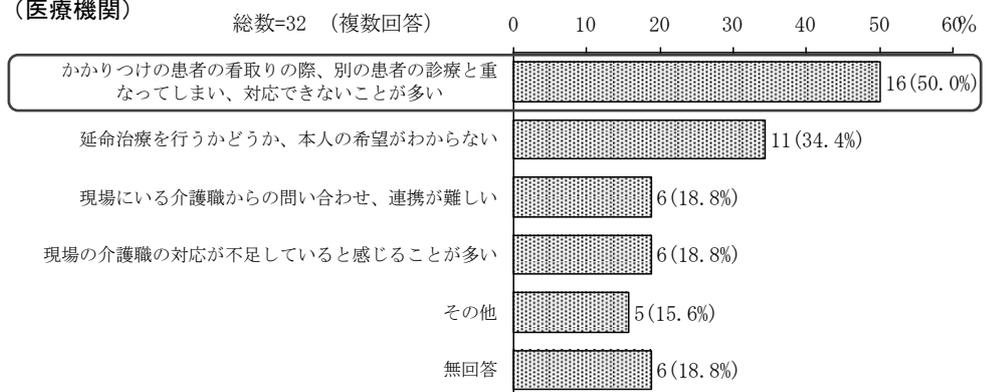
■自宅での看取りの希望
(介護支援専門員)



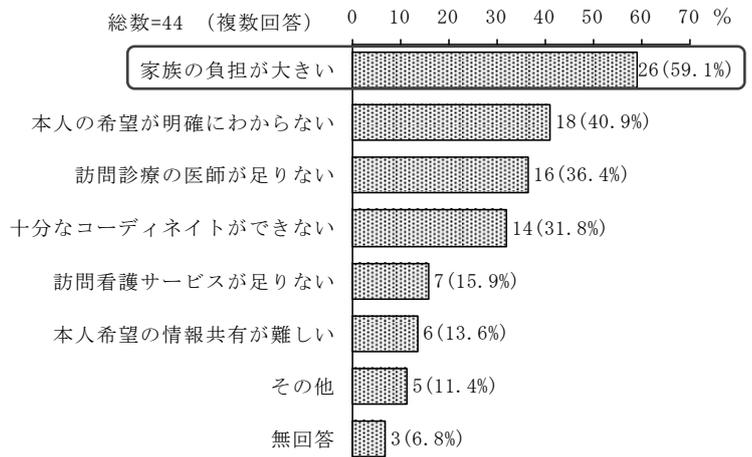
■未診療高齢者の訪問看取り受付状況
(医療機関)



■看取りを行う上で困難な理由 (医療機関)



■看取りを行う上での課題 (介護支援専門員)

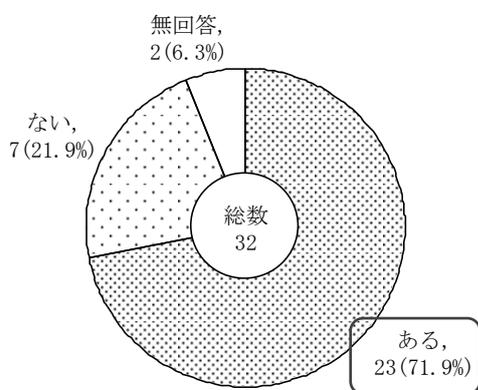


資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（全て）

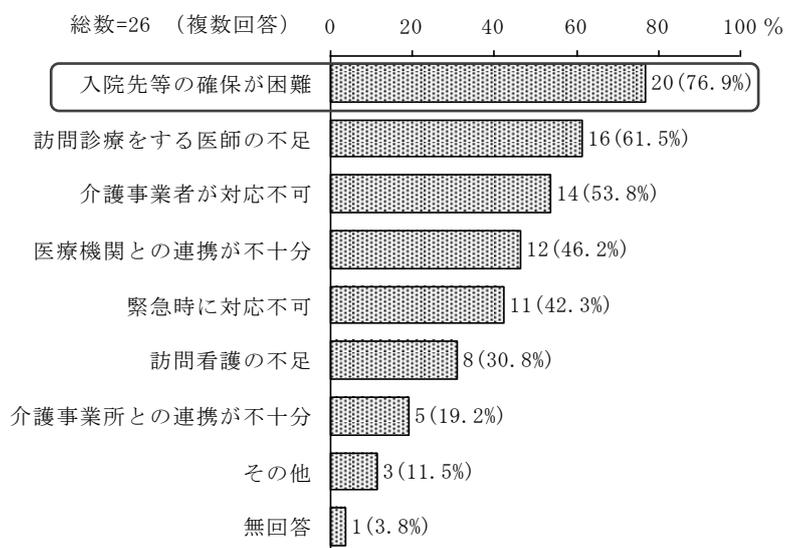
(5) 慢性期医療を要する高齢者への対応

- 〔現状〕**
- 受持ち患者が他病院に拒否された経験のある医療機関が多いとともに、入院先の確保が困難のため医療・介護サービスの提供環境が不十分と感じているケアマネジャーも多くいる状況です。
 - 老人保健施設への入所理由として、医療依存度が高く、特別養護老人ホーム等では受入れが難しい状態であることが最も多くなっています。老人保健施設が、中間施設としての機能を十分に果たせていない状況です。
- 〔課題〕**
- 慢性期医療を要する高齢者の入院・入所先の確保が必要です。

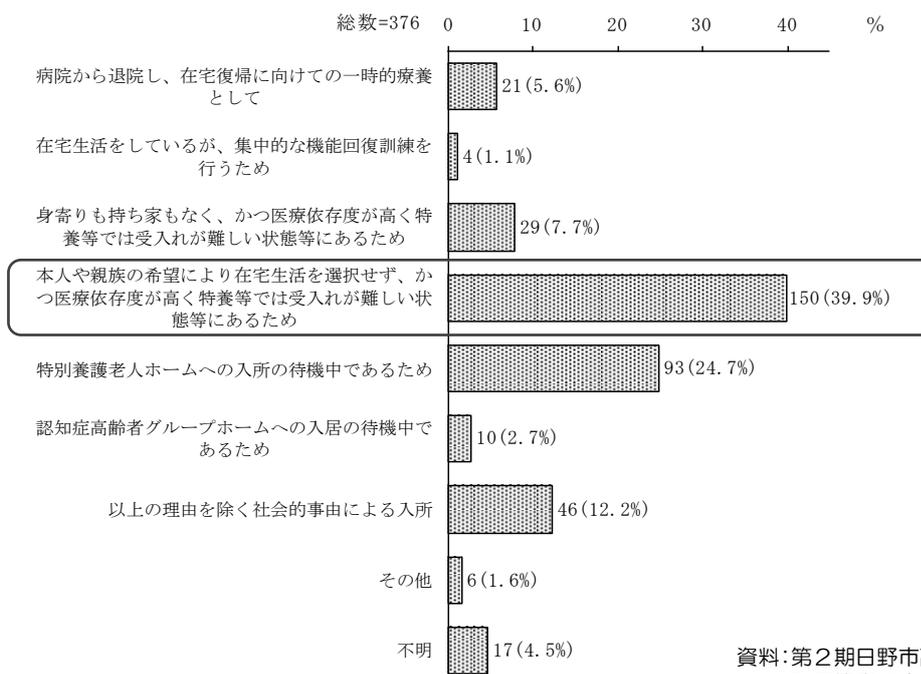
■受持ち患者の他病院の入院拒否の経験 (医療機関)



■医療・介護サービス提供環境の整備が不十分な理由 (介護支援専門員)



■老人保健施設入所理由 (介護サービス事業者)



資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書(全て)

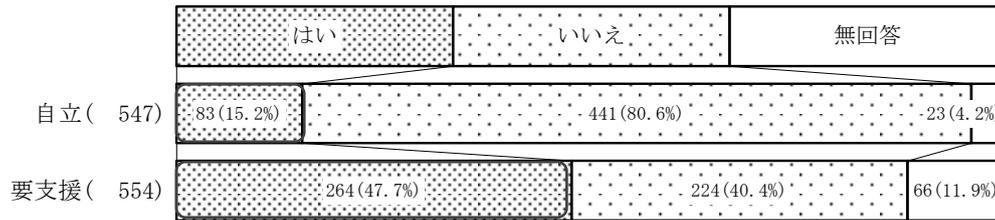
7. 社会参加の状況と介護予防の取り組み状況

(1) 生活支援サービスの必要性

[現状] ●介護保険制度上の介護サービスでは賅えない、又は介護サービスを補完する「生活支援サービス」については既に一定程度普及していることが窺われます。
[課題] ●地域包括ケアをより効率的・効果的に展開するために、NPO 等により提供される生活支援サービスを育成し、介護サービスの補完又は代替を進める必要があります。

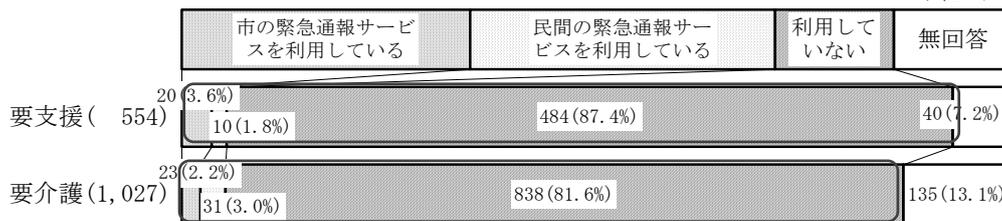
■買い物に不便を感じているか（自立・要支援高齢者）

単位：%

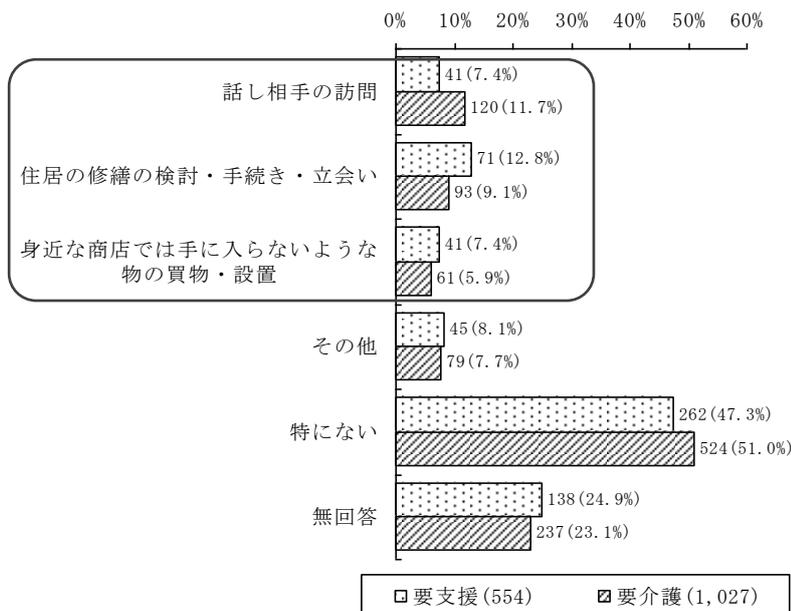


■緊急通報サービスの利用状況（高齢者：要支援、要介護）

単位：%

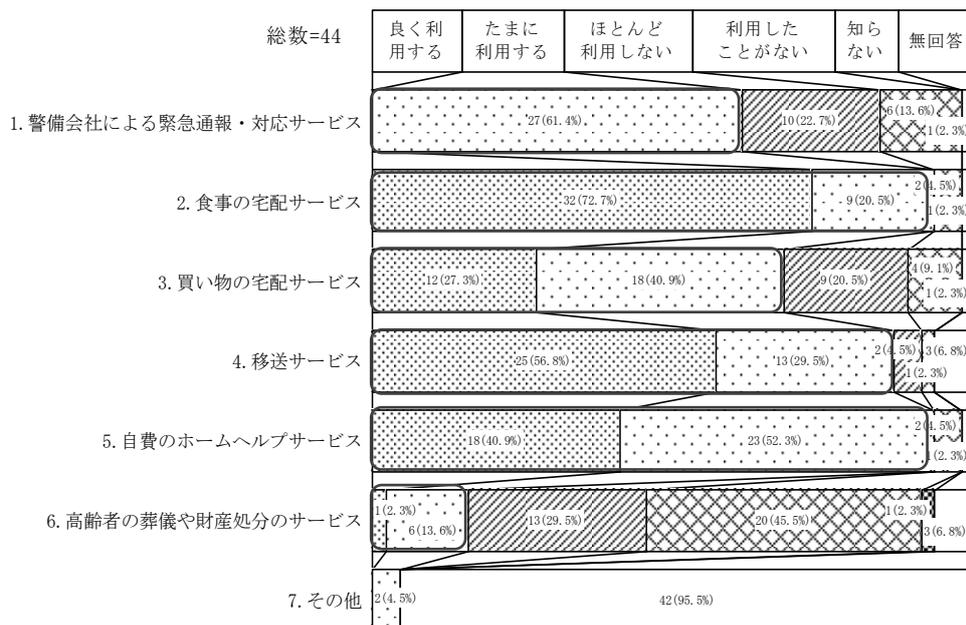


■なくて困った/あると良いと思う生活支援サービス（要支援・要介護高齢者）



資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（全て）

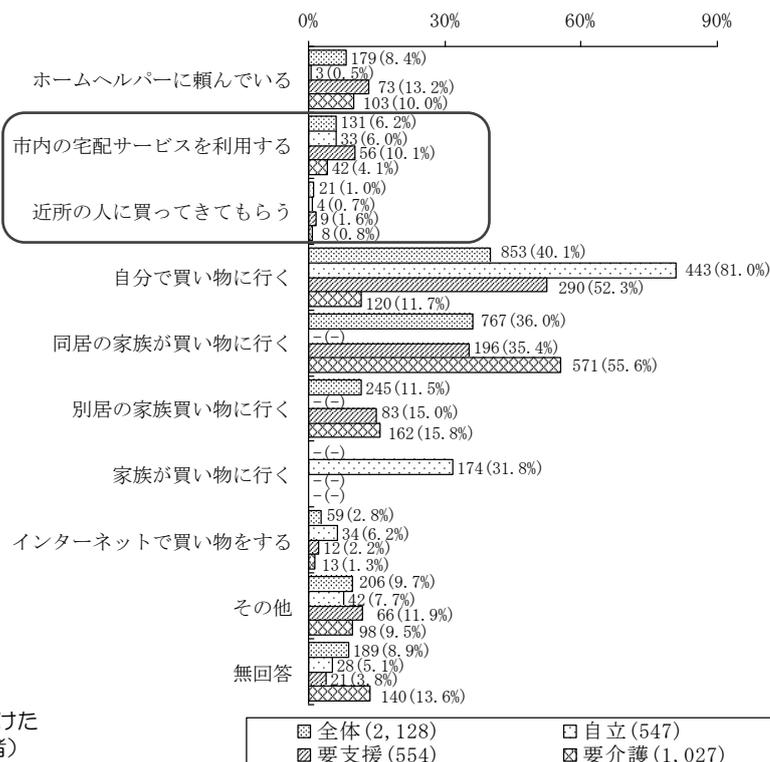
■民間福祉サービスの利用状況
(介護支援専門員)



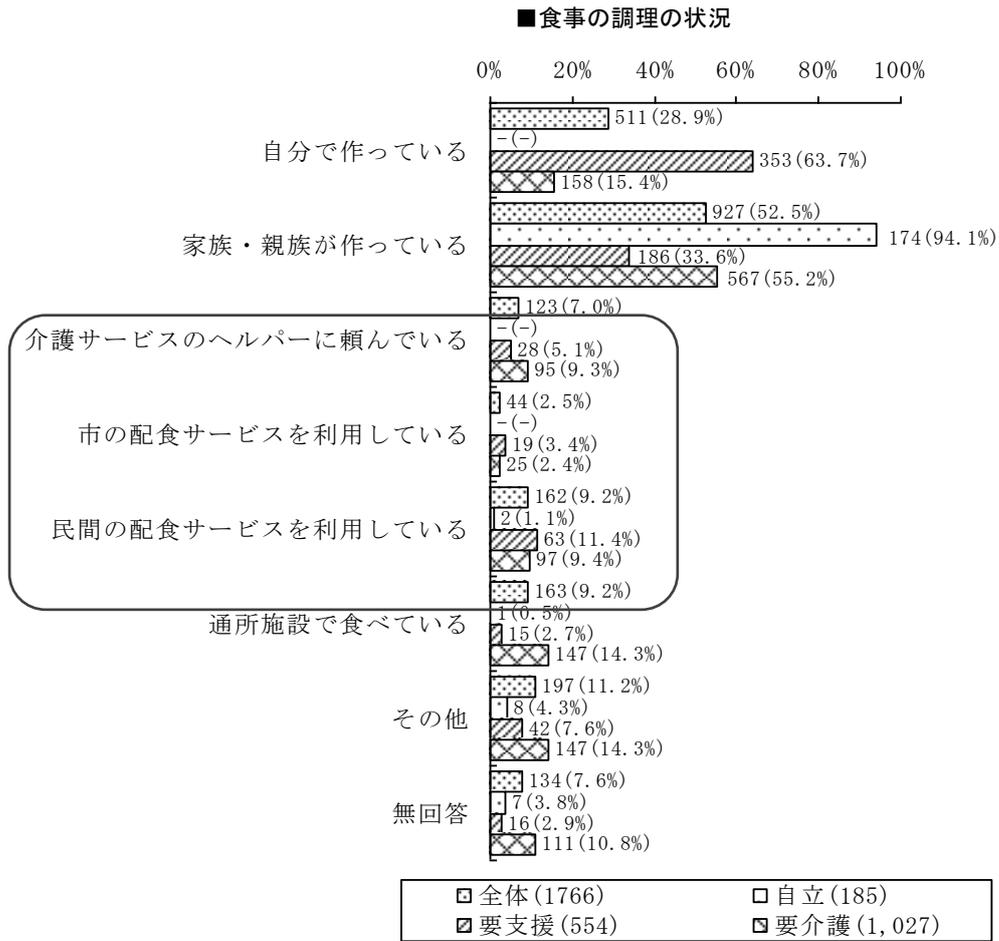
(2) 要支援高齢者による家事援助の利用状況

- [現状] ●要支援高齢者が予防給付として受けている家事援助のサービス量は多くはないものの、一定程度あります。
●配食サービスについては、民間のサービスがかなり浸透してきており、訪問介護事業の利用率を上回っています。
- [課題] ●予防給付サービスと民間サービスによる供給の適正性の観点から、効果的な支援を進める必要があります。

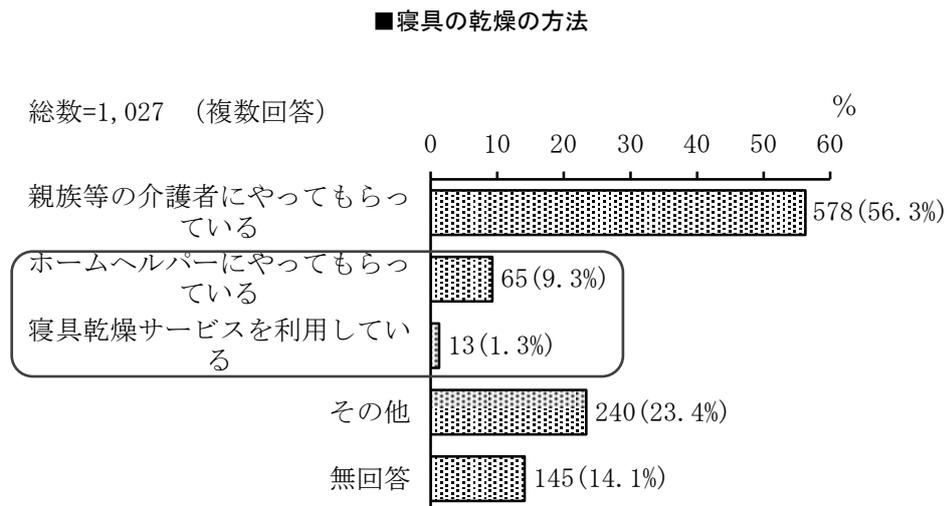
■買い物の状況



資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（自立・要支援・要介護高齢者）



資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（自立・要支援・要介護高齢者）



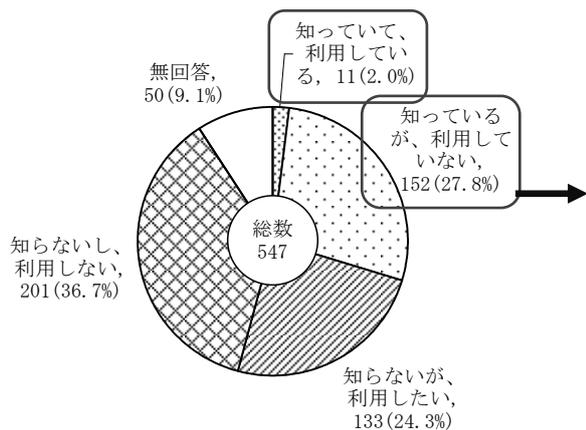
資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（要介護高齢者）

(3) 地域における見守りについて

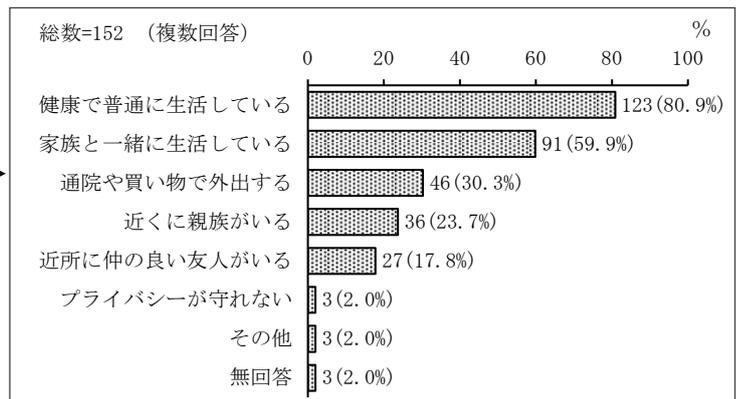
[現状] ●見守り支援ネットワークの認知度・利用率は低くなっています。見守りネットワークを利用する場合・協力する場合ともに、地域全体でさりげなく見守るが最も多くなっています。

[課題] ●見守り支援ネットワークの認知度を高めるとともに、地域でさりげなく見守る等、普及し易い手法の検討が必要です。

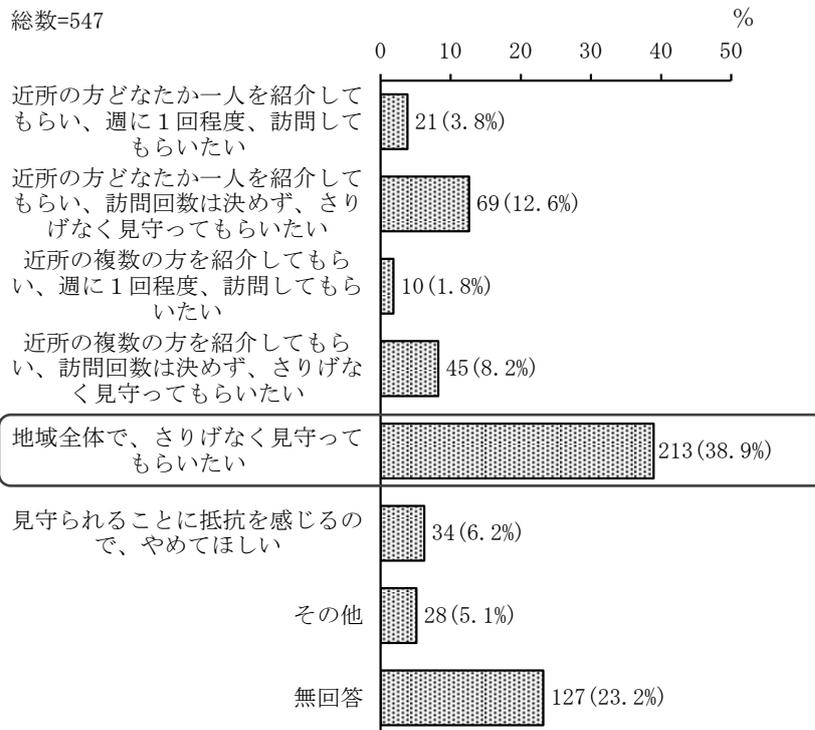
■見守り支援ネットワークの認知状況



■見守り支援ネットワークを認知して未利用の理由

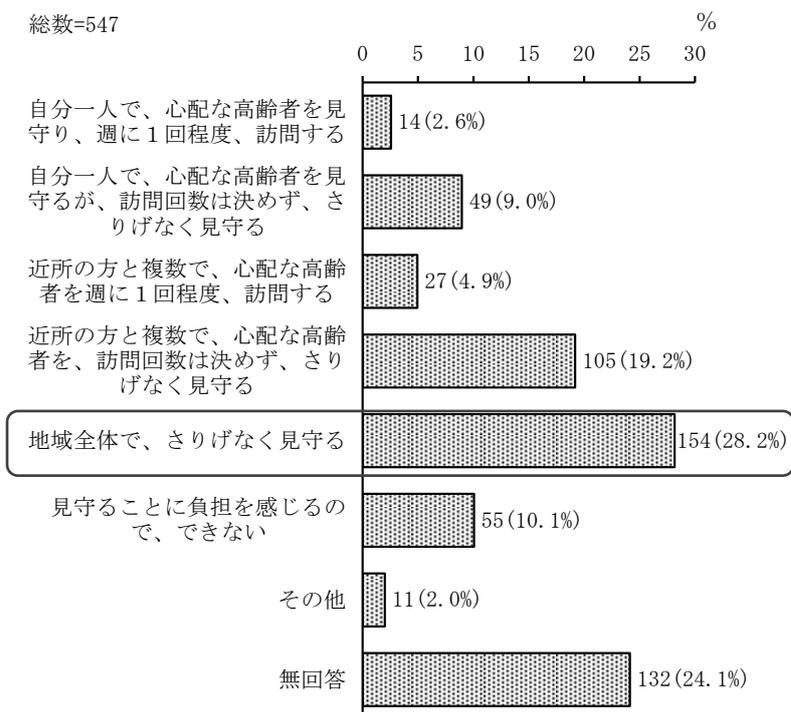


■見守りを利用する場合の希望



資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（全て：自立高齢者）

■見守りに協力する場合の希望



資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（自立高齢者）

8. 住まいの状況

(1) 高齢者の住まいの状況

- [現状] ● 「戸建て」の「持ち家」が最も多く、「集合住宅」は公的住宅（「公営住宅」と「都市機構、公社等の賃貸住宅」）が民間住宅を大きく上回っています。
- 「一戸建て」に居住する人は、「今、住んでいる家に住み続けたい」という意向が大半を占め、「集合住宅」に居住する人ではその割合が大幅に減ります。
- 集合住宅に居住し、転居を希望する人の多くは、低廉かつ良好な設備を有する公営住宅への転居を希望しています。
- [課題] ● 健全な民間賃貸住宅市場の形成に向け、民間賃貸住宅より公的住宅が選好される要因を分析することが望まれます。

■住居形態と所有形態

(人数)
(割合)

	全体	持ち家	民間賃貸住宅	公営住宅	都市機構、公社等の賃貸住宅	間借り	有料老人ホーム等	その他	無回答
全体	547 100.0	421 77.0	31 5.7	38 6.9	39 7.1	1 0.2	2 0.4	2 0.4	13 2.4
住居形態	一戸建て	372 100.0	362 97.3	7 1.9	-	-	-	1 0.3	2 0.5
	集合住宅	161 100.0	57 35.4	24 14.9	37 23.0	39 24.2	1 0.6	1 0.6	2 1.2
	有料老人ホーム等	-	-	-	-	-	-	-	-
	無回答	14 100.0	2 14.3	-	1 7.1	-	-	1 7.1	9 64.3

■住居形態と転居意向

(人数)
(割合)

	全体	今、住んでいる家に住み続けたい	転居したいが、費用や体力等の理由から難しい	転居したい。費用や体力等の面からも、転居可能である。	どちらとも言えない・わからない	無回答	
全体	547 100.0	403 73.7	23 4.2	16 2.9	67 12.2	38 6.9	
住居形態	一戸建て	372 100.0	304 81.7	10 2.7	6 -	32 -	20 -
	集合住宅	161 100.0	95 59.0	13 8.1	10 6.2	35 21.7	8 5.0
	有料老人ホーム等	-	-	-	-	-	-
	無回答	14 100.0	4 28.6	-	-	-	10 71.4

資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（上下とも：自立高齢者）

■住居形態と転居先として希望する住まいの形態意向

(人数)
(割合)

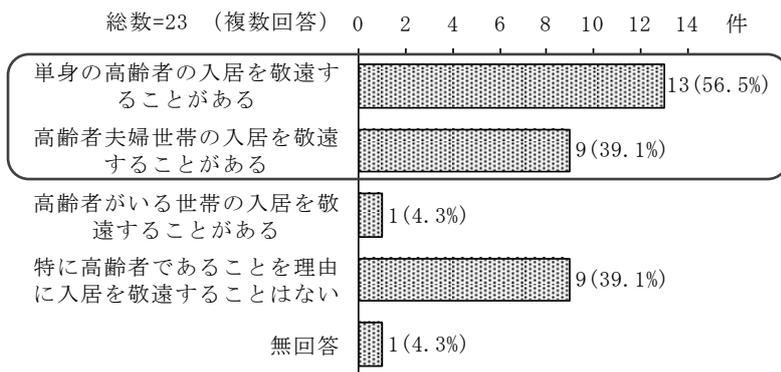
		全体	持ち家	賃貸アパート・サービス付き高齢者向け住宅	公営住宅	有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅	その他	無回答
全体	人数	39	13	2	16	5	1	2
	割合	100.0	33.3	5.1	41.0	12.8	2.6	5.1
住居形態	一戸建て	16	9	2	1	2	-	2
	割合	100.0	56.3	12.5	6.3	12.5	-	-
	集合住宅	23	4	-	15	3	1	-
	割合	100.0	17.4	0.0	65.2	13.0	4.3	-
	有料老人ホーム等	-	-	-	-	-	-	-
無回答	-	-	-	-	-	-	-	

資料：日野市高齢者福祉総合計画策定のためのアンケート調査（自立高齢者）

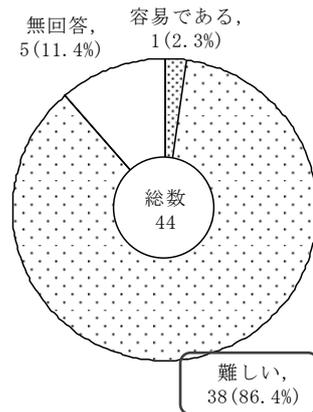
(2) 高齢者の入居敬遠について

- [現状]** ●居室内での死亡事故や、認知症の発症等に対する不安による高齢者の入居の敬遠は少なからず存在します。
●特に、単身高齢者については、保証人の不在、手続きを本人が行えないこと、身寄りの不在、資力の不十分などが賃貸契約を困難にしています。
- [課題]** ●死亡時の手続きや片付け支援、安否確認、保証代理などによる、高齢者の入居支援が必要です。

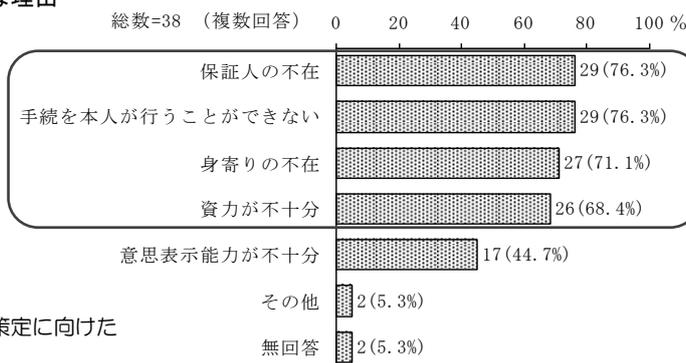
■高齢者の入居敬遠の有無と敬遠比率（不動産会社）



■単身高齢者の賃貸契約の難易度（介護支援専門員）

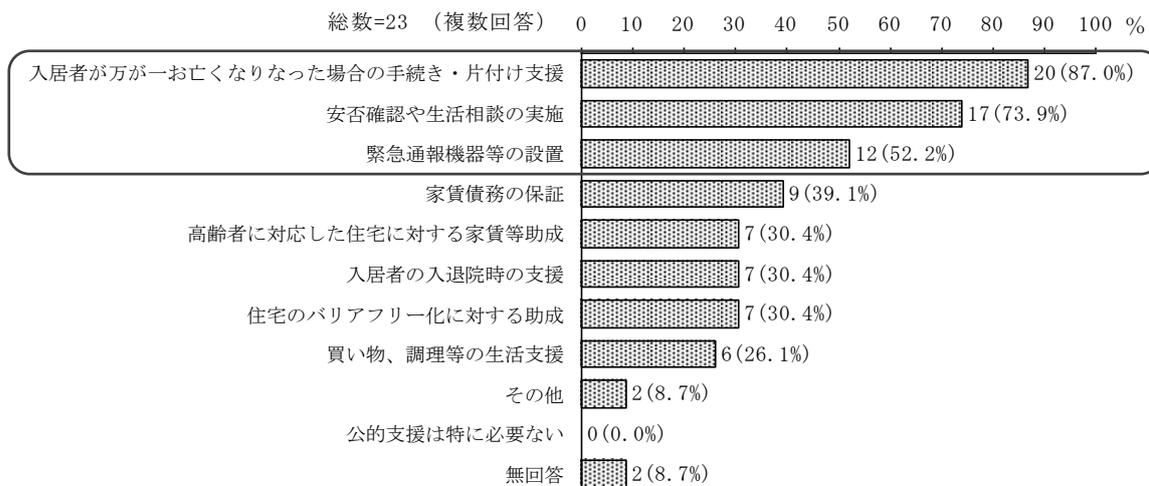


■単身高齢者の賃貸契約が困難な理由（介護支援専門員）



資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（全て）

■高齢者の居住継続に必要な支援

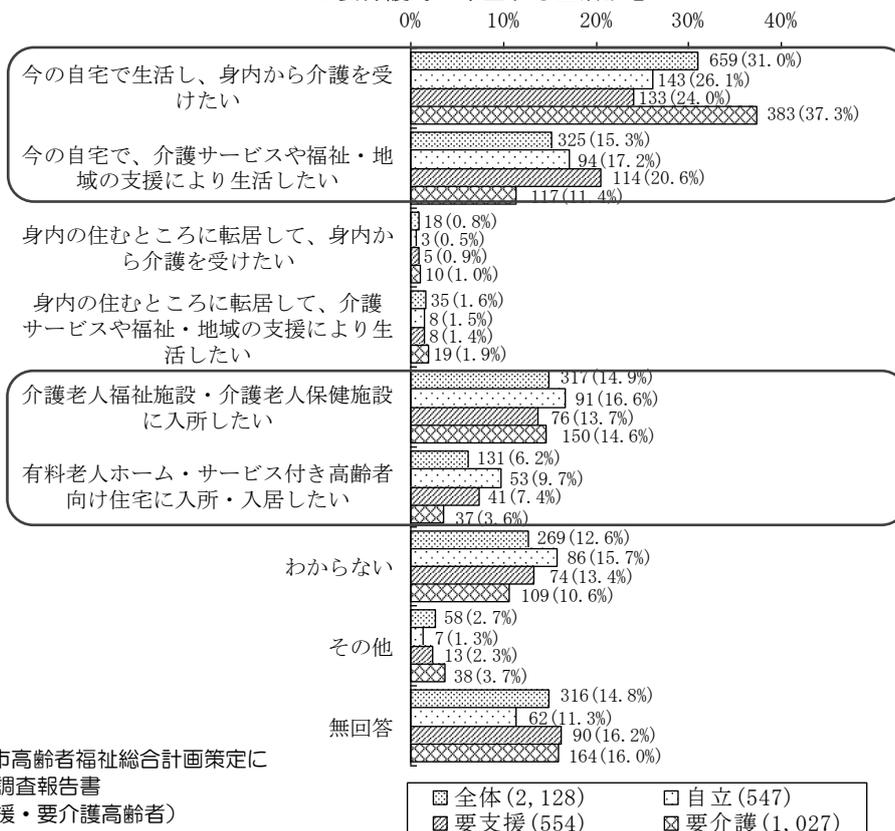


資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（不動産会社）

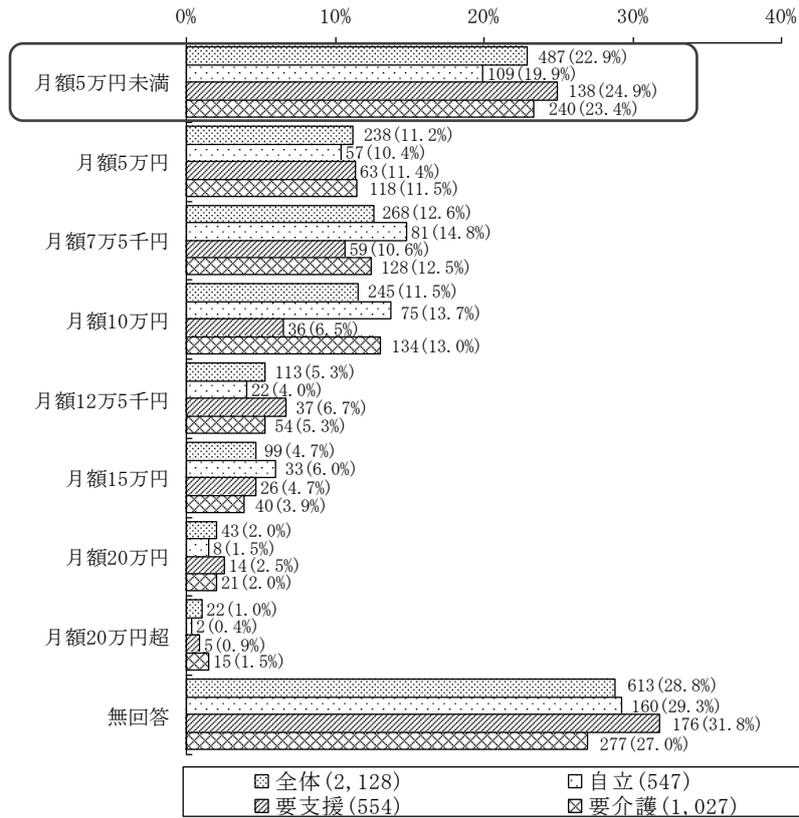
(3) 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の必要性

- [現状] ●有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅への転居ニーズは、高齢者全体で6.2%と、あまり高くありません。
- 有料老人ホーム等の家賃等として支払える金額は、「5万円未満」が最も多く、平均初期費用2,000万円、月額30万円というコストと大きな乖離があります。
- 一方、有料老人ホーム等における入居者、入居待機者とも半数以上が「日野市外」となっています。

■要介護時に希望する生活形態



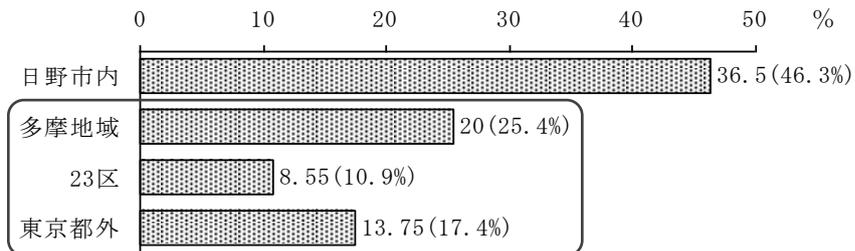
■有料老人ホームの家賃等の支払い可能限度（高齢者：自立、要支援、要介護）



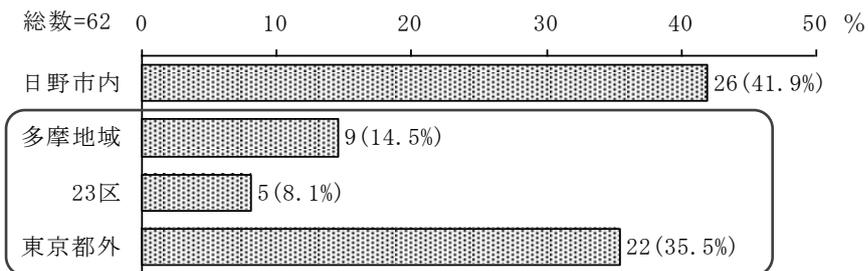
【平均】 ■利用料金（有料老人ホーム等） (単位：円)

事業所類型	a) 単身用個室					b) 夫婦用個室				
	入居一時金	月額賃料	食事料	その他管理費	月額合計	入居一時金	月額賃料	食事料	その他管理費	月額合計
有料老人ホーム	25,037,500	126,080	52,770	148,850	327,700	20,662,500	167,410	74,040	194,075	435,525
サービス付高齢者向け住宅（特定施設）	90,000	63,500	50,163	33,250	146,913	330,000	110,000	97,960	16,000	223,960
サービス付高齢者向け住宅（一般）	21,800,000	126,000	52,800	55,000	233,800	-	-	-	-	-
全体	17,447,143	108,189	51,796	93,769	253,754	16,596,000	155,928	78,824	158,460	393,212

■入居前の居住地（有料老人ホーム等）



■入居待機者の地域（有料老人ホーム等）



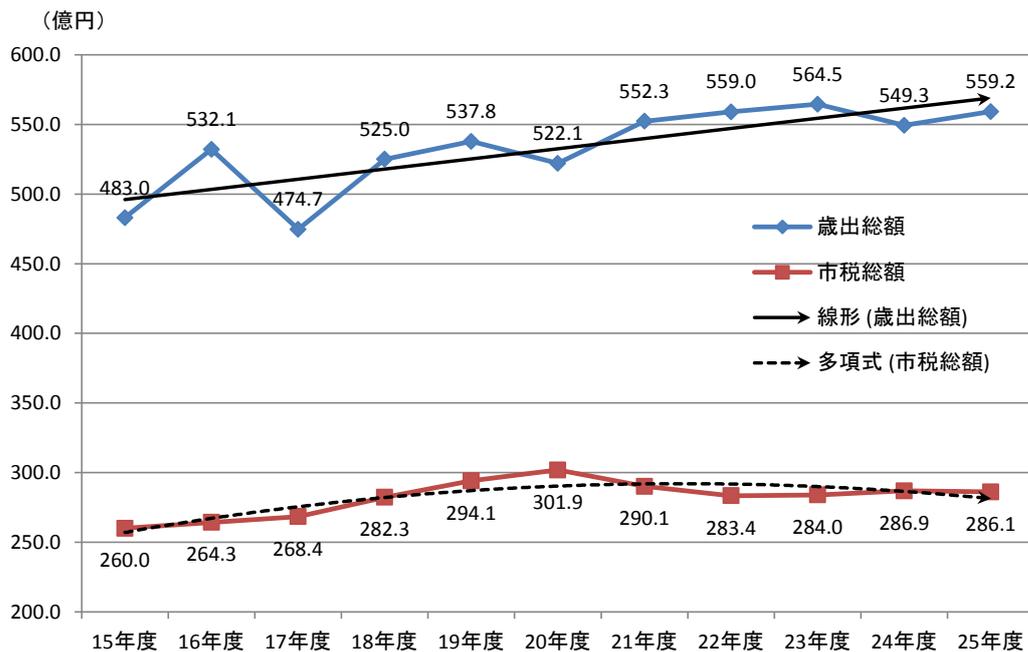
資料：第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書（全て）

9. 財政状況・財政見通し

財政状況は、年度により増減はあるものの、歳出総額は増加傾向にあります。一方、市税収入は平成20年度をピークに伸び悩んでいます。歳出の増加要因としては、リーマンショック以降の生活保護費や保育園運営費などの扶助費の急増や、高齢化による医療・介護費の増加等繰出金の増加などが挙げられ、これらは今後も増加が続く見込みとなっており、財源不足が深刻化しています。

高齢者福祉関係費は右肩上がりに増加しており、今後更に高齢化率が上がることを踏まえ、介護保険事業のより適正な運営が求められています。

■市税収入と歳出総額の経年動向



■予算の経年比較

区分	項目	7年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
人口	総人口	166,537人	167,942人					176,538人						180,052人		
	高齢者人口	17,784人	23,383人					30,366人						37,488人		
	高齢化率	10.68%	13.92%					17.20%						20.82%		
一般会計	歳出総額	458億円	473.5億円	501.8億円	487.1億円	483.0億円	532.1億円	474.7億円	524.9億円	537.8億円	522.1億円	552.2億円	559.3億円	564.5億円	549.2億円	559.1億円
	老人福祉費	24.2億円	22.1億円	22.9億円	23.3億円	23.7億円	25.2億円	27.2億円	27.1億円	27.8億円	30.2億円	29.5億円	31.4億円	31.8億円	33.2億円	34.2億円
	老人福祉施設費	7.0億円	7.9億円	7.9億円	7.6億円	7.4億円	7.5億円	7.1億円	7.4億円	8.7億円	6.1億円	3.2億円	3.3億円	3.5億円	1.8億円	2.4億円
	(小計)	31.2億円	30.0億円	30.8億円	30.9億円	31.1億円	32.7億円	34.3億円	34.5億円	36.5億円	36.3億円	32.7億円	34.7億円	35.3億円	35.0億円	36.6億円
	老人福祉費等の占める割合	6.8%	6.3%	6.1%	6.3%	6.4%	6.1%	7.2%	6.6%	6.8%	7.0%	5.9%	6.2%	6.3%	6.4%	6.5%
介護保険特会		0	35.6億円	44.9億円	55.3億円	62.3億円	68.2億円	73.3億円	76.2億円	81.9億円	82.7億円	89.8億円	91.5億円	96.2億円	103.1億円	107.4億円
高齢者福祉関係費 (老人福祉費+老人福祉施設費+介護保険特会)		31.2億円	65.6億円	75.7億円	86.2億円	93.4億円	100.9億円	107.6億円	110.7億円	118.4億円	119.0億円	122.5億円	126.2億円	131.5億円	138.1億円	144.0億円

資料：各年度決算書及び国勢調査

10. 高齢者福祉推進における主要課題

(1) 地域包括ケアの実現：「今、住んでいる家に住み続けたい」を実現する地域包括ケア

高齢化の進展により、国では、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年6月）が改正され、「地域包括ケアシステム」の構築を通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保の推進が求められています。

日野市の高齢化率は、平成37年（2025年）には26.7%、平成52年（2040年）には34.4%となることが予測されており、今後高齢化が確実に進みます。一方、『第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けたアンケート調査報告書』（平成25年度実施）によれば、自立高齢者の約7割が、「今、住んでいる家に住み続けたい」と回答しており、最後まで住み慣れた地域で暮らしていくことを望んでいる人が大半であり、施設入所を希望する人が少ない状況です。こうした状況からも、「誰もがいつまでも安心して暮らせるまち」の形成が求められており、その実現には、まさに「地域包括ケア」を実現していくことが必要です。

いつまでも安心して、また健康で暮らしていけるよう、市民一人ひとりが自ら介護予防に取り組むとともに、地域の支えあいにより健康を維持しながら、緊急時には医療・介護サービスが切れ目なく受けられる環境を整備することが必要です。

(2) 介護保険事業の充実と適正な運営

日野市の財政状況は深刻な状況ですが、今後、高齢化はますます進展していきます。そうした中、高齢者が必要なサービスを必要とときに適正に受けられるよう、多様なサービス提供を進めると同時に、介護給付の適正化や受益と負担のバランスへの配慮など、介護保険事業の適正な運営が求められています。

サービス提供については、医療的ケアを要する高齢者を対象とした介護サービスの提供体制が不十分と認識されており、医療依存度の高い高齢者の受け入れが可能な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備や、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）の充実等が求められています。

また、地域包括ケアシステムの構築とあいまって、地域の拠点となる地域包括支援センターの更なる充実や、地域ケア会議の推進が必要です。

(3) 介護と医療の連携推進

地域包括ケアシステムの構築が求められる中、介護と医療の連携推進が求められています。日野市においても、連携の必要性は介護・医療従事者により認識されていますが、実態として、利用者の病状急変時や退院時の情報共有等、連携は十分ではありません。また、医師不足等による緊急往診や訪問看護ステーションの夜間サービス等の不足により、「看取り」などの体制も十分ではなく、家族の負担も課題となっています。一方、24時間の往診体制への協力は難しいと考える医療機関が多い状況です。

今後は、介護・医療従事者間での情報共有や連携強化を進めるとともに、医療機関同士等の連携による24時間365日在宅介護・医療サービス提供の実現が求められてい

ます。

さらに、在宅医療・介護関係者の連携を進めるためのスキルアップや、家族支援なども進める必要があります。

(4) 地域で安心して暮らせる体制の構築

日野市の自立高齢者の約8割は生きがいを感じ、約9割が趣味を持っています。また、前出の通り、約7割が「今、住んでいる家に住み続けたい」と考えています。一方、何らの活動にも参加せず生きがいを感じることができない高齢者も一定程度存在しています。一人ひとりが自宅や地域で健康でいきいきと自立して生活を継続できるよう、介護予防や社会参加などを進めていくとともに、多様な生活支援サービスを提供することが必要です。

介護保険制度の一部改正（平成27年4月施行）による「介護予防・日常生活支援総合事業」の「新しい総合事業」への移行に沿い、身近な地域での社会参加やサービス提供が受けられる体制を構築する必要があります。

(5) 認知症高齢者と家族を支える仕組みづくり

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の数も増大することが予測されています。

認知症は、医師による的確な判定が重要となりますが、日野市には認知症を専門とした医師や医療機関が不足しています。また、認知症は早期診断・治療の有効性が広く認識されていますが、実際には、認知症を発症した本人の意向などにより診断・治療が遅れがちです。

認知症を発症した人が適切な診断・対応を受けられるよう、認知症を専門とする医師・医療機関の充実が必要です。また、早期診断・治療を実現するための周知啓発や体制の整備が求められています。

さらに、認知症高齢者を介護している家族の負担は、認知症を有さない高齢者の家族よりも負担感が高く、中でも「徘徊」等の問題行動を有する高齢者の介護の負担感が高くなっています。日野市では、地域における認知症高齢者の見守りや、家族介護者支援の取り組みを進めていますが、今後より一層充実させていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 目指すべき姿

日野市の高齢者を取り巻く環境の現状と課題を踏まえ、高齢者福祉施策及び介護保険施策の検討及び実施にあたり掲げる日野市の目指すべき姿を以下の通りとします。また、その実現に向け、計画の3つの基本方針を以下の通り設定します。

いつまでも安心して暮らせるまち 日野

日野市の多くの高齢者が、介護が必要になっても自宅に住み続けたいと考えています。いくつになっても、たとえ一人暮らしになっても、住み慣れた地域でひとりひとりが自立し、自分らしく毎日を送り、必要に応じて適切なサービスを利用できるよう、介護保険サービスや高齢者福祉の基盤を整備します。また、地域包括ケアシステムの構築を進め、「いつまでも安心して暮らせるまち 日野」の実現を目指します。

2. 基本方針

日野市の目指すべき姿を実現するため、計画の3つの基本方針を以下の通り設定します。

(1) 高齢者の尊厳の保持と自立支援

「尊厳の保持」「自立した日常生活」は、介護保険法第1条（法の目的を規定）に記述されています。高齢になっても、介護が必要になっても「自らの意思」で「自分らしく」暮らしていくためのキーワードです。

この精神の下、高齢者がその状態に適したサービスを、受けたいときに、必要な量を「自ら選択」できるよう、サービス及び情報提供の充実を図ります。

(2) 地域包括ケアシステムの構築

いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすために、どのような健康状態や生活状況にあっても、その時に必要なサービスを適切に受けられる環境を整備することが必要です。

そのため、「介護」「予防」「医療」「住まい」「生活支援」という5分野のサービスを一体的にとらえ、総合的な視点から高齢者福祉施策を「漏れなく・無駄なく・垣根なく」展開し、地域包括ケアシステムを構築します。

(3) 持続可能な支え合いの仕組みづくり

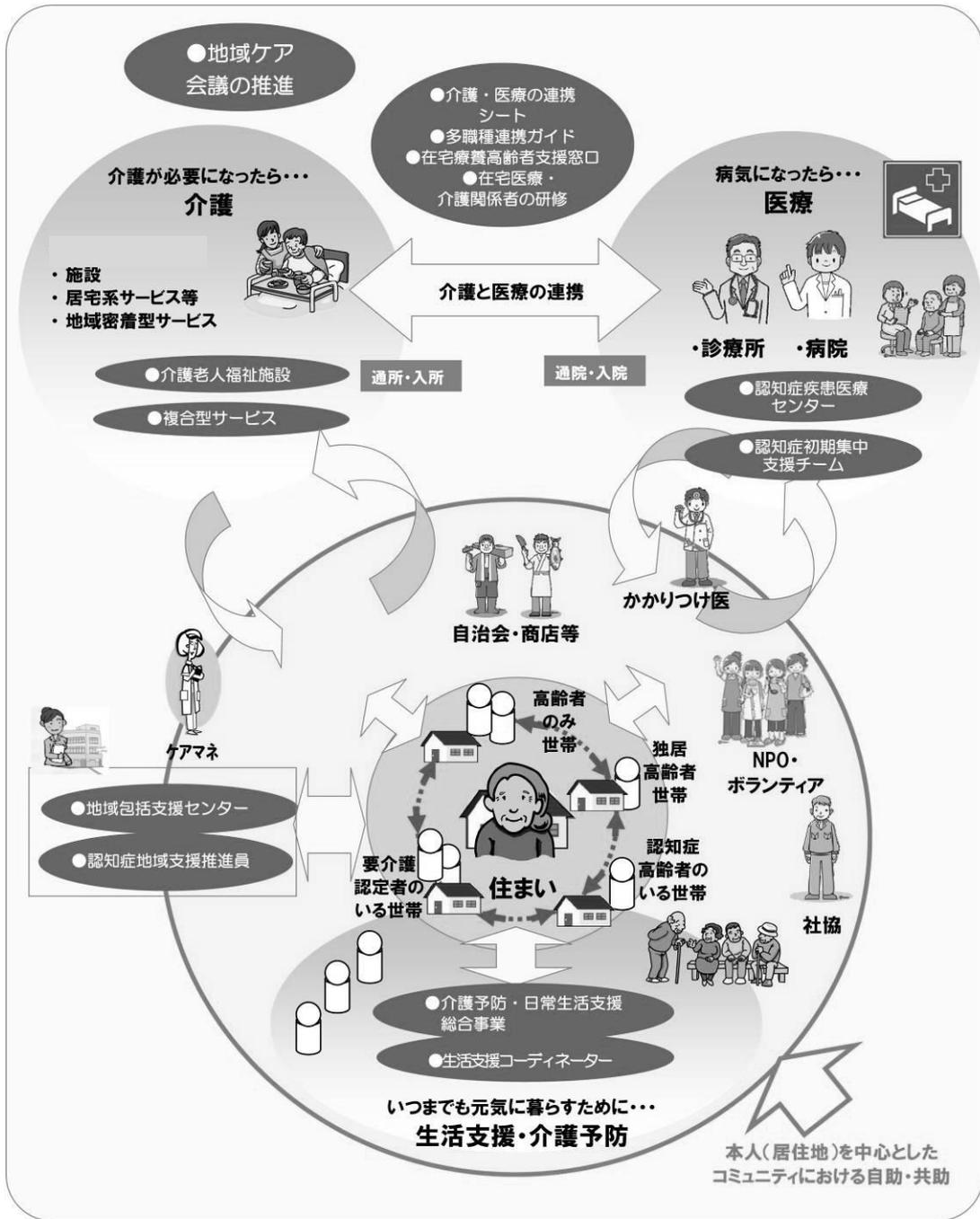
今後、およそ10年後は団塊世代⁴が後期高齢者になり、また、およそ25年後には団塊ジュニア世代⁵が高齢者になるなど、高齢化はより一層進展し、高齢者が高齢者を支える時代が到来します。これを見据え、長期的な視点に立ち、財政的にも社会的にも持続可能な支え合いの仕組みづくりを行います。

具体的には、高齢者自身による健康増進などの「自助」、社会参加や生活支援などの地域における「互助・共助」、介護保険給付や医療サービスなどの「公助」を無理のないバランスで組み合わせた高齢者施策を展開します。

⁴ 団塊世代：1947（昭和22）年～1949（昭和24）年生まれ（厚生労働省：平成20年版厚生労働白書）

⁵ 団塊ジュニア世代：1971（昭和46）～1974（昭和49）年生まれ（厚生労働省：平成20年版厚生労働白書）

■日野市が目指す姿（地域包括ケアシステム）



【参考】「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)」 抜粋
 第二条 この法律において「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。

3. リーディングプラン

日野市の目指す姿を実現するため、計画期間中、特に集中的・重点的に行うべき取組みをリーディングプランとして位置づけます。リーディングプランは4つの柱から成り、それぞれの目的を実現する事業を展開します。

【プラン1：介護保険事業の充実と適正な運営】（※目指す姿の「介護」の部分）

高齢者が必要な時に必要な介護サービスを受けられることを目指します。

【方針】

高齢者の生活を支える大きな柱である介護保険制度は、サービスに対する需要が拡大・多様化していく中でも、必要なサービスを必要なときに適正に提供できることが求められます。地域包括ケアシステムの構築に向け、新たなサービスや施設等の基盤整備について様々な側面から検討し、充実を図ります。

併せて、要介護認定や給付の適正化を進め、適正な保険料設定を行う必要があります。今後更なる高齢化が見込まれる中で、誰からも信頼され、財政を安定させ、持続可能な介護保険制度の運用に努めます。

【重点事業】

事業	事業番号
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	27【新】
地域包括支援センターの充実	67
地域ケア会議の推進	74【新】

【プラン2：介護と医療の連携推進】（※目指す姿の「介護と医療の連携」の部分）

慢性期医療を要する高齢者が、居宅で在宅医療・介護サービスを切れ目なく受けられることを目指します。

【方針】

更なる高齢化の進展が予測される中、地域包括ケアシステムの構築がますます重要になります。その中でも「在宅医療」は不可欠な要素です。在宅医療は、医師のほか、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリ関係職種等、多くの職種によって提供されますが、これに介護関係職種を加えた多職種による包括的なケアのための協働・連携の体制を整えることが必要です。

日野市では、介護と医療の連携の積極的な取組を進めていますが、今後は専門職のみならず家族への支援を進めるなど、さらに充実した取組を進めます。

【重点事業】

事業	事業番号
地域ケア会議の推進	74【新】
介護と医療の連携シートの普及	72
多職種連携ガイドの普及	73
在宅療養高齢者支援窓口	75
在宅医療・介護関係者の研修	77【新】

【プラン3：地域で支え合う体制の推進】（※目指す姿の「生活支援」「介護予防」の部分）

市民が、身近な地域で必要な支援を受け、いきいきと自立して生活できることを目指します。

【方針】

日野市では、これまでも生活支援の取組みを進めていますが、高齢者が自宅や地域で健康でいきいきと自立して生活していくため、介護サービスを補完する様々なサービスの展開が求められています。

高齢者の社会参加の促進や介護予防については、既存事業の改善も含め、高齢者自身、または地域が自主的に楽しみながら、生きがいにもつなげる取組みを支援します。

【重点事業】

事業	事業番号
介護予防・日常生活支援総合事業	91.92.93.94.95
生活支援コーディネーター	54【新】

【プラン4：認知症高齢者と家族を支える仕組みづくり】

認知症になっても、その人とその家族が必要な支援を受け、その人らしく生きられることを目指します。

【方針】

高齢化の更なる進展により、今後、認知症高齢者の数はますます増加する見込みです。認知症は完治することは難しいですが、症状を軽くすることは可能です。また、予防や早期発見による発症の抑制や進行の遅延化が可能です。国の示す「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」においても、早期発見等認知症対策の充実の方向性が示されています。

日野市では、これまでも認知症予防や認知症高齢者とその家族を支援する様々な取組みを進めていますが、今後は、早期発見・支援にも力を入れていくとともに、認知症への医療サービスや施設の充実、地域における認知症支援の仕組みの構築を進めます。

【重点事業】

事業	事業番号
認知症初期集中支援チームの設置	68【新】
認知症疾患医療センターの機能整備	70【新】
認知症地域支援推進員の育成	69【新】

4. 日常生活圏域

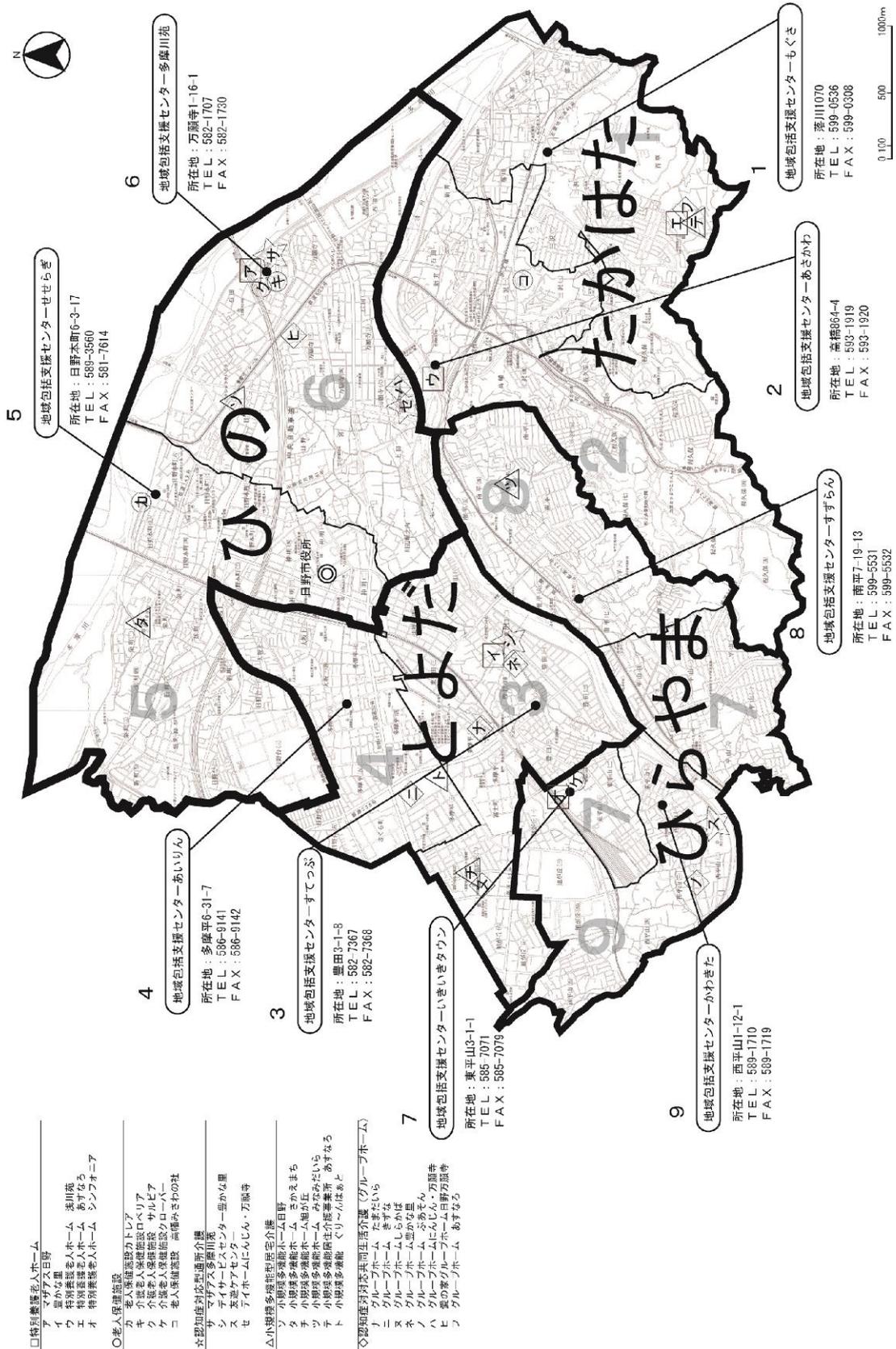
日常生活圏域は、身近な地域に様々なサービス拠点を整備し、たとえ要介護状態や認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護サービス基盤の整備を進めるために取り入れられた考え方です。

日野市では、『第3期日野市介護保険事業計画(平成18年度から平成20年度まで)』において、地理的条件、交通機関や駅の状況、人口、既存の介護サービス基盤等を勘案し、4つの日常生活圏域を設定しました。

『第6期計画』においても、この考えを継承し、地域密着型サービスや介護サービス基盤の充実などを進めます。

日常生活圏域	地域包括支援センター名	町名
ひの	せせらぎ	日野本町、神明、日野台1～3丁目、栄町、新町
	多摩川苑	万願寺、大字上田、大字川辺堀之内、大字日野、大字宮、石田1～2丁目、大字石田(浅川北)
とよだ	すてっぴ	豊田、大字豊田、東豊田、旭が丘2・5～6丁目、多摩平1～2丁目、富士町
	あいりん	多摩平3～7丁目、日野台4～5丁目、大坂上
たかはた	もぐさ	百草、落川、程久保、三沢2丁目、三沢1289～1294番地
	あさかわ	高幡、三沢(1289～1294番地を除く)、三沢1・3～5丁目、大字新井、大字石田(浅川南)、程久保1～8丁目
ひらやま	いきいきタウン	東平山2～3丁目、平山1～6丁目
	かわきた	旭が丘1・3～4丁目、西平山1～5丁目 東平山1丁目
	すずらん	南平1～9丁目

日常生活圏域と地域包括支援センター等の位置



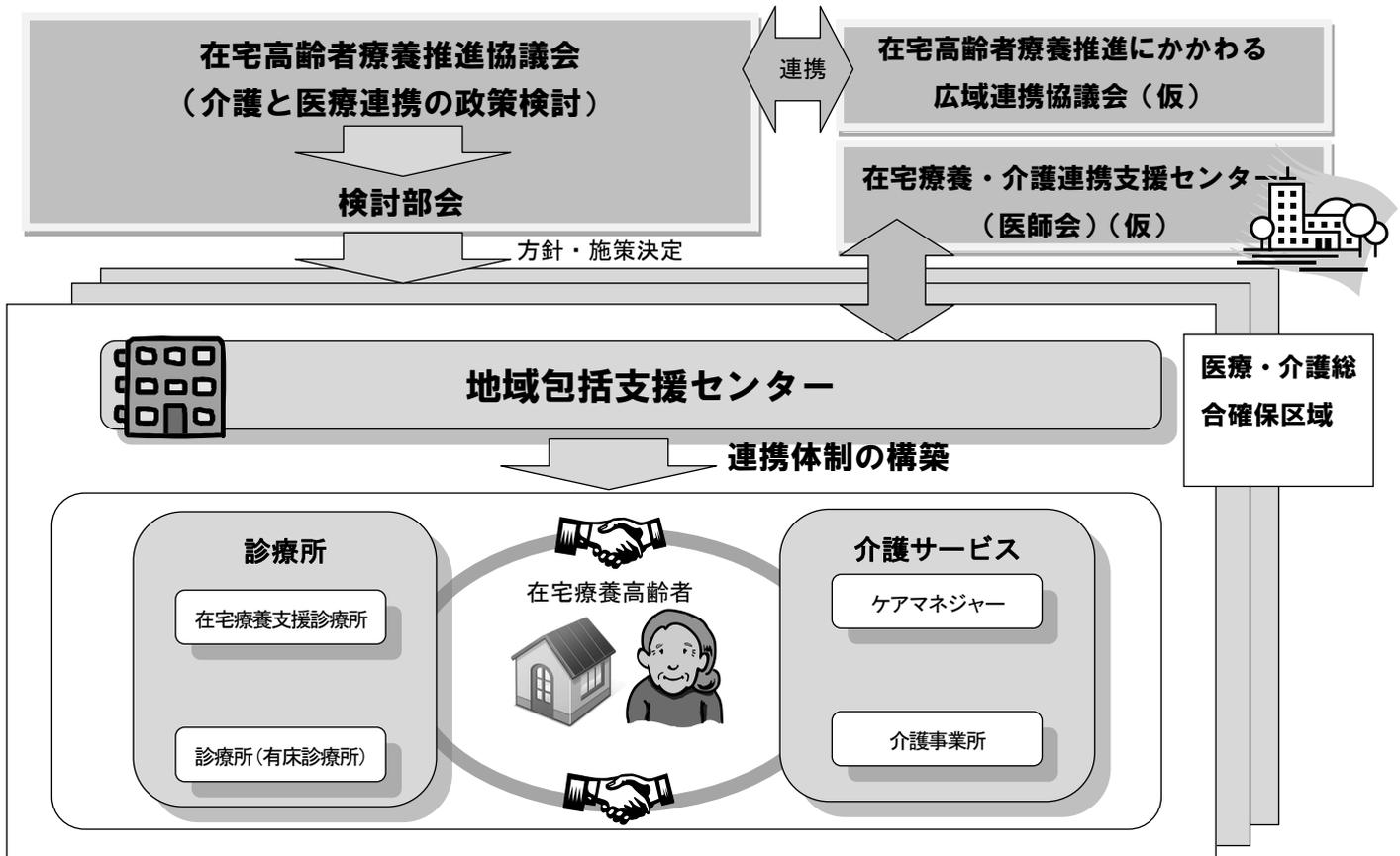
介護保険制度の改正に伴う新事業の展開

1. 介護と医療の連携強化

【目指す姿】

慢性期医療を必要とする高齢者が、居宅で在宅医療・介護サービスを切れ目無く受けられることを目指します。

在宅高齢者療養推進協議会を核とし、在宅高齢者療養推進にかかわる広域連携協議会（仮）と連携しながら政策・施策を立案し、医療・介護総合確保区域において、地域包括支援センターおよび在宅療養・介護連携支援センターの連携により地域の介護と医療の連携を推進します。



【事業実施工程】

事業名	第2期日野市高齢者福祉総合計画			第3期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30～32年度
1) 在宅療養高齢者等支援窓口事業(75)	継続	継続	評価・見直し	継続
2) 介護と医療の連携シートの活用(72)	継続	継続	評価・見直し	継続
3) 多職種連携ガイドの活用・更新(73)	継続	継続	評価・見直し	継続
4) 多職種連携研修会(74)	継続	継続	評価・見直し	継続
5) 24時間365日在宅介護・医療サービス提供体制の構築(78)	検討	検討	運用開始	運用
6) 在宅高齢者療養推進協議会(又は検討部会)(76)	継続	継続	評価・見直し	継続
7) 広域介護・医療連携協議会(79)	検討	検討	検討	協議会設置

()内の番号は、事業番号

2. 新しい介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）

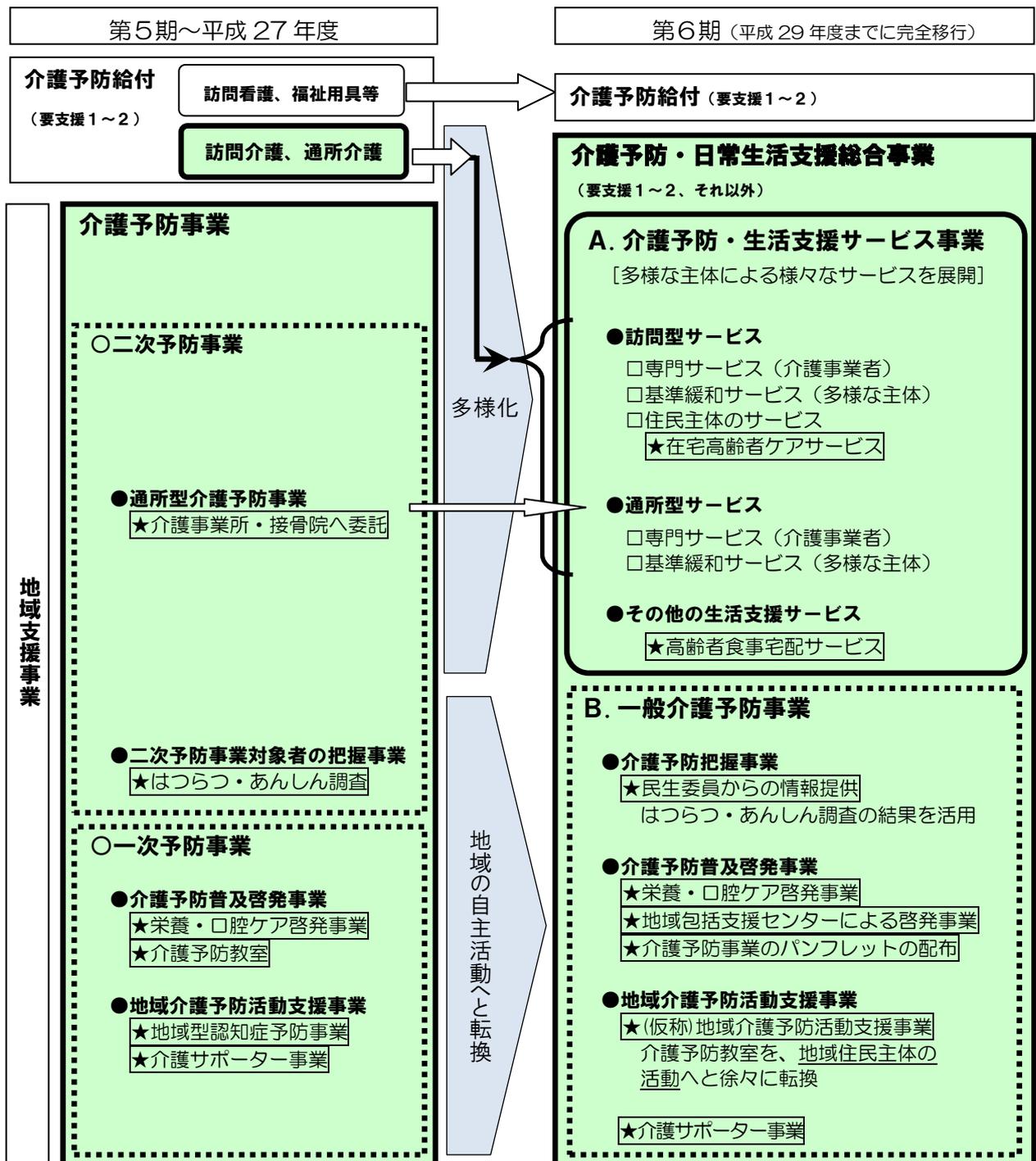
【目指す姿】

- 要支援者に対し、地域の様々なサービス提供主体が、多様なサービスを提供します。
- 高齢者の身近な場所で、地域の住民や、NPO、ボランティアが、主体的に介護予防活動を展開します。

本市では、介護保険制度における「介護予防・日常生活支援総合事業」への移行を以下の通り、段階的に進めます。

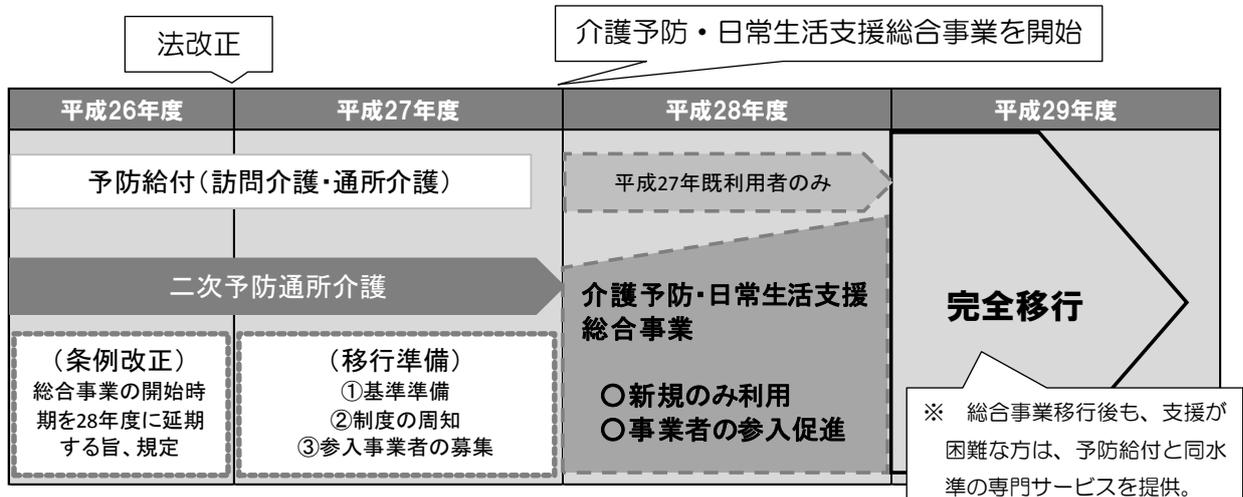
介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業の推進のため、日野市社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置してNPOやボランティアの育成・ネットワーク化を進めます。

【日野市における事業の具体的な移行イメージ】



【介護予防・日常生活支援総合事業の導入に向けたスケジュール】

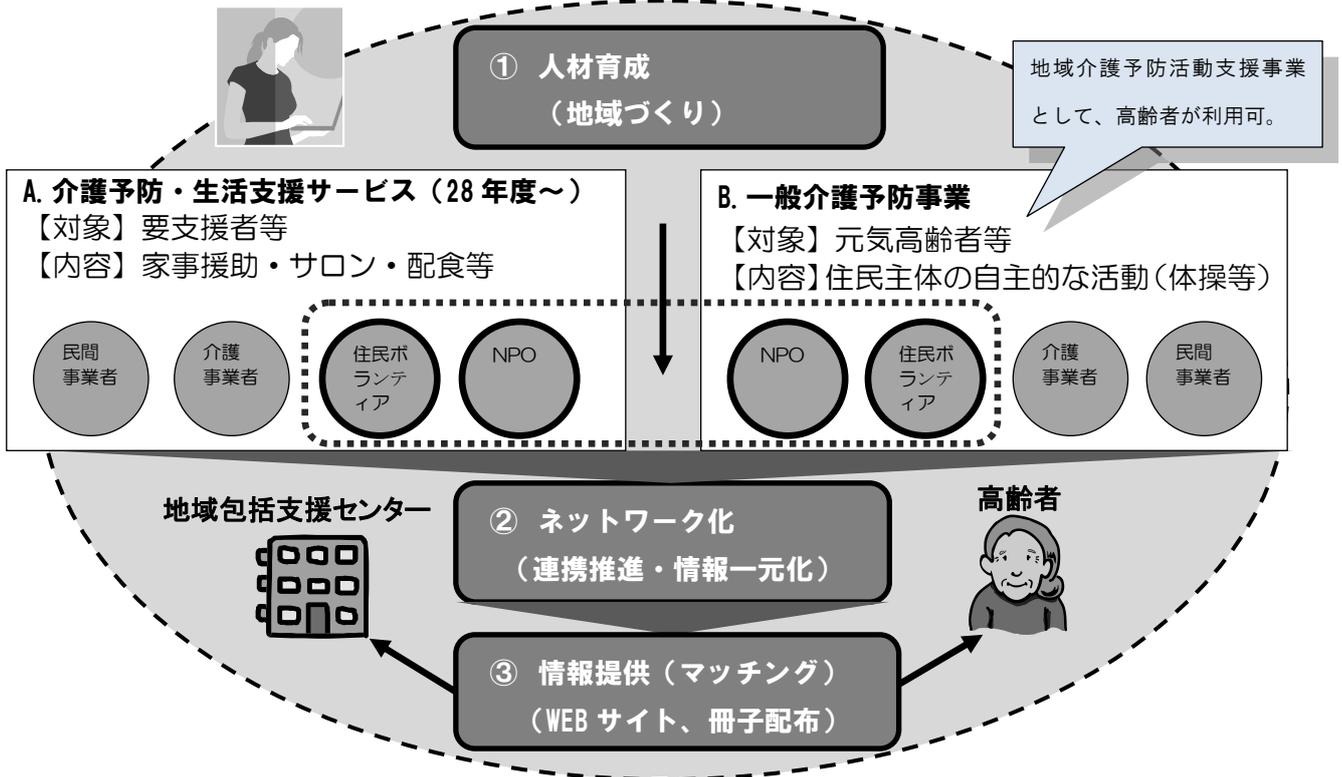
- 日野市では、介護予防・日常生活支援総合事業を、平成28年4月に開始する予定です。
- 平成27年度は、介護予防・日常生活支援総合事業への移行準備を進めます。
- 平成27年度から予防給付の訪問介護・通所介護を利用していた方については、経過措置として、平成28年度末まで予防給付としての利用を継続可能とします。



生活支援コーディネーター事業の展開

- 地域活動(NPO・ボランティア等)を発掘し、①育成・②ネットワーク化・③マッチングします。
- 地域づくりとの相乗効果が期待できます。
- 民間事業者によるサービスまで含めた情報を一元化し、高齢者にわかりやすく提供します。
- ネットワーク化した住民主体の活動の一部は、「地域介護予防活動支援事業」のメニューとして、高齢者に提供されます。

<生活支援コーディネーター>



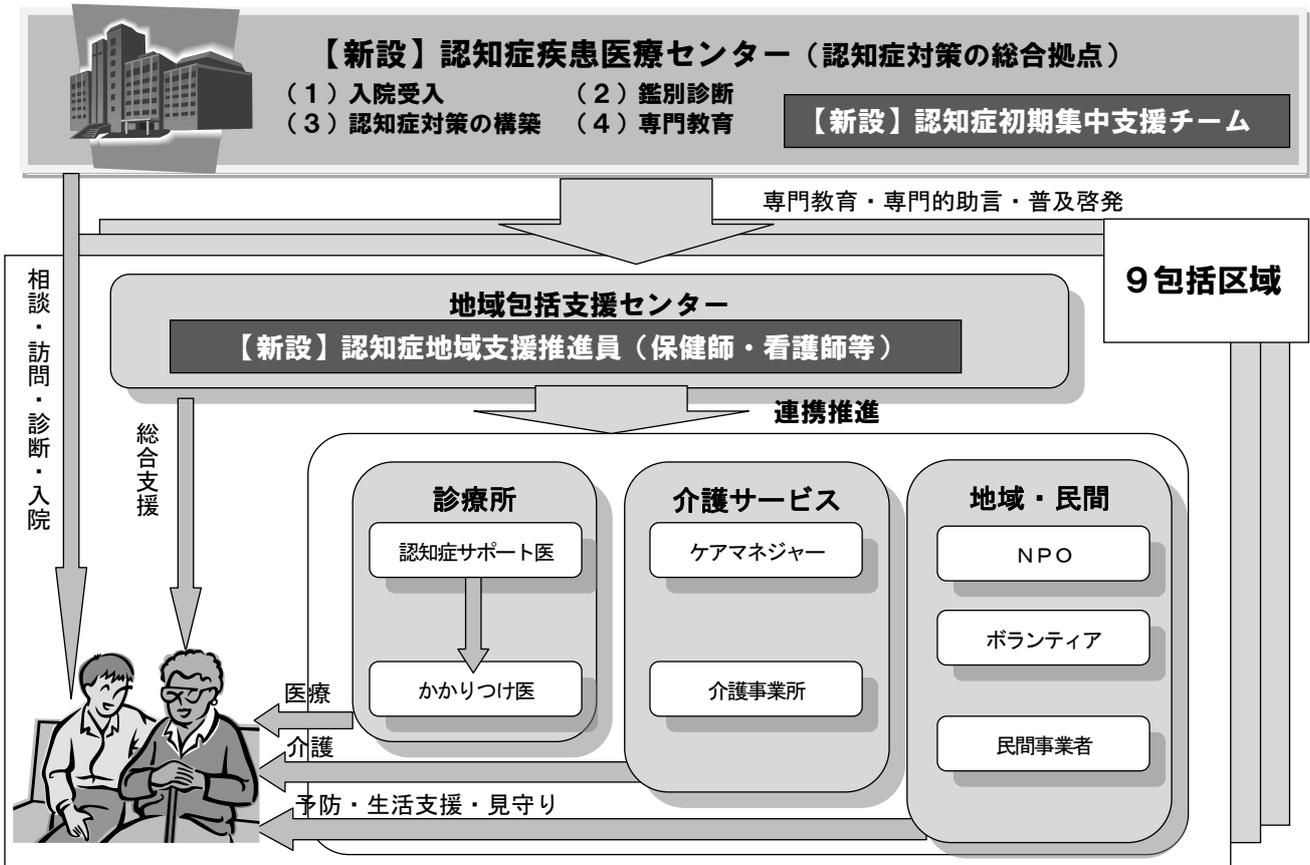
3. 認知症施策の推進

【目指す姿】

認知症になっても、本人とその家族が必要な支援を受け、その人らしく生きられることを目指します。

新たに誘致する認知症疾患医療センターを核とした認知症施策の検討、医療サービスの提供や認知症初期集中支援チームによる早期発見・治療の推進のほか、認知症地域支援推進員等による地域事情に即した認知症施策・事業・地域づくりを展開します。

【認知症疾患医療センターを核とした認知症対策の概念図】



【事業実施工程】

事業名	第2期日野市高齢者福祉総合計画			第3期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30～32年度
1) 市民後見人の育成推進(48)	継続	継続	評価・見直し	継続
2) 認知症初期集中チームの設置(68)	検討	検討	検討	設置
3) 認知症ケア向上推進事業(55)	検討	検討	検討	検討
4) 認知症地域支援推進員の設置(69)	設置	継続	評価・見直し	継続
5) 認知症就労デイサービスの施策展開の検討(55)	検討	検討	検討	検討
6) 認知症疾患医療センターの誘致(70)	誘致	継続	評価・見直し	継続
7) 認知症ケアパスの検討(69)	検討	検討	検討	運用開始

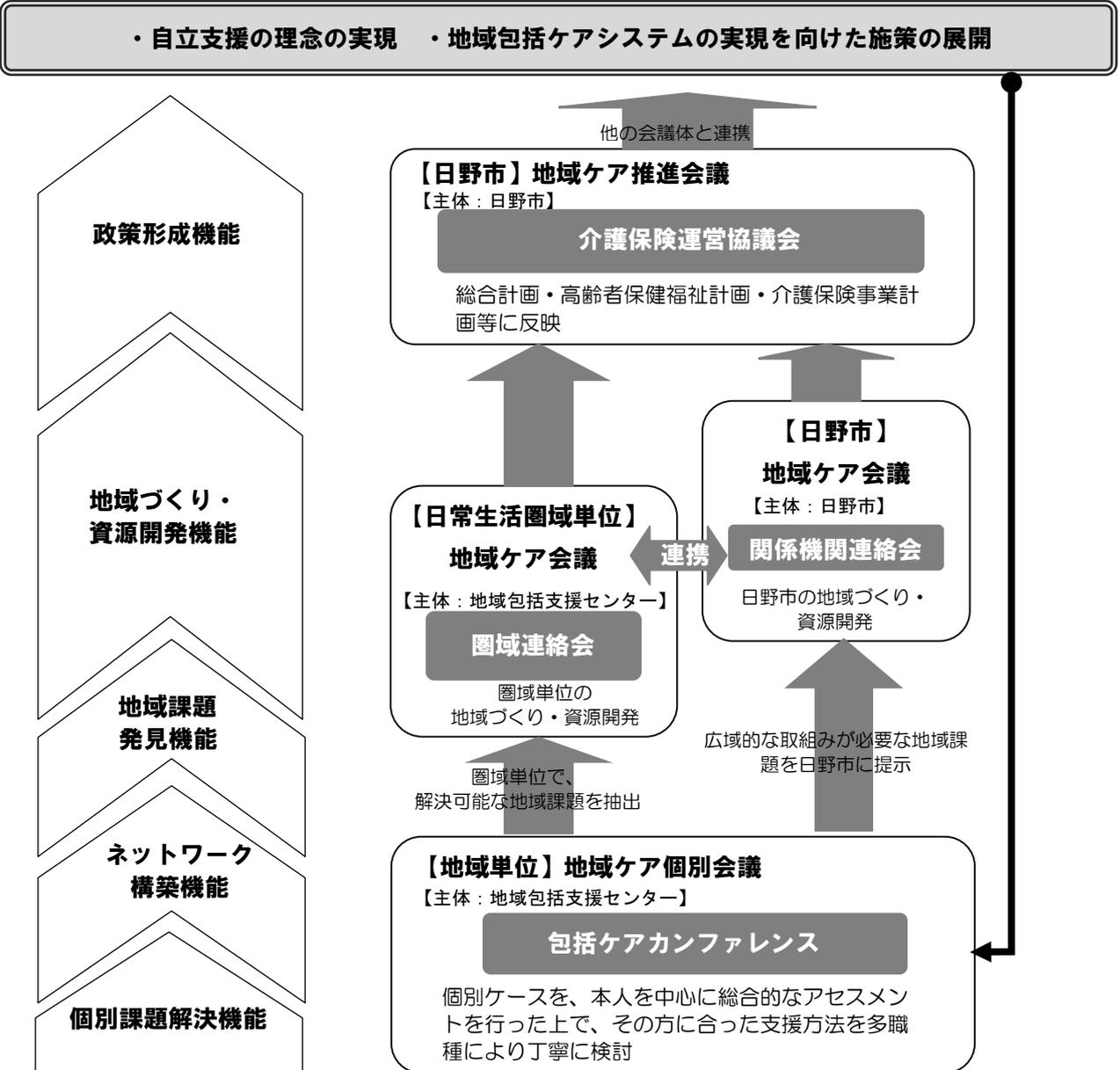
()内の番号は、事業番号

4. 地域ケア会議の制度化による推進

【目指す姿】

個別のケース検討から地域課題が抽出され、必要な政策・施策が形成される、ボトムアップの「地域ケア会議」の仕組みが構築されています。

自立支援の理念、及び地域包括ケアシステムの実現に向けた施策の展開のため、「地域ケア会議」を推進します。日野市では、包括ケアカンファレンスや圏域連絡会など、既存の各種会議を「地域ケア会議」に位置づけ、個別のケース検討を行う地域単位の「地域ケア個別会議」から、地域づくり・資源開発や政策形成を行う「地域ケア推進会議」へつなげる、ボトムアップの「地域ケア会議」の仕組みを構築します。



【施策・事業実施工程】

事業名	第2期日野市高齢者福祉総合計画			第3期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30～32年度
地域ケア会議の推進(74)	・個別会議、推進会議の継続実施 ・ボトムアップの仕組みの検討	・個別会議、推進会議の継続実施 ・ボトムアップの仕組みの検討	評価・見直し	継続実施

() 内の番号は、事業番号

第4章 高齢者施策の展開

【次頁以降の事業の表記について】

事業名の新、重、介、住の表記	事業の方向性の表記
<p>新：新規事業</p> <p>重：重点事業 （リーディングプランのなかで重点的に取り組むこととした事業）</p> <p>介：介護保険の事業</p> <p>住：高齢者の住まいに関する事業</p>	<p>拡 充：充実する事業</p> <p>維持・継続：維持・継続する事業（社会的要因による自然増減を伴うものを含む）</p> <p>新 設：新たに実施する事業</p> <p>検 討：実施を検討する新たな事業</p> <p>見 直 し：方向性を検討する既存事業</p> <p>縮 小：縮小する事業</p> <p>整備予定なし：施設の整備予定がない事業</p> <p>廃 止：廃止する事業</p> <p>指標の数値：一部例外を除き、1年間の延合計値を表す（例：利用者数＝1年間の延利用者数）</p>

<高齢者施策の施策体系>

【事業】の表記について

★：重点事業（リーディングプランに該当する事業） ●：新規事業

いつまでも安心して暮らせるまち 日野

(1) 施設・居住系サービスの充実

- 1 ★介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 2 介護老人保健施設（老人保健施設）
- 3 介護療養型医療施設（療養型病床群等）
- 4 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（予防含む）
- 5 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等における介護）（予防含む）
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(2) 居宅サービスの充実

- 9 夜間対応型訪問介護
- 10 高齢者等困りごと支援事業
- 11 在宅高齢者ケアサービス事業補助
- 12 ひとり暮らし高齢者等安心サポート事業
- 13 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 14 訪問看護（予防含む）
- 15 訪問リハビリテーション（予防含む）
- 16 訪問入浴介護（予防含む）
- 17 居宅療養管理指導（予防含む）
- 18 通所介護（デイサービス）（予防含む）
- 19 地域密着型通所介護
- 20 お泊まりデイサービス
- 21 認知症対応型通所介護
- 22 認知症就労型デイサービス
- 23 認知症カフェの設置
- 24 通所リハビリテーション（デイケア）（予防含む）
- 25 小規模多機能型居宅介護（予防含む）
- 26 ●サテライト型小規模多機能型居宅介護（予防含む）
- 27 ★●複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
- 28 生活支援型機能訓練
- 29 短期入所生活介護（福祉系施設のショートステイ）（予防含む）
- 30 短期入所療養介護（医療系施設のショートステイ）（予防含む）
- 31 在宅療養高齢者一時入院事業
- 32 高齢者緊急一時保護事業
- 33 高齢者緊急一時保護（シェルター確保）事業
- 34 福祉用具貸与（予防含む）
- 35 特定福祉用具販売（予防含む）
- 36 自立支援日常生活用具給付

- 37 住宅改修（予防含む）
- 38 自立支援住宅改修給付
- 39 住宅改修支援事業
- 40 住宅リフォーム資金補助
- 41 居宅介護支援
- 42 介護予防支援
- 43 在宅ねたきり高齢者等おむつ給付

(3) 日常生活の支援

- 44 配食サービス
- 45 寝具乾燥サービス
- 46 福祉有償運送運営協議会
- 47 福祉移送サービス事業者補助
- 48 成年後見制度の普及と活用
- 49 らくらくお買い物支援モデル事業
- 50 ねたきり高齢者理容・美容券交付事業
- 51 粗大ごみふれあい収集事業
- 52 剪定枝収集事業
- 53 ハンディキャップシール・ボックス事業
- 54 ★●生活支援コーディネーター

(4) 介護家族支援

- 55 認知症高齢者支援（高齢者虐待防止対策）事業
- 56 ねたきり高齢者看護手当
- 57 家族介護慰労金支給事業

(5) 住まいの確保

- 58 シルバーピア事業
- 59 サービス付き高齢者向け住宅
- 60 養護老人ホーム
- 61 軽費老人ホーム（ケアハウス）
- 62 有料老人ホーム
- 63 東京都高齢者向け有料賃貸住宅への助成
- 64 居住支援協議会
- 65 東京シニア円滑入居賃貸住宅制度の普及
- 66 高齢者民間住宅家賃助成

(1) 相談・支援体制の整備

- 67 ★地域包括支援センターの充実
- 68 ★●認知症初期集中支援チームの設置
- 69 ★●認知症地域支援推進員の育成
- 70 ★●認知症疾患医療センターの機能整備

1. 介護・生活支援施策の充実

2. サービス提供体制の整備

2. サービス提供体制の整備

(2) 介護と医療の連携の推進

- 71 在宅高齢者療養推進協議会の開催
- 72 ★介護と医療の連携シートの普及
- 73 ★多職種連携ガイドの普及
- 74 ★●地域ケア会議の推進
- 75 ★●在宅療養高齢者支援窓口
- 76 ●在宅療養・介護連携支援センター
- 77 ★●在宅医療・介護関係者の研修
- 78 24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築
- 79 ●二次医療圏内・関係市町村の連携体制の構築

(3) 必要なサービス量の確保及び質の向上

- 80 介護人材育成研修事業
- 81 福祉サービス第三者評価受審費補助事業
- 82 要支援認定・要介護認定の適正化（介護給付適正化事業）
- 83 ケアプランの点検（介護給付適正化事業）
- 84 縦覧点検・医療情報との突合（介護給付適正化事業）
- 85 福祉用具購入・住宅改修の訪問調査（介護給付適正化事業）
- 86 事業者に対する指導・助言
- 87 介護給付費通知の発送（介護給付適正化事業）
- 88 生計困難者に対する利用者負担軽減減事業
- 89 サービス事業者連絡会の開催

(1) 身体機能の維持・改善の促進

- 90 介護予防対象者把握事業（旧二次予防事業）
- 91 ★●訪問型サービス（介護予防・日常生活支援総合事業）
- 92 ★●通所型サービス（介護予防・日常生活支援総合事業）
- 93 ★●生活支援サービス（介護予防・日常生活支援総合事業）
- 94 ●地域リハビリテーション活動支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）
- 95 ●介護予防手帳（介護予防・日常生活支援総合事業）
- 96 通所型介護予防事業（二次予防事業）
- 97 地域介護予防活動支援事業（旧介護予防教室）
- 98 さわやか健康体操（日野人運動事業・旧一次予防事業）
- 99 悠々元気体操（日野人運動事業・旧一次予防事業）
- 100 楽・楽トレーニング体操（日野人運動事業）
- 101 高齢者が気軽に参加できるスポーツ事業の推進
- 102 日野市市民の森ふれあいホールの活用
- 103 訪問音楽事業
- 104 身障高齢者機能回復助成事業

3. 介護予防・健康保持の推進

3. 介護予防・健康保持の推進

(2) 健診体制の整備

- 105 （仮称）健康増進センターの検討
- 106 特定健診・特定保健指導
- 107 後期高齢者健診（いきいき健診）
- 108 各種がん検診
- 109 歯周疾患検診
- 110 高齢者の感染症疾患を予防するための対策
- 111 人間ドック受診料の助成（国民健康保険）
- 112 人間ドック受診料の助成（後期高齢者医療）

(3) 介護予防の普及啓発

- 113 地域に根ざした保健師活動
- 114 高齢者の食生活改善事業

4. 高齢者の社会参加の促進

(1) 社会参加の促進

- 115 シルバー人材センターへの補助
- 116 介護サポーター制度（旧一次予防事業）
- 117 高齢者ボランティアの相談・紹介システムの整備支援

(2) 生きがいつくりの支援

- 118 老人クラブへの助成
- 119 高齢者の交流の拠点づくり「ふれあいサロン」
- 120 元気高齢者等交流事業
- 121 ひの市民大学
- 122 公民館高齢者事業
- 123 体験型高齢者福祉農園事業
- 124 福祉センターの運営
- 125 長寿祝い金の贈呈

5. 地域における支援協力体制の確立

(1) 地域支援協力体制の整備

- 126 高齢者見守り支援ネットワーク
- 127 高齢者見守り支援（ごみ収集時）
- 128 民生委員・児童委員事業

(2) 安全・安心の確保

- 129 火災安全システム事業
- 130 緊急通報システム事業
- 131 徘徊高齢者探索システム事業
- 132 災害時及び災害に備えた地域での避難行動要支援者の支援体制づくり
- 133 福祉避難所の確保

(3) 福祉のまちづくりの推進

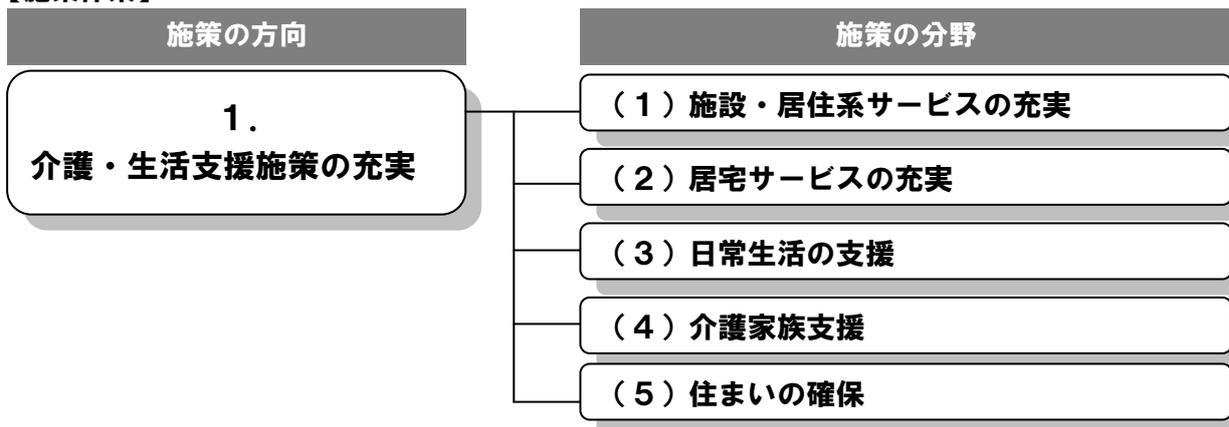
- 134 人にやさしいバスの導入
- 135 地域の実情に合った便利で効率的な公共交通網の確立

施策の方向
1

介護・生活支援施策の充実

介護を必要とする高齢者が、出来る限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、居宅サービスや地域密着型サービスの充実を図ります。また、さまざまなサービスを利用しても在宅生活の困難な生活者のために、特別養護老人ホームなど要介護高齢者の状態に対応した高齢者施設の整備を推進します。また、在宅での生活を継続できるよう、介護保険サービスを補完する多様な生活支援サービスを展開します。

【施策体系】



(1) 施設・居住系サービスの充実

- 様々な事情で在宅生活が困難となり、施設入所を希望する高齢者のために、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を計画的に整備します。
- その他介護保険施設と介護専用型居住系サービスについても、それぞれ機能分担を図りながら、ニーズに対応します。

1. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）【重・介】

【概要】	常時介護が必要で、自宅等での生活が困難な方が入所し、日常生活上必要な支援や介護、機能訓練などを行う施設サービスです（定員30人以上の施設）。						
【担当部署】	高齢福祉課						
【方向性】	拡充						
	約400人の入所希望者の中で、優先的に入所が必要とされる方が約220人を数えます。第5期で公募した1施設・120床が28年中に開設予定で、医療ニーズの高い方の受入れを想定した医療体制強化型の特別養護老人ホームとして開設します。また、2025年を見据え、100床規模の医療体制強化型の特別養護老人ホームの30年度から32年度の開設に向け、多摩平の森（A街区）地域への誘致を図ります。						
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）			
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	利用者人数 (実人×12月)	6,144	6,228	6,264	6,360	7,008	7,656
	施設数(か所)	5	5	5	5	6	6
	床数(床)	447	447	447	447	567	567
整備率 (床数/高齢者人口×100)	1.13	1.09	1.06	1.01	1.27	1.25	

2. 介護老人保健施設（老人保健施設）【介】

【概要】	病気やけがなどの治療後在宅復帰を目指す方が入所し、看護や医学的管理下における介護、リハビリテーションなどを行う施設サービスです。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者人数	5,508	5,760	5,868	6,204	6,300	6,492
施設数（か所）	5	5	5	5	5	5
床数（床）	549	549	549	549	549	549
整備率 （床数/高齢者人口×100）	1.39	1.34	1.30	1.24	1.23	1.21

3. 介護療養型医療施設（療養型病床群等）【介】

【概要】	長期にわたって療養を要する方が入所し、医療行為と医学的管理下における介護、リハビリテーション等を行う施設（医療機関）サービスです。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	整備予定なし					
	平成29年度末までに介護療養型医療施設は制度として廃止予定です。市内にあった介護療養型医療施設については、平成22年度中に転換を完了しています。					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者人数 （実人×12月）	1,212	1,128	1,080	936	828	732

4. 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（予防含む）【介】

【概要】	認知症の方が少数で共同生活を営み生活する拠点です。入所者に対して、入浴、食事等日常生活上の支援、機能訓練などを行う地域密着型サービス（居住系）です。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者人数 （実人×12月）	715	734	933	1,200	1,200	1,200
事業所数 （か所）	6	7	8	8	8	8
定員数 （人）	63	81	99	99	99	99
整備率 （床数/高齢者人口×100）	0.160	0.198	0.234	0.224	0.221	0.218

第4章 高齢者施策の展開

5. 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等における介護）（予防含む）【介】

【概要】	有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウスなど）等に入所している方に対して、入浴、排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の支援を行う居宅サービス（居住系）です。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者人数 （実人×12月）	4,293	4,784	4,708	5,496	5,952	6,516
事業所数 （か所）	10	10	10	10	10	10
定員数 （人）	508	508	508	508	508	508

6. 地域密着型特定施設入居者生活介護【介】

【概要】	定員 29 名以下の有料老人ホーム等に入所している方に対して、入浴、排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の支援を行う地域密着型サービス（居住系）です。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	検討					
	有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の新設については、地域密着型特定施設入居者生活介護の提供がされるもののみを事前協議の対象とします。					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者人数 （実人×12月）	0	0	0	0	0	348
事業所数 （か所）	0	0	0	0	0	1
定員数 （人）	0	0	0	0	0	29

7. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護【介】

【概要】	定員 29 名以下の特別養護老人ホームで、日常生活上必要な支援や介護、機能訓練などを行う地域密着型サービス（施設サービス）です。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	整備予定なし					
	定員 30 人以上の特別養護老人ホームの整備を優先的に進めます。新規整備の必要性はないものと考えられます。					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者人数 （実人×12月）	0	0	26	36	36	36

(2) 居宅サービスの充実

- 介護を必要とする高齢者が、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、民間事業者をはじめとした多様な供給主体の参入促進を通じて、訪問サービスや通所サービス、一時入所サービスなどの居宅サービスの供給量を確保し、高齢者の在宅生活を支援します。

8. 訪問介護（予防を含む）【介】

【概要】	訪問介護員（ホームヘルパー）が自宅等を訪問して、入浴、排せつ、食事介助などの身体介護や、掃除、洗濯、食事づくりなどの生活援助を行う居宅サービスです。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	見直し 介護予防・日常生活支援総合事業への移行に伴い、要支援者の当該サービス利用件数分、平成28年度から減となります。					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者人数 （実人×12月）	24,103	24,680	25,356	24,624	22,908	15,288

9. 夜間対応型訪問介護【介】

【概要】	夜間において、定期的巡回や通報での訪問により、排せつ等の介護を行う地域密着型サービスです。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	検討 第5期事業計画中に開設した「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」事業所の今後の運営実績等を参考に、当該サービスの整備の必要性を検討する。					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者人数 （実人×12月）	0	0	0	0	0	0

10. 高齢者等困りごと支援事業

【概要】	市内在住の概ね70歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯又は障害者世帯の日常生活における「専門技術を要しない」「30分以内で終わる」「継続性がない」作業の困りごとを、登録している協力員が訪問して解決します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	見直し 介護予防事業の日常生活支援総合事業への移行に伴い、平成28年度に向けて再編を予定するサービスとして、見直しを行います。					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用件数 （件）	136	132	160	160	160	160

第4章 高齢者施策の展開

1.1. 在宅高齢者ケアサービス事業補助

【概要】	日常生活に支障のある在宅高齢者に対し、家事援助サービスを市民が有償で提供する「在宅高齢者ケアサービス」事業を助成します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	見直し					
	介護予防事業の日常生活支援総合事業への移行に伴い、平成28年度に向けて再編を予定するサービスとして、見直しを行います。					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用会員数（人）	456	454	460	470	480	490

1.2. ひとり暮らし高齢者等安心サポート事業

【概要】	要介護・要支援の認定を受けた、ひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯の方で低所得高齢者を対象に、介護保険のサービスでは対応できない医療機関内での待ち時間の介助又は掃除、洗濯、調理、買物等の生活支援サービスを提供します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	見直し					
	介護予防・日常生活支援総合事業への移行に伴う、要支援者の当該サービス利用減が平成28年度から予定されています。					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象者数（人）	117	121	120	120	120	120

1.3. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護【介】

【概要】	介護保険法改正により新たに制度化されたサービスで、重度の要介護者の在宅生活を支えるために日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が連携し、短時間の定期巡回と随時の訪問を行う事業です。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
	今後の需要及び事業者の参入動向を注視しながら、必要に応じて目標値以上の事業所の新設の促進を図る。また、新設の指定にあたっては、特定又は併設の住宅や施設の入居（入所）者を主な利用者とする事業者については、指定対象とは認めないものとします。					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者人数（実人×12月）	0	9	225	444	708	912
事業所数（か所）	0	1	1	1	1	1

※P91のコラム①『「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」ってどんなサービス』を参照ください。

コラム
①

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」ってどんなサービス？

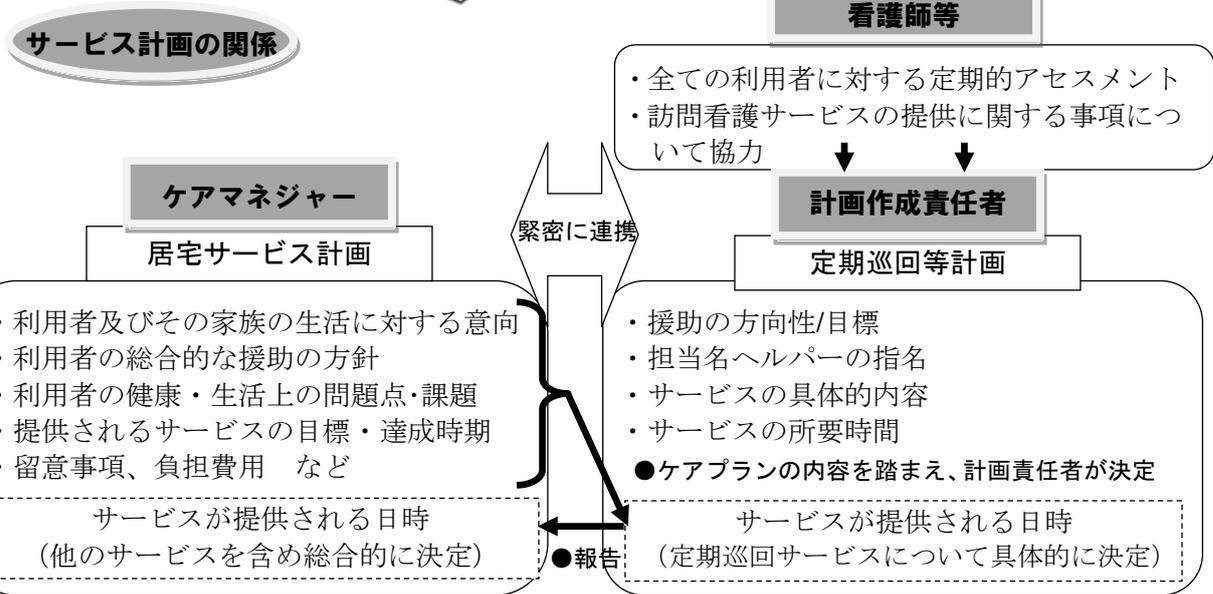
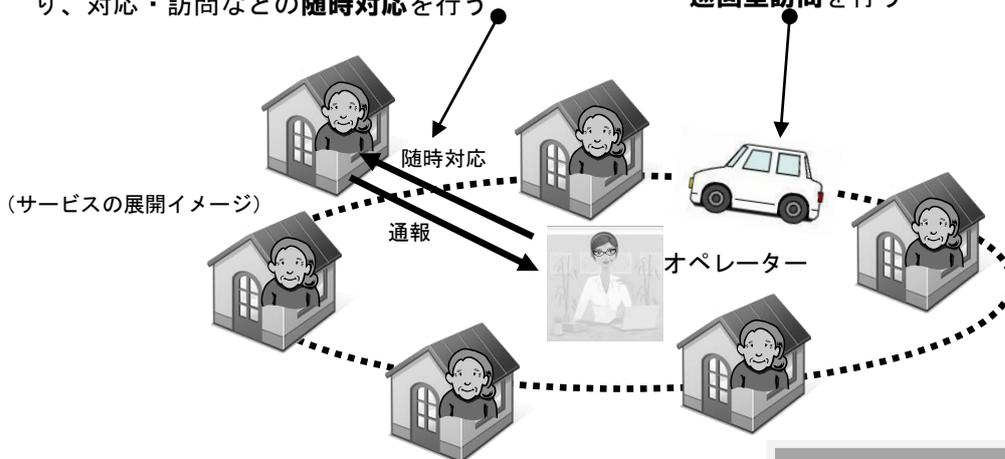
重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスとして、平成24年4月に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」が創設されました。

新しいサービスであるため、まだ認知度が低い状況ですが、日野市では平成26年2月にサービスが開始されました。

1. サービスの類型	地域密着型サービス
① 一体型事業所	一つの事業所で訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供
② 連携型事業所	事業所が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供
2. 対象者	要介護者のみ （介護予防サービスは規定していない）
3. サービス内容	身体介護サービスを中心とした一日複数回サービス （看護や生活援助サービスについても一体的に提供）

体調の変化などがあり、計画外の対応が必要な場合には、利用者から電話やICT機器等による通報があり、対応・訪問などの**随時対応**を行う

訪問介護と訪問看護が一体的又は密接に連携しながら、**計画にもとづき定期巡回型訪問**を行う



参考：厚生労働省 「定期巡回・随時対応サービスとは」を参考に作成

第4章 高齢者施策の展開

14. 訪問看護（予防含む）【介】

【概要】	在宅生活を送る医学的管理が必要な方に対して、看護師などが自宅等を訪問し、医師の指示に基づく医療処置や日常生活上必要な介護を行う居宅サービスです。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者人数 （実人×12月）	7,259	7,794	8,304	8,820	9,240	10,092

15. 訪問リハビリテーション（予防含む）【介】

【概要】	医師の指示に基づいて理学療法士や作業療法士などが自宅等を訪問し、リハビリテーションを行う居宅サービスです。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者人数 （実人×12月）	482	683	660	756	876	1,044

16. 訪問入浴介護（予防含む）【介】

【概要】	自宅において、移動用の浴槽で入浴の介護を行う居宅サービスです。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者人数 （実人×12月）	1,255	1,236	1,248	1,248	1,248	1,272

17. 居宅療養管理指導（予防含む）【介】

【概要】	医師、歯科医師、薬剤師などが、通院困難な方の家庭を訪問し、療養上の管理や介護方法の相談指導を行う居宅サービスです。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者人数 （実人×12月）	8,326	9,872	11,472	13,104	15,372	18,648

18. 通所介護（デイサービス）（予防含む）【介】

【概要】	日帰り介護施設（デイサービスセンター）において、入浴、食事の提供などの日常生活の支援や機能訓練を行う居宅サービスです。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	見直し 介護予防・日常生活支援総合事業への移行に伴う、要支援者の当該サービス利用減が平成28年度から予定されているため。					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者人 （実人×12月）	20,254	22,235	24,372	26,160	17,064	10,884

19. 地域密着型通所介護

【概要】	少人数（利用定員18名以下）で生活圏域に密着したサービスを提供する小規模な通所介護事業所。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	新設 平成28年度以降、小規模な通所介護事業所が地域密着型へ移行することが見込まれます。					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者人数 （実人×12月）	0	0	0	0	6,228	6,696
施設数 （か所）	0	0	0	0	35	35
定員数 （人）	0	0	0	0	310	310

20. お泊まりデイサービス

【概要】	日中に介護保険の通所介護（デイサービス）を利用し、夜間そのままそこに泊まるサービスです。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者人数 （実人×12月）	646	817	1,000	1,200	1,500	1,800
施設数 （か所）	2	2	2	2	2	2

第4章 高齢者施策の展開

2.1. 認知症対応型通所介護【介】

【概要】	認知症の方を対象に、より手厚いケアを行う通所介護（デイサービス）です。入浴、食事の提供等の日常生活上の支援や機能訓練を行います。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者人数 （実人×12月）	544	670	619	648	660	684
施設数 （か所）	4	4	4	4	4	4
定員数 （人）	46	46	46	46	46	46

2.2. 認知症就労型デイサービス

【概要】	若年性認知症においては、認知症高齢者に対する見守りや介助だけでなく、生きがいづくり・働きがいという視点での施策が必要です。“働く”という側面からの施策を検討していきます。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	検討					
	単にデイサービスに通うというだけではなく、デイサービスで「手伝う」「世話をする」という要素を加えることによって、“働きがい”等から参加者の増加を図っていきます。また、その拠点として、認知症カフェ等の活用を検討します。					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
開催場所 （か所）	0	0	0	1	1	1

2.3. 認知症カフェの設置

【概要】	認知症の人やその家族が地域で安心して生活するためには、認知症の早期発見・早期対応と家族等介護者への支援が重要です。地域の中で孤立しがちな認知症の人やその家族が気軽に参加、相談できる支援の場（認知症カフェ）を設け、認知症の人を適切な医療・福祉・介護につなげるとともに、認知症介護家族の悩みの解消や介護負担の軽減を図ります。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	検討					
	運営協力事業者等との協議を進め、平成27年度中の設置に向けて検討していきます。					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
開催場所 （か所）	—	—	—	1	1	1

24. 通所リハビリテーション（デイケア）（予防含む）【介】

【概要】	介護老人保健施設、介護療養型医療施設などにおいて、医師の指示に基づいて、理学療法士や作業療法士などがリハビリテーションを行う通所型の居宅サービスです。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者人数 （実人×12月）	8,515	8,954	9,588	9,960	10,416	11,268

25. 小規模多機能型居宅介護（予防含む）【介】

【概要】	通所利用を中心として、宿泊と訪問を組み合わせ、入浴、食事の提供等日常生活上の支援、機能訓練を行う地域密着型サービスです。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
	日常生活圏域に1か所以上の整備が図られています。第6期事業計画では、整備予定はありません。					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者人数 （実人×12月）	1,490	1,515	1,476	1,440	1,440	1,464
施設数 （か所）	6	6	6	6	6	6
登録定員数 （人）	149	149	149	149	149	149
宿泊定員数 （人）	43	43	43	43	43	43
通所定員数 （人）	87	87	87	87	87	87

26. サテライト型小規模多機能型居宅介護（予防含む）【新】

【概要】	一事業所が同じ日常生活圏域内で出張所（サテライト型事業所）を運営する制度です。利用定員の縮小、人員基準等の緩和により効率的に実施します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	検討					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者人数 （実人）	0	0	0	0	0	0

27. 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）【新・重・介】

【概要】	介護保険法改正により新たに制度化されたサービスで、医療ニーズの高い要介護者への支援を充実するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、一体的に提供する事業です。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	新設 平成27年度中に公募等により実施事業者を募集することを検討。					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者人数 （実人×12月）	0	0	0	0	204	4,176
施設数 （か所）	0	0	0	0	1	1
登録定員数 （人）	0	0	0	0	29	29
宿泊定員数 （人）	0	0	0	0	9	9
通所定員数 （人）	0	0	0	0	18	18

コラム
②

「複合型サービス」～小規模多機能型居宅介護と訪問介護を組み合わせたサービス～

複合型サービスは、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを組み合わせた複合型のサービスで、看護と介護サービスの一体的な提供により医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図るため創設されたサービスです。

1. サービスの類型	地域密着型サービス
2. 対象者	要介護度が高く、医療ニーズの高い高齢者
3. サービスの内容	小規模多機能型居宅介護（泊まり・通い・訪問）のサービスに加え、必要に応じて看護を提供



○別々に指定しサービス提供するよりも、小規模多機能型居宅介護事業所に配置されたケアマネジャーによるサービスの一元化により、利用者のニーズに応じた柔軟なサービス提供が可能です。
○事業者にとっても柔軟な人員配置が可能です。



参考：厚生労働省「小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複合型サービスの概要」を参考に作成

28. 生活支援型機能訓練

【概要】	言語機能に支障があり、介護保険の要介護・要支援の認定を受けていない40歳以上の方に対し、施設で言語訓練を行います。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	見直し 市内の言語聴覚士が不足する中、要介護高齢者が言語訓練及び嚥下訓練を受けられるよう、制度の見直しの検討を行います。					
指標	第5期(実績値)			第6期(目標値)		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者人数(人)	6	6	6	5	5	5

29. 短期入所生活介護(福祉系施設のショートステイ)(予防含む)【介】

【概要】	一時的に自宅等での介護が困難となり、介護老人福祉施設などに短期入所した方に対して、入浴、排せつ、食事などの介護を行う居宅サービスです。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	拡充 第6期中の特別養護老人ホームの開設に伴い、同施設内で事業開始をします。					
指標	第5期(実績値)			第6期(目標値)		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者人数(実人×12月)	1,889	2,304	2,844	3,252	4,044	5,208
施設数(か所)	5	7	7	7	8	8
定員数(人)	49	89	89	89	113	113

30. 短期入所療養介護(医療系施設のショートステイ)(予防含む)【介】

【概要】	一時的に自宅等での介護が困難となり、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に短期入所した方に対して、看護や医学的管理下での介護、リハビリテーションなどを行う居宅サービスです。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
指標	第5期(実績値)			第6期(目標値)		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者人数(実人×12月)	1,316	1,159	1,152	1,092	1,092	1,092
施設数(か所)	5	5	5	5	5	5
定員数(人)	介護老人保健施設の空床を利用して実施					

第4章 高齢者施策の展開

3.1. 在宅療養高齢者一時入院事業

【概要】	在宅での療養生活をする高齢者が、介護者の入院等により在宅生活の継続が困難となった場合に、一時的に医療機関に入院し、適切な医療を適時受けることができるよう支援します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者人数（人）	13	13	36	40	40	40
確保ベッド数（床）	2	2	2	2	3	3

3.2. 高齢者緊急一時保護事業

【概要】	在宅の虚弱な高齢者又は寝たきり若しくは認知症の高齢者を介護している家族等が疾病等特別な事由により、在宅での介護が困難となった場合に当該高齢者を一時的に保護（介護）します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
施設数（か所）	11	14	14	14	14	14

3.3. 高齢者緊急一時保護（シェルター確保）事業

【概要】	在宅高齢者が配偶者等の養護者から虐待や暴力を受けた場合に、当該高齢者を一時的に保護（介護）します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
施設数（か所）	2	2	2	2	2	2

3.4. 福祉用具貸与（予防含む）【介】

【概要】	特殊寝台、車椅子、歩行器、体位変換器、移動用リフトなどの福祉用具の貸与を行うサービスです（要支援認定者に対する予防給付は貸与品目の一部に制限が生じます）。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者人数（実人×12月）	21,308	22,976	24,996	26,604	29,064	32,256

35. 特定福祉用具販売（予防含む）【介】

【概要】	腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽などの特定福祉用具購入に要した費用を支給するサービスです。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者人数（人）	692	733	741	724	762	795

36. 自立支援日常生活用具給付

【概要】	介護保険において「非該当」の認定を受けた日常生活に支障のある高齢者に、腰掛便座、入浴補助用具、歩行支援用具、スロープを給付し、自立を支援します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	見直し					
	申請件数は減少傾向にあります。給付内容、対象者要件など制度の見直しを検討します。					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
給付件数（件）	3	2	4	4	4	4

37. 住宅改修（予防含む）【介】

【概要】	手すりの設置、床段差の解消、引き戸等への取り替え、洋式便器等への取り替えなど、自宅の住宅改修に要した費用を支給するサービスです。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者人数（人）	569	589	563	566	585	605

38. 自立支援住宅改修給付

【概要】	日常生活に支障のある高齢者の住宅を改修し、住環境を整えることで生活の拡大・自立を図ります。介護保険「非該当」の者が対象の予防給付と介護保険を補足する設備給付があります。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	見直し					
	介護保険制度見直しに伴う、給付制度の見直しを検討します。					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
改修件数（件）	44	32	51	51	51	51

第4章 高齢者施策の展開

39. 住宅改修支援事業

【概要】	介護保険サービスの一つである住宅改修の利用促進を図るため、理由書のみを作成した居宅介護支援事業所等に手数料を支給します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象件数（件）	70	50	75	100	120	140

40. 住宅リフォーム資金補助

【概要】	市内業者の施工する高齢者・障害者等の住宅におけるバリアフリー対応型工事及び耐震補強工事について、対象経費の一部を助成します。					
【担当部署】	産業振興課					
【方向性】	維持・継続					

41. 居宅介護支援【介】

【概要】	要介護1以上の認定者に対する介護サービス計画(ケアプラン)を作成する居宅サービスです。心身の状況や環境の把握、必要なサービスの内容を定めた計画作成、サービス提供事業者との連絡調整等を行います。指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員(ケアマネジャー)が提供します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者人数（実人×12月）	29,553	30,659	32,028	32,604	33,564	35,604

42. 介護予防支援

【概要】	要支援認定者の方に対する介護予防サービス計画を作成する居宅サービスです。心身の状況や環境の把握、必要なサービスの内容を定めた計画作成、サービス提供事業者との連絡調整等を行います。原則として地域包括支援センターにおいて提供されますが、指定居宅介護支援事業者への一部委託も可能です。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者人数（実人×12月）	16,331	18,008	19,452	20,916	18,156	10,356

4.3. 在宅ねたきり高齢者等おむつ給付

【概要】	寝たきり又はこれに準ずる（要介護 4,5）在宅高齢者で、失禁や尿漏れなどでおむつを必要とする方に、おむつを給付します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
延利用者数（人）	5,546	5,643	5,760	5,880	6,000	6,120

(3) 日常生活の充実

- ひとり暮らしになっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護保険サービスを補完する生活支援サービスを再構築し、切れ目のないサービスの提供を通して在宅生活の継続を支援します。

4.4. 配食サービス

【概要】	ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯などで、身体および健康上の理由により買い物や調理が困難な方に、バランスのとれた安全な食の確保と安否確認のために、食事を配送します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	見直し					
	介護予防事業の日常生活支援総合事業への移行に伴い、平成28年度に向けて再編を予定するサービスとして、見直しを行います。					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
配食数（食） 昼食	52,099	50,831	50,000	50,000	50,000	50,000
配食数（食） 夕食	15,221	14,246	15,000	15,000	15,000	15,000

4.5. 寝具乾燥サービス

【概要】	ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯で、寝たきり又はこれに準ずる方で、寝具の自然乾燥が困難な場合に、寝具乾燥のサービスを行います。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
延利用者数（人）	12	13	24	30	36	36

第4章 高齢者施策の展開

4.6. 福祉有償運送運営協議会

【概要】	道路運送法に基づき登録制で実施されている NPO 等の自家用自動車による高齢者等の移動困難者を対象とした福祉有償運送について、その登録団体の実施状況や日野市における有償運送のあり方を協議します。
【担当部署】	福祉政策課
【方向性】	維持・継続

4.7. 福祉移送サービス事業者補助

【概要】	在宅で一般交通機関の利用が困難な者、下肢が不自由なため外出が困難な者の利便を図るため低廉な料金で移送サービスを行う福祉有償運送事業者に対し補助を行います。																					
【担当部署】	高齢福祉課																					
【方向性】	維持・継続 利用登録者の手続きの負担軽減、利用条件の拡大の検討、車両管理費の補助を検討・実施する。																					
指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3">第5期（実績値）</th> <th colspan="3">第6期（目標値）</th> </tr> <tr> <th></th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用件数(件)</td> <td>1,367</td> <td>1,481</td> <td>1,653</td> <td>1,700</td> <td>1,800</td> <td>1,900</td> </tr> </tbody> </table>		第5期（実績値）			第6期（目標値）				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	利用件数(件)	1,367	1,481	1,653	1,700	1,800	1,900
	第5期（実績値）			第6期（目標値）																		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度																
利用件数(件)	1,367	1,481	1,653	1,700	1,800	1,900																

4.8. 成年後見制度の普及と活用

【概要】	「日野市成年後見制度説明会（相談会）」を開催し、市民に対する制度の周知を図り、活用を促進します。調布市、稲城市、多摩市、狛江市と共同で設立した「多摩南部成年後見センター」により後見事務を実施しています。
【担当部署】	福祉政策課
【方向性】	維持・継続

4.9. らくらくお買い物支援モデル事業

【概要】	市内商店会が主体となり、店頭で買った商品を自宅へ配達、もしくは自宅から電話やFAXで注文した商品を宅配するサービスのモデル事業を行います。地域で買い物に不便を感じている方の利便性向上や高齢者を支える商店会の振興を図ります。
【担当部署】	産業振興課
【方向性】	維持・継続 宅配事業のエリア拡大の推進。全市的な買い物弱者対策の検討の中で、その位置付けを見直します。

5.0. ねたきり高齢者理容・美容券交付事業

【概要】	65歳以上の3か月以上自宅で寝たきり状態にある方に対して、訪問による理容・美容が受けられる理美容券を発行します。																					
【担当部署】	高齢福祉課																					
【方向性】	維持・継続																					
指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3">第5期（実績値）</th> <th colspan="3">第6期（目標値）</th> </tr> <tr> <th></th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用枚数(枚)</td> <td>505</td> <td>485</td> <td>495</td> <td>505</td> <td>515</td> <td>525</td> </tr> </tbody> </table>		第5期（実績値）			第6期（目標値）				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	利用枚数(枚)	505	485	495	505	515	525
	第5期（実績値）			第6期（目標値）																		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度																
利用枚数(枚)	505	485	495	505	515	525																

5.1. 粗大ごみふれあい収集事業

【概要】	65歳以上の高齢者のみの世帯、身体障害者手帳1・2級の者のみの世帯で、自ら運び出しが困難で、身近に協力を得ることが困難な方には、収集員が粗大ごみの室内からの運び出しを行う。また、施設入所や転居の際の排出については、数量制限の対象除外とすることについて検討を行っていく。
【担当部署】	ごみゼロ推進課
【方向性】	維持・継続

5.2. 剪定枝収集事業

【概要】	65歳以上、また、身体障害者手帳3級以上のみの世帯で、指定した拠点まで剪定枝及び落ち葉等を持ち寄れない方に対して戸別に訪問し、剪定枝の回収を行います。
【担当部署】	ごみゼロ推進課
【方向性】	維持・継続

5.3. ハンディキャップシール・ボックス事業

【概要】	ホームヘルパー等の手伝いが必要とされる方のごみ排出を円滑に行うため、ハンディキャップシール・ボックスを使用することによって指定日以外にも排出ができ、分別のできない方のごみは、市が回収・分別を行います。また、対象者の状況確認のため、戸別訪問を行います。
【担当部署】	ごみゼロ推進課
【方向性】	維持・継続

5.4. 生活支援コーディネーター【新・重】

【概要】	生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化を行います。また、地域の身近な相談窓口としての機能を持たせます。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	新設					
【方向性】	平成27年度に社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、介護予防事業の日常生活支援総合事業への移行にむけた体制整備を行います。					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
配置人数（人）	—	—	—	1	1	1

(4) 介護家族支援

- 介護者同士の交流など家族介護者への支援を充実し、介護者の地域での孤立を防止することにより、介護者の心身の負担軽減に努めます。

5.5. 認知症高齢者支援（高齢者虐待防止対策）事業

【概要】	認知症や虐待等の問題を抱える高齢者が尊厳を持ち、自分らしく住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう「認知症サポーターの養成」「SOSネットワークの構築」「家族交流会」「啓発講演会」「多職種間の連携」などの取組を推進し、認知症に対する理解促進や認知症の人とその家族を地域全体で見守り、支え合う体制を構築します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
【方向性】	SOS ネットワークや認知症サポーターの養成・普及など認知症に対する理解促進や認知症の人やその家族を地域で支える取組の充実と認知症家族交流会など認知症の人やその家族への支援を更に進めていきます。					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
認知症サポーター数（人）	5,289	6,138	7,000	7,500	8,000	8,500

コラム
③

開催しています！「認知症を知る月間」～広げよう！認知症を支える輪～

日野市では、平成26年度より、「認知症高齢者支援（高齢者虐待防止対策）事業」の一環として、9月21日の「世界アルツハイマーデー」に合わせた「認知症を知る月間」を9月に開催しています。「認知症を知る月間」では、認知症家族介護者支援講座、認知症カフェ、市民啓発講座、認知症サポーター養成講座などの各種講座のほか、市役所でのパネル展示、無料医療相談会や図書館での認知症関連書籍の紹介などを行っています。

認知症の人やその家族、市民、専門職の人など様々な立場の人が「認知症になっても自分らしく、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくり」を普及啓発できる場として事業を進めています。



認知症サポーター養成講座



図書館の認知症コーナー



無料医療相談会



認知症カフェ

5.6. ねたきり高齢者看護手当

【概要】	寝たきり又はこれに準ずる状態が3か月以上居宅において継続する65歳以上の高齢者を看護している方に対し、手当を支給します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
受給者数（人）	530	481	490	500	510	520

5.7. 家族介護慰労金支給事業

【概要】	1年以上介護サービスを利用せず要介護4・5の高齢者を介護する家族（非課税世帯）に対して、慰労金（年10万円）を支給します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
受給者数（人）	0	0	1	1	1	1

(5) 住まいの確保

- 身体の状態や多様化する価値観、ニーズに対応した住まいの選択や改修などができるよう、高齢者に配慮した住まいの整備促進や高齢者の入居支援などにより、一人ひとりの状況に応じた住まいで、自分らしく安心して生活することができる環境づくりを進めます。

5.8. シルバーピア事業

【概要】	住宅に困窮しているひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯で、自立して日常生活のできる方に対して、高齢者向けに配慮された設備や緊急通報システムを備えた集合住宅を提供します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
	民間借上げ型のシルバーピア2棟について、平成25年度に10年間の再借上げとしました。平成35年以降の継続入居者に対する支援について、3年間で検討します。					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
棟数（棟）	12	12	12	12	12	12
部屋数（戸）	278	278	278	278	278	278

第4章 高齢者施策の展開

59. サービス付き高齢者向け住宅

【概要】	バリアフリー構造等を有し、安否確認や生活相談等のサービスの提供が受けられる「サービス付き高齢者向け住宅」を民間事業者が設置・運営するものです。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	見直し					
	市内の高齢者向け住宅は現在充足していますが、介護・医療施設の不足する地域において、住民の利用可能な介護・医療一体型などの当該サービス付き高齢者向け住宅の開設される地域の住民が利用可能な介護・医療一体型などの地域密着型サービスを併設できるよう個別協議していきます。 地域で医療と介護の連携を目指す多摩平の森地区 A 街区においては整備構想に基づき、1棟のサービス付き高齢者向け住宅の整備が検討されており、第6期中に協議、第7期以降の整備を図ります。					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
棟数（棟）	4	4	5	5	5	5
部屋数（戸）	102	102	132	132	132	132

60. 養護老人ホーム

【概要】	65歳以上の者であって、身体上又は精神上若しくは環境上の理由及び経済的理由により、住居において養護を受けることが困難な方が、居住地の首長（福祉事務所が設置の場合は事務所長）の措置により入所できる施設です。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
施設数（か所）	1	1	1	1	1	1
床数（床）	50	50	50	50	50	50

61. 軽費老人ホーム（ケアハウス）

【概要】	高齢のため独立して生活するには不安が認められる者、または、自炊ができない程度の身体機能の低下が認められる者で、家族による援助が困難な高齢者を入所させる施設で低額の料金で、食事、日常生活に必要な便宜を提供する施設です。 施設は入居者の自立度により、A型、B型、ケアハウスの3種類に分かれています。 食事の提供を必要とするA型、自炊が原則のB型、A型に介護サービスを提供できるケアハウスがあります。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
	現在、市内に1か所（30床）のケアハウスがあり、A型、B型の単独施設のニーズはありません。					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
施設数（か所）	1	1	1	1	1	1
床数（床）	30	30	30	30	30	30

6.2. 有料老人ホーム

【概要】	食事の提供その他日常性格生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設です。介護付、住宅型、健康型の3類型あり、介護付は特定施設（特定施設入居者生活介護）の事業所指定を受けており、入居者は介護が必要になれば、ホームの提供する入居者生活介護サービスを利用することができます。住宅型は生活支援サービスが付いており、地域の居宅介護サービスを利用することができます。健康型は、介護保険サービスを受けることができません。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
	現在、市内に7か所（428床）の介護付があり、住宅型、健康型の二つはありません。					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
施設数（か所）	7	7	7	7	7	7
床数（床）	428	428	428	428	428	428

6.3. 東京都高齢者向け優良賃貸住宅への助成

【概要】	高齢者が安心して居住できるように「バリアフリー化」され、「緊急時対応サービス」の利用が可能な賃貸住宅である「高齢者向け優良賃貸住宅」の事業者に対し、整備や家賃減額に伴う費用の補助を行うものです。平成23年度中に、民間借上型シルバーピアの転換により1棟新設されました（市内に、東京都事業の住宅が1棟ありますが、市の補助対象ではありません）。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
	シルバーピアからの継続入居者の高齢化に伴い、退去者が増加傾向にあるため、空室期間を少なくし入居者の応募を円滑に行います。					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
棟数（棟）	1	1	1	1	1	1
屋数（戸）	17	17	17	17	17	17

6.4. 居住支援協議会

【概要】	居住支援協議会は、住宅セーフティネット法に規定された多主体連携の組織です。市民が継続的に安定して住み続けられ、住まいの確保及び住まい方の支援が効果的にできるように、学識経験者や福祉団体、宅地建物取引業協会などで組織します。					
【担当部署】	都市計画課					
【方向性】	検討					
	日野市住宅マスタープランに基づき、(仮称)日野市居住支援協議会を設立するための検討を、平成27年度より実施します。					

第4章 高齢者施策の展開

65. 東京シニア円滑入居賃貸住宅制度の普及

【概要】	高齢者の入居を拒まない民間住宅である「東京シニア円滑入居賃貸住宅」制度について、周知、普及を図ります。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
市内東京シニア円滑入居賃貸住宅数（棟）	22	22	25	25	25	25

66. 高齢者民間住宅家賃助成

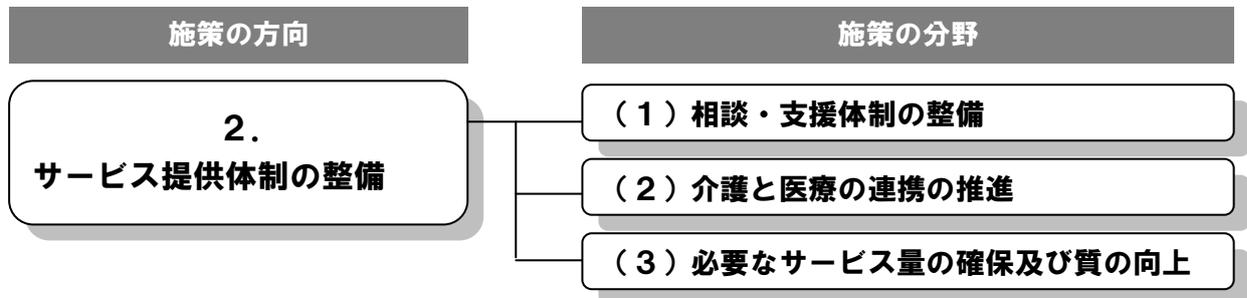
【概要】	民間アパート等に居住する低所得の高齢者世帯に対し、家賃の一部を助成します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
世帯数（件）	84	68	60	60	60	60

施策の方向
2

サービス提供体制の整備

認知症高齢者等を含む利用者が適切なサービスを選択し、利用することができるよう、さまざまな支援策を整備し、サービスが提供できる体制づくりを進めます。

【施策体系】



(1) 相談・支援体制の整備

- 高齢者やその家族がサービスを十分に活用するために、サービスについての情報をきめ細かく提供するとともに、各種相談に応じることのできる体制を充実します。

6.7. 地域包括支援センターの充実 【重】

【概要】	地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として期待されています。今後、センターに求められる役割に応じて機能の強化を図ることで、地域包括ケアシステムを実現するための取組を効果的、効率的に推進します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	拡充 地域包括支援センターを多職種による連携・協働体制の中心的な役割として位置づけ、地域の高齢者やその家族に対する適切な支援の充実と関係機関との調整に努めます。					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
設置数（か所）	9	9	9	9	9	9
年間相談件数（件）	—	—	—	—	—	—
職員配置人数（人）	33	33	33	42	42	42

6.8. 認知症初期集中支援チームの設置 【新・重】

【概要】	認知症の初期段階で医療との連携のもと、チームとして認知症の人やその家族に対する個別の支援を行う「認知症初期集中支援チーム」の設置について検討し、認知症の早期診断、早期対応の支援体制を構築します。
【担当部署】	高齢福祉課
【方向性】	新設 誘致予定である認知症疾患医療センター内への設置を予定しています。

第4章 高齢者施策の展開

69. 認知症地域支援推進員の育成【新・重】

【概要】	「認知症地域支援推進員」を各地域包括支援センターに配置し「介護」「医療」「地域の支援機関」「認知症疾患医療センター」などの関係機関との連携を推進・強化するとともに、地域の実態に応じた認知症施策の充実を図ります。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	新設 認知症地域支援推進員を中心とした認知症施策の推進体制を構築し「認知症ケア向上推進事業」「若年性認知症対策」「認知症ケアパスの作成・普及」などの取組について協議、検討していきます。					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
配置人数（人）	—	—	—	9	9	9

70. 認知症疾患医療センターの機能整備【新・重】

【概要】	認知症に関する医療相談や専門医による鑑別診断・診療、問題行動や身体合併症を有する認知症患者の入院受入、関係機関等への研修、地域連携、アウトリーチ対応、情報発信など、認知症対応に特化した専門的かつ総合的な機能（機関）を有する医療機関の整備について検討します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	新設 多摩平の森（A街区）地域に、土地所有者である独立行政法人都市再生機構の協力を得て、誘致を図ります。					

（2）介護と医療の連携の推進

- 経管栄養や酸素療法など医療的ケアが必要になった場合でも、在宅で安心して療養生活が続けられるよう、介護と医療の連携を強化し、要介護高齢者や家族等を支援します。

71. 在宅高齢者療養推進協議会の開催

【概要】	在宅医療及び介護連携に関する課題の抽出や対応の協議などを行うための会議を開催し、在宅医療と介護連携の推進・強化を図ります。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
開催回数（回）	2	3	3	3	3	3

72. 介護と医療の連携シートの普及【重】

【概要】	介護と医療の関係者が高齢者の支援に必要な情報を共有するための市の統一様式（介護と医療の連携シート）の普及や利用促進を図り、介護と医療の連携体制を推進・強化します。
【担当部署】	高齢福祉課
【方向性】	維持・継続 きめ細やかな介護と医療のサービス提供が可能となるような情報共有のツールとして、内容の改善や機能の充実に努めます。

73. 多職種連携ガイドの普及【重】

【概要】	介護と医療の連携に必要な情報を網羅した「多職種連携ガイド」の普及を図り、介護と医療の連携体制を推進・強化します。
【担当部署】	高齢福祉課
【方向性】	維持・継続 地域の医療・介護サービス資源の現状を的確に把握し関係者間で共有することができるよう、ガイドの掲載情報を定期的に更新するなど、利用者にとって使い勝手のよいガイドとなるよう努めます。

74. 地域ケア会議の推進【新・重】

【概要】	多職種協働による会議を推進します。地域包括支援センターを中心とした地域課題の発見・把握などを行う個別レベルの会議と施策形成を行う市レベルの会議を連動させることで、地域包括ケアシステムの構築を目指します。
【担当部署】	高齢福祉課
【方向性】	新設 地域ケア会議の円滑な実施に必要なルールづくり等の環境整備を図ります。

指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
地域ケア個別会議開催回数（回）	0	0	15	27	45	63
地域ケア推進会議開催回数（回）	2	3	3	3	3	3

75. 在宅療養高齢者支援窓口【新・重】

【概要】	在宅療養支援に関する専門相談窓口を設置し、在宅療養患者本人やその家族のほか、在宅療養に携わる介護と医療の専門職からの相談にも広く対応します。また、入退院時の調整や在宅療養を継続するために必要な関係機関との連携・調整や地域住民への在宅療養に関する普及・啓発を行います。
【担当部署】	高齢福祉課
【方向性】	維持・継続

指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者人数（人）	468	780	800	1,000	1,100	1,200

第4章 高齢者施策の展開

76. 在宅医療・介護連携支援センター【新】

【概要】	在宅医療と介護の連携体制の構築やサービス提供体制の充実、人材の育成、普及啓発、相談受付などを専門に行う連携拠点です。
【担当部署】	高齢福祉課
【方向性】	新設 関係機関との協議を進め、平成29年度の体制整備を目指します。

77. 在宅医療・介護関係者の研修【新・重】

【概要】	医療と介護の専門職がお互いに「顔の見える関係」を構築し、双方の連携体制を推進するため、医療と介護の専門職が同時参加する多職種研修会（勉強会）を開催します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続 研修会等の開催にあっては、特に医療職が参加しやすい仕組みづくりについて、医師会との調整や協議を行いながら検討していきます。					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	開催回数（回）	—	—	3	4	4

コラム ④

「介護と医療の連携推進勉強会」～介護職と医療職の顔の見える関係づくり～

日野市では、平成26年度より、地域包括ケアで医療や介護が連携することで、いつまでも地域に住み続けられるよう、介護と医療の連携推進勉強会を通じた、介護と医療の関係者間の『顔の見える関係づくり』の取組を進めています。

顔の見える関係づくりは、有機的な相互連携のために必要なことで、介護と医療の連携推進・強化のための重要な取組です。また、顔の見える関係づくりを推進することで、在宅療養の専門相談窓口や在宅療養高齢者の入院支援、介護と医療の連携ツールなどの既存の事業が効果的・効率的に機能していくことも期待できます。

今後は、日常生活圏域や地域包括支援センター担当地域などの単位で勉強会を開催し、地域に密着した関係者間の顔の見える関係性を深めていくことで、介護と医療の連携強化を図っていきたいと考えています。



医療職



介護と医療の連携推進勉強会



介護職

78. 24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築【新】

【概要】	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に対し、在宅医療と介護サービスを一体的かつ切れ目なく提供できる体制を構築します。
【担当部署】	高齢福祉課
【方向性】	新設 地域の医療（医師会等）や介護関係者との協議を進め、平成29年度の体制整備を目指します。

79. 二次医療圏内・関係市町村の連携体制の構築【新】

【概要】	市外の医療機関を退院する場合であっても、在宅医療と介護の適切な支援が行われるよう、二次医療圏内の関係者間における円滑な情報共有の方法やツール作成等について協議・検討を行います。																		
【担当部署】	高齢福祉課																		
【方向性】	新設 関係機関との協議を進め、平成29年度の体制整備を目指します。																		
指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">第5期（実績値）</th> <th colspan="3">第6期（目標値）</th> </tr> <tr> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	第5期（実績値）			第6期（目標値）			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	—	—	—	—	—	1
第5期（実績値）			第6期（目標値）																
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度														
—	—	—	—	—	1														
開催回数（回）																			

(3) 必要なサービス量の確保及び質の向上

- 今後、ますます増加する介護ニーズに的確に対応し、介護保険サービスを安定的に提供するため、人材の育成や介護給付の適正化などを通じてサービスの質の確保・向上に努めます。

80. 介護人材育成研修事業

【概要】	介護業務に従事している者がスキルアップを図るための研修等に参加する機会に恵まれないこと等により、就労定着が進まず人材不足の一因となっています。そこで介護従事者に対し、参加し易い市内施設でキャリアや職種に応じた階層別研修を実施し、定着支援を行います。
【担当部署】	福祉政策課
【方向性】	維持・継続

81. 福祉サービス第三者評価受審費補助事業

【概要】	市内の小規模多機能型居宅介護事業所、認知症グループホーム、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービス事業所が受審した、介護保険制度上の第三者評価に係る費用について補助金を交付し、全ての事業所が受審できるよう支援します。																		
【担当部署】	高齢福祉課																		
【方向性】	拡充 新たに複合型サービス事業所が開設した場合には、受審補助を行います。																		
指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">第5期（実績値）</th> <th colspan="3">第6期（目標値）</th> </tr> <tr> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>	第5期（実績値）			第6期（目標値）			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	8	10	8	14	14	15
第5期（実績値）			第6期（目標値）																
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度														
8	10	8	14	14	15														
受審事業所数（か所）																			

第4章 高齢者施策の展開

82. 要支援認定・要介護認定の適正化（介護給付適正化事業）【介】

【概要】	要支援・要介護認定事務の適正な実施を確保するため、認定調査員の研修や、介護認定審査会委員に対して研修を実施します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
研修開催回数（回）	0	1	1	1	1	1

83. ケアプランの点検（介護給付適正化事業）【介】

【概要】	日常生活圏域（4圏域）ごとに、地域包括支援センターの主任介護支援専門員と連携し、地域のケアマネジャーの作成したケアプランに対して指導・助言を行い、適切なケアプランの作成に向けて、ケアマネジャーの支援を行います。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
ケアプラン点検数（件）	6	9	8	8	8	8

84. 縦覧点検・医療情報との突合（介護給付適正化事業）

【概要】	受給者ごとに複数月にまたがる支払い状況を確認、医療保険情報との突合により、請求内容の誤りや重複請求を防ぎます。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	新設					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
突合件数（件）	—	—	—	60	60	60

85. 福祉用具購入・住宅改修の訪問調査（介護給付適正化事業）【介】

【概要】	利用者の状態にふさわしい住宅改修や福祉用具の利用ができるよう、利用者宅を訪問し必要性や妥当性等を判断し、指導や助言をしていきます。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
訪問回数（回）	185	132	150	180	200	220

86. 事業者に対する指導・助言

【概要】	事業者に、適切な事業運営や介護報酬請求等についての正確な理解を促すため、連絡会や指導（実地指導・集団指導）を行い、利用者に適正でより良いサービス提供ができるよう事業者の支援とサービスの質の確保及び保険給付の適正化に努めます。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	拡充 特に実地指導の対象業種を広げ、利用者へのサービスの質の確保と適正な保険給付を目指す。					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象事業所数（か所）	8	9	8	8	8	8

87. 介護給付費通知の発送（介護給付適正化事業）【介】

【概要】	サービス利用者や家族に対して、介護給付の内容と説明資料を送付し、不正請求の発見や介護保険制度及び介護給付の適正化への理解を深めます。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
通知発送数（通）	5,495	5,603	5,800	6,000	6,200	6,400

88. 生計困難者に対する利用者負担額軽減事業 【介】

【概要】	低所得で生計が困難な方が、経済的理由からサービス利用を控えることがないように、社会福祉法人及びサービス提供事業者が利用者負担額を軽減し、その一部について市が補助金を交付します。また、軽減事業実施事業者の拡大に努めます。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数（人）	84	74	80	90	90	90

89. サービス事業者連絡会の開催 【介】

【概要】	事業者間で連携しサービス水準の向上を図ることを目的として、定期的に連絡会を開催しています。今後も引き続き、情報共有や連携が図れるよう事業者支援を行っていきます。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
開催回数（回）	2	1	2	2	2	2

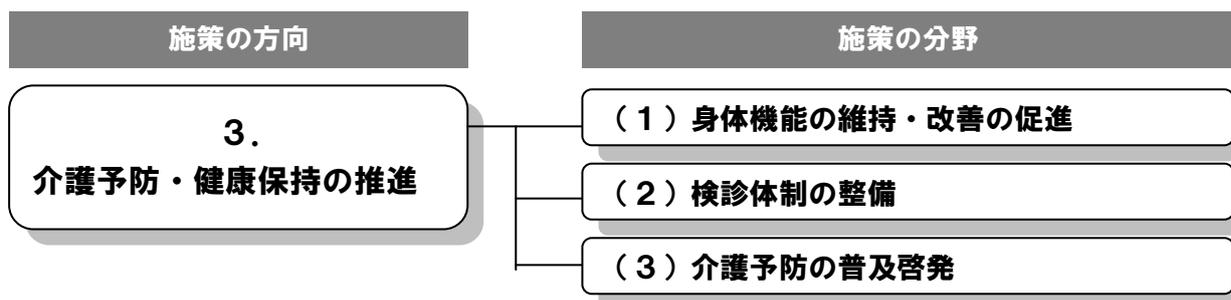
施策の方向
3

介護予防・健康保持の推進

すべての高齢者が、心身や生活の状況に応じて健康づくり・介護予防に自ら取り組むことができるよう、高齢者一人ひとりの心身や生活の状況に応じた事業の実施、地域活動への支援に取り組みます。

また、元気な生活を続けるために、生活習慣病等の疾病予防や市民一人ひとりの自主的な健康づくりを支援します。

【施策体系】



(1) 身体機能の維持・改善の促進

- すべての高齢者を対象として、介護予防のきっかけとなり、地域で習慣化につながるよう、取り組みやすく魅力的なプログラムを実施します。
- 生活機能の維持・向上について、積極的な支援が必要と考えられる高齢者については、二次予防事業につなぎ、通所型・訪問型の介護予防事業を実施します。

90. 介護予防対象者把握事業（旧二次予防事業）

【概要】	市が独自に設定した設問項目で構成された「はつらつ・あんしん調査票」を高齢者に送付し、その回答内容及び民生委員の訪問の結果から介護予防事業（平成28年度からは新総合事業）の利用が必要な方を抽出します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	見直し 平成27年度から「基本チェックリスト」の全戸配布は実施せず、「はつらつ・あんしん調査票」の回答結果及び民生委員の訪問結果の情報により把握する形に見直します。					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
参加者数（人）	322	551	400	200	200	200

9 1. 訪問型サービス（介護予防・日常生活支援総合事業）【新・重】

【概要】	家事援助等のサービスを、要支援者及びその状態に相当する高齢者等に対し、介護事業者やNPO、ボランティア等が居宅に訪問し、提供します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	新設					
	介護保険法改正により、旧予防訪問介護から転換します。そのほか、緩和した基準のサービス、住民主体の支援等の多様なサービスが提供されるよう、環境整備を図ります。					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象者数 （実人×12月）	—	—	—	0	852	10,272

9 2. 通所型サービス（介護予防・日常生活支援総合事業）【新・重】

【概要】	日常動作訓練や食事等のサービスを、要支援者及びその状態に相当する高齢者等に対し、介護事業者や、NPO、ボランティア等が、施設その他の通いの場で提供します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	新設					
	介護保険法改正により、旧予防通所介護から転換します。そのほか、緩和した基準のサービス、住民主体の支援等の多様なサービスが提供されるよう、環境整備を図ります。					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象者数 （実人×12月）	—	—	—	0	1,224	13,344

9 3. 生活支援サービス（介護予防・日常生活支援総合事業）【新・重】

【概要】	配食や移動支援、見守り等のサービスを、要支援者及びその状態に相当する高齢者等に対し、介護事業者や、NPO、ボランティア等が、提供します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	新設					
	多様な主体によるサービス提供がなされるよう、環境整備を図ります。					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象者数 （実人×12月）	—	—	—	0	4,596	24,900

9 4. 地域リハビリテーション活動支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）【新】

【概要】	地域における介護予防の取組を機能強化するために通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	検討					
	介護保険法改正により一般介護予防事業として位置づけられた事業。実施について検討します。					

第4章 高齢者施策の展開

95. 介護予防手帳（介護予防・日常生活支援総合事業）【新】

【概要】	高齢者に、自身の生活機能や心身の状況を把握し、維持改善のための自己管理をしてもらうため、介護予防に関する活動等を記録する手帳を配布する事業です。
【担当部署】	高齢福祉課
【方向性】	検討 必要性の有無から検討します。

96. 通所型介護予防事業（旧二次予防事業）

【概要】	二次予防事業対象者に対し、地域包括支援センターの作成する個別計画に沿って、運動機能の向上や栄養改善、口腔機能の向上を目的としたプログラムを提供します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	廃止 平成28年度の介護予防・日常生活支援総合事業の導入に伴い、廃止します。					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
参加者数(人)	94	114	100	120	0	0

97. 地域介護予防活動支援事業（旧介護予防教室）【新】

【概要】	地域の高齢者が身近な場所で体操等の介護予防に取組めるよう、住民主体の介護予防活動の発掘や・育成・支援・活動の周知を行います。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	新設 地域包括支援センターの実施していた介護予防教室を基に、徐々に地域住民主体の活動へと転換を図ります。					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
開催数(回)	-	-	-	45	180	180
参加者数(人)	-	-	-	900	3,600	3,600

98. さわやか健康体操（日野人運動事業・旧一次予防事業）

【概要】	65歳以上の方を対象に、自分の体力に合った運動を地域で継続することにより、寝たきりを予防し日々いきいきと生活できるよう、定期的に、市内の各会場で「日野人げんき！体操」を基本とした健康体操を実施します。
【担当部署】	健康課
【方向性】	維持・継続

99. 悠々元気体操（日野人運動事業・旧一次予防事業）

【概要】	70歳以上の方を対象に、住みなれた地域でいきいきとした生活を過ごすことができるよう、介護予防を基本とした体操教室を開催することで、健康意識の向上と、自立をした運動習慣のきっかけづくりや仲間づくりを支援することを目的として実施します。さわやか健康体操より少し軽めの体操です。
【担当部署】	健康課
【方向性】	維持・継続

100. 楽・楽トレーニング体操（日野人運動事業）

【概要】	生活習慣病を予防していつまでも元気に生活し、健康な高齢期を迎えることができるよう年齢を問わず参加できる、健康維持を目的とした体操を行います。
【担当部署】	健康課
【方向性】	維持・継続

101. 高齢者が気軽に参加できるスポーツ事業の推進

【概要】	市のヘルスケア・ウェルネス戦略を踏まえ、市民が主体的に健康行動を起こし継続できるための事業を、高齢福祉課、健康課、まちづくり部門と連携しながら実施し、「誰もが健康で生き続けられるまちづくり」を目指します。
【担当部署】	文化スポーツ課
【方向性】	維持・継続

102. 日野市市民の森ふれあいホールの活用

【概要】	日野市市民の森ふれあいホールの指定管理者が実施する、カルチャー&スポーツ教室の参加者増加を促進します。
【担当部署】	文化スポーツ課
【方向性】	維持・継続

103. 訪問音楽事業

【概要】	特別養護老人ホームや老人保健施設等の入所者を対象に、楽器演奏や歌唱を通して音楽療法を行います。
【担当部署】	高齢福祉課
【方向性】	維持・継続 施設入所者向けの事業であるため、対象者が限定される傾向があります。より効果的な実施方法や周知方法について、検討します。

指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
参加者数（人）	1,111	1,174	1,200	1,200	1,200	1,200

第4章 高齢者施策の展開

104. 身障高齢者機能回復助成事業

【概要】	身体障害者手帳（1～6級）を所持している70歳以上の方に、あんま・マッサージの施術券を発行します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用枚数（枚）	5,788	5,169	5,000	5,000	5,000	5,000

（2）健診体制の整備

- 生涯にわたる健康づくりや生活習慣病予防を支援するため、健康診査やがん検診などの保健事業を充実し、高齢者の健康の保持・増進に努めます。

105.（仮称）健康増進センターの検討

【概要】	市民の健康管理をサポートする健診業務を充実し、市民と医師との安心、信頼関係に基づく予防医療を実施するため、（仮称）健康増進センターの検討を行います。
【担当部署】	市立病院
【方向性】	検討

106. 特定健診・特定保健指導

【概要】	40歳から74歳までの日野市国民健康保険加入者に対して生活習慣病の早期発見・早期予防、健康の保持のため健康診査を実施するとともに、生活習慣病予備群の方には特定保健指導を実施します。
【担当部署】	健康課、保険年金課
【方向性】	維持・継続

107. 後期高齢者健診（いきいき健診）

【概要】	後期高齢者医療制度の認定を受けている方に対して健康の保持増進のための健康診査を実施します。
【担当部署】	健康課、保険年金課
【方向性】	維持・継続
	市報、市ホームページ等をさらに活用し、制度の周知に努めると共に、データヘルス計画に活かすため、結果の情報提供を依頼する。（保険年金課）

108. 各種がん検診

【概要】	国の指針に基づき、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん検診を実施します。
【担当部署】	健康課
【方向性】	維持・継続

109. 歯周疾患検診

【概要】	歯周病による歯の喪失を予防するために歯周疾患検診を実施します。
【担当部署】	健康課
【方向性】	維持・継続

110. 高齢者の感染症疾患を予防するための対策

【概要】	高齢者のインフルエンザ及び肺炎等予防のための適切な情報を提供するとともに、流行する前に予防接種をより多くの人が接種できるよう啓発を行います。
【担当部署】	健康課
【方向性】	維持・継続

111. 人間ドック受診料の助成（国民健康保険）

【概要】	国民健康保険加入者の人間ドック受診に対し、受診料の一部を助成します。
【担当部署】	保険年金課
【方向性】	維持・継続 市報、市ホームページ等をさらに活用し、制度の周知に努めると共に、データヘルス計画に活かすため、結果の情報提供を依頼する。

112. 人間ドック受診料の助成（後期高齢者医療）

【概要】	後期高齢者医療制度加入者の人間ドック受診に対し、受診料の一部を助成します。
【担当部署】	保険年金課
【方向性】	維持・継続 市報、市ホームページ等をさらに活用し、制度の周知に努める。

(3) 介護予防の普及啓発

- すべての高齢者が、心身や生活の状況に応じて健康づくり・介護予防に自ら取り組めるよう、介護予防の普及啓発に努めます。

113. 地域に根ざした保健師活動

【概要】	保健師による地域の健康づくり事業として「日野人げんき！」ゼミナールを実施します。自治会や地域包括支援センターの催しや企業のイベント等と協働で実施します。健康づくりのための行動ができる市民を増やします。
【担当部署】	健康課
【方向性】	維持・継続

114. 高齢者の食生活改善事業

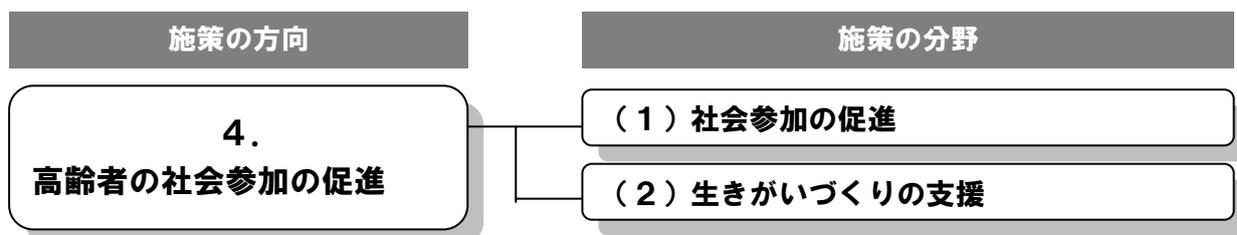
【概要】	低栄養の予防や健康づくりのために必要な食生活の知識と技術を学ぶための栄養・食生活講座を開催することにより、参加者が自身の食生活を振り返り、改善するきっかけとなるようにします。また、講座修了者には「ちょこっと おすそわけ隊員証」を配布し、学んだ知識を地域で「おすそわけ」できる人材となるように働きかけます。
【担当部署】	健康課
【方向性】	維持・継続

施策の方向
4

高齢者の社会参加の促進

高齢者の知識や経験、意欲を生かした社会参加・地域貢献活動を支援するとともに、多様な価値観やライフスタイルにあわせた生きがいがづくりを支援します。

【施策体系】



(1) 社会参加の促進

- 高齢者が永年培ってきた知識や経験を、地域で就労や社会参加・社会貢献活動などに結びつけることができるよう支援します。

115. シルバー人材センターへの補助

【概要】	高齢者が、その知識及び経験を活かして生きがいを持って暮らしていけるよう、高齢者に仕事の機会を提供する日野市シルバー人材センターに対し、補助を行います。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
【方向性】	団塊世代の加入を促進し、会員の充実、事業の拡大・創設・効率化、人件費の適正化・効率化を図ります。					
指標	第5期(実績値)			第6期(目標値)		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
会員数(人)	1,618	1,617	1,630	1,770	1,790	1,810

116. 介護サポーター制度(旧一次予防事業)

【概要】	高齢者が介護サポート活動を通じて地域貢献することにより、高齢者自身の社会参加活動を通して介護予防を推進します。また、制度の推進のため、介護サポート活動をした高齢者に対して、活動時間に応じた一定のポイントを付与し、そのポイント数に対して市が交付金等を支給します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
指標	第5期(実績値)			第6期(目標値)		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
参加者数(人)	193	195	200	250	250	250

117. 高齢者ボランティアの相談・紹介システムの整備支援

【概要】	日野市社会福祉協議会ボランティア・センターにおいて実施する事業を支援します。日野市社会福祉協議会職員とボランティア窓口相談員（相談員はボランティア）により、ボランティアに関する相談や、ボランティアを募集したり、受け入れたりしている施設、団体、個人への紹介を行います。
【担当部署】	福祉政策課
【方向性】	維持・継続

(2) 生きがいづくりの支援

- 高齢者が地域においていきいきと活動できるよう、ニーズに応じた活動へのきっかけづくりを支援し、高齢者の自己実現の機会の充実を図ります。

118. 老人クラブへの助成

【概要】	地域の高齢者が、老人クラブの活動を通じて社会奉仕・健康増進等の活動を推進できるよう助成し、その活動を支援します。																		
【担当部署】	高齢福祉課																		
【方向性】	維持・継続																		
指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">第5期（実績値）</th> <th colspan="3">第6期（目標値）</th> </tr> <tr> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,232</td> <td>4,129</td> <td>4,009</td> <td>4,230</td> <td>4,400</td> <td>4,550</td> </tr> </tbody> </table>	第5期（実績値）			第6期（目標値）			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	4,232	4,129	4,009	4,230	4,400	4,550
第5期（実績値）			第6期（目標値）																
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度														
4,232	4,129	4,009	4,230	4,400	4,550														
会員数（人）																			

119. 高齢者の交流の拠点づくり（ふれあいサロン）

【概要】	地域の高齢者が気軽に立ち寄り交流できるふれあい交流の場づくりを支援します。地域の高齢者が立ち寄るだけでなく、交流の場の運営スタッフとして関わるといった形の社会参加も期待するものです。																		
【担当部署】	高齢福祉課																		
【方向性】	維持・継続																		
【方向性】	現在活動中のサロンに対する財政的な支援を継続していくとともに、各年度、1か所の新規開設を目標にサロンの立ち上げ支援を行います。																		
指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">第5期（実績値）</th> <th colspan="3">第6期（目標値）</th> </tr> <tr> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>	第5期（実績値）			第6期（目標値）			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	5	6	6	7	8	9
第5期（実績値）			第6期（目標値）																
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度														
5	6	6	7	8	9														
設置数（か所）																			

120. 元気高齢者等交流事業

【概要】	参加型のイベントや体操等を通じ、高齢者のための身近な地域における多世代交流の場や居場所を提供します（愛称：ゆざわ・ここからネット）。																		
【担当部署】	高齢福祉課																		
【方向性】	維持・継続																		
指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">第5期（実績値）</th> <th colspan="3">第6期（目標値）</th> </tr> <tr> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7,706</td> <td>7,230</td> <td>6,960</td> <td>7,000</td> <td>7,100</td> <td>7,200</td> </tr> </tbody> </table>	第5期（実績値）			第6期（目標値）			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	7,706	7,230	6,960	7,000	7,100	7,200
第5期（実績値）			第6期（目標値）																
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度														
7,706	7,230	6,960	7,000	7,100	7,200														
延利用者数（人）																			

コラム
⑤

遊びにきてください！いつでも誰でも気軽に立ち寄れる「ふれあいサロン」

日野市では、平成20年度より、高齢者見守り支援ネットワーク事業の一環として、「ふれあいサロン」の設置を進めています。

いつでも誰でも気軽に立ち寄ることのできる地域のいこいの場を作り、高齢者を含めた地域の多様な人が集まり交流する中で、自然に高齢者の見守りをしています。

訪れた人は、おしゃべりや趣味の活動など、思い思いの時間を来場者同士やスタッフと一緒に過ごしています。

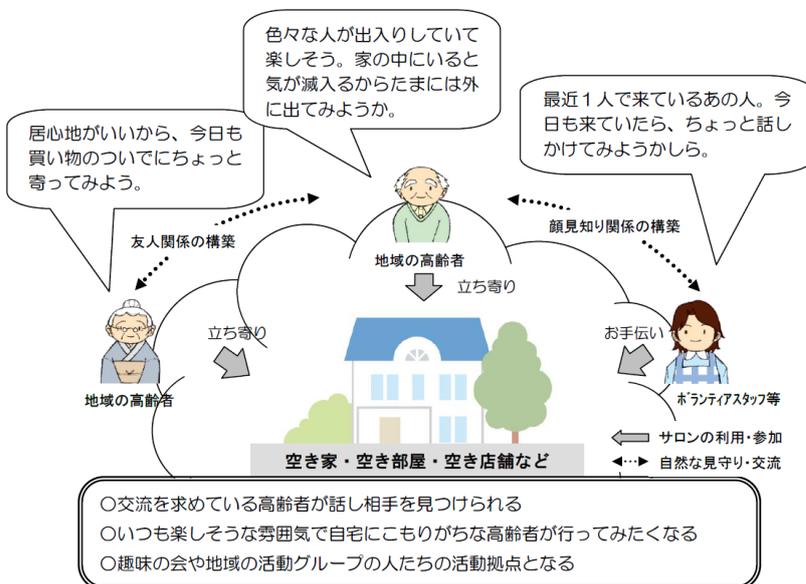
現在、サロンは、市内6か所に設置されており、各サロンでは、工夫を凝らしながら、訪れた人に楽しく過ごしてもらい、元気になって帰ってもらえる雰囲気づくりに努めています。



百草団地ふれあいサロン



南平ふれあいサロン



	①百草団地ふれあいサロン	②よりみちさくら	3 南平ふれあいサロン
場所	百草 999 百草団地 281 号棟 116 番	多摩平 2-6-1 多摩平の森さくら集会所内	南平 7-16-14
体制	活動頻度：週 6 日 常駐スタッフ人数：2 人～	活動頻度：週 4～5 日 常駐スタッフ人数：2 人～	活動頻度：週 4 日 常駐スタッフ人数：2 人
	④談話室ひなたぼっこ	⑤南新井ふれあいサロン	⑥お話サロン
場所	大阪上 4-20-18 1 階	新井 650-2	東平山 1-7-9 平山住宅 9 号棟 1 階
体制	活動頻度：週 5 日 常駐スタッフ人数：2 人～	活動頻度：週 3 日 常駐スタッフ人数：2 人～	活動頻度：週 1 日 常駐スタッフ人数：7 人

※平成 27 年 3 月現在

121. ひの市民大学

【概要】	いつでも、どこでも、だれでもが学べる場として、ひの市民大学を設置し、生涯学習の機会・情報の提供や成果の発表等を行います。市民の生きがいと健康を増進し、豊かな地域づくりに貢献することを目的とするものです。
【担当部署】	中央公民館
【方向性】	見直し 平成26年度に今までで行ってきたひの市民大学の検証を行い、27年度に新たなひの市民大学としてリニューアルしていきます。

122. 公民館高齢者事業

【概要】	同じ時代を生き抜いた人たちが集い、楽しむ場の提供を目的として、高齢者の人たちの知識と経験を活かしながら、高齢者市民企画会議を開催し、提案をいただきます。こうした提案も参考にしながら、様々な講座等を開催します。
【担当部署】	中央公民館
【方向性】	維持・継続

123. 体験型高齢者福祉農園事業

【概要】	高齢者を対象とした農業体験農園で、農家の指導のもと共同で農作業をして農作物を育て、また、餅つきなどの三世代交流イベントを農園で行うことにより、高齢者の介護予防や健康増進に役立っています。
【担当部署】	産業振興課
【方向性】	維持・継続

124. 福祉センターの運営

【概要】	健康増進、文化教養の向上、レクリエーション等の場を提供するために、高齢者、各種福祉団体等に部屋の貸出を行います。
【担当部署】	高齢福祉課
【方向性】	見直し 福祉の相談窓口機能は地域包括支援センターに移り、貸館・貸室としての機能が主になっています。老朽化対応の大規模修繕、他施設との複合化を含む建替え、廃止等、方向性について検討します。

指標	第5期(実績値)			第6期(目標値)		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数(人)	96,482	110,129	89,274	98,600	98,600	98,600

125. 長寿祝い金の贈呈

【概要】	100歳を新たに迎えられる高齢者に、お祝いとして長寿祝い金を贈呈します。
【担当部署】	高齢福祉課
【方向性】	維持・継続

指標	第5期(実績値)			第6期(目標値)		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
贈呈者数(人)	36	31	31	40	63	64

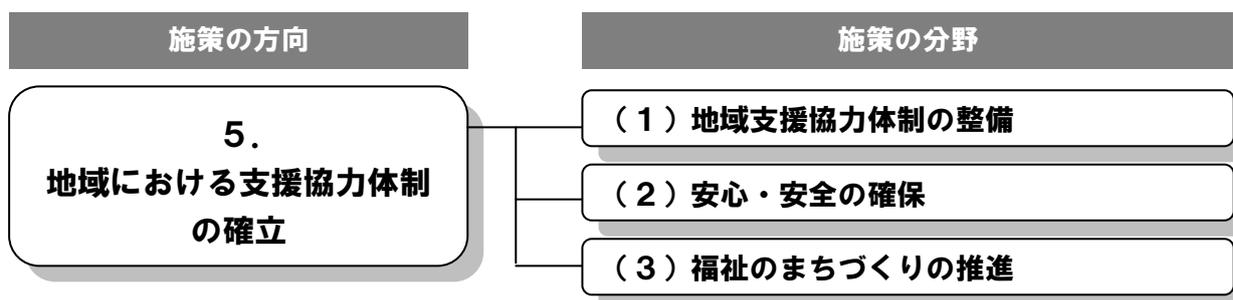
施策の方向
5

地域における支援協力体制の確立

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等の状況を確認し、緊急時に迅速に対応できるよう、見守り体制の充実に取り組みます。

高齢者が安心して生活を送ることができるよう、災害時要援護者への支援体制を充実します。また、誰もが自由に移動し社会参加することができるよう、公共交通機関のバリアフリー化と移動手段の確保に取り組みます。

【施策体系】



（1）地域支援協力体制の整備

- ひとり暮らし高齢者等が地域で安心して暮らし続けられるよう、地域住民や自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体など関係機関のネットワークの輪を広げ、安否確認・見守り体制の充実に取り組みます。

126. 高齢者見守り支援ネットワーク

【概要】	虚弱、認知症、ひとり暮らし、高齢者のみ世帯等、地域で孤立しがちな高齢者を地域全体で見守り、支え合い、支援する仕組みづくりとして、地域の住民、団体、組織、関係機関等によるネットワーク体制を構築します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象高齢者数（人）	167	150	145	150	155	160
見守り推進員数（名）	234	212	210	215	220	225
協力事業所数（か所）	359	367	370	375	380	385
気かけ運動（勉強会の実施）	1	5	5	5	5	5

127. 高齢者見守り支援（ごみ収集時）

【概要】	見守りを必要とする高齢者を可燃ごみの排出を通じて安否確認し、さりげない見守り活動を行うことを目的としています。毎週2回の可燃ごみ収集日に排出の有無を確認し、3回連続して排出が無い場合は各機関へ連絡します。
【担当部署】	ごみゼロ推進課
【方向性】	維持・継続 さりげない見守りだけでなく、排出の都度の確認が必要な世帯も増えており、その対応を試験的に行っているが、ニーズに合わせて事業展開を行っていきます。

128. 民生委員・児童委員事業

【概要】	市内に配置されている民生委員・児童委員は地域の身近な相談役として地域福祉を支える重要な役割を担っています。高齢者にとっては、様々な悩み、困りごとの相談対応や、地域包括支援センター等の関係機関への橋渡し等、民生委員・児童委員による日常的な活動が大きな支えとなっています。民生委員・児童委員のスキルアップを目的とした研修やPR等を通じ、こうした活動を支援していきます。
【担当部署】	福祉政策課
【方向性】	維持・継続

(2) 安全・安心の確保

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、日常生活の支援や避難行動要支援者支援対策を通して高齢者の安全・安心を確保するための取り組みを推進します。

129. 火災安全システム事業

【概要】	65歳以上で心身機能の低下や居住環境等から防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯に、防災機器を給付します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
火災警報器利用者数（人）	5	5	4	6	7	8

130. 緊急通報システム事業

【概要】	65歳以上のひとり暮らしまたは夫婦等の世帯の高齢者であって、日常生活上、常時注意を要する状態にある方の緊急事態の発生を外部（東京消防庁）に通報し、生活の安全を確保します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数（人）	118	113	87	92	97	102

第4章 高齢者施策の展開

131. 徘徊高齢者探索システム事業

【概要】	在宅の認知症高齢者が徘徊した場合に居場所を家族等が探索できるよう、所在地を知らせるGPS移動端末機を提供します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
【方向性】	維持・継続					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数（人）	52	46	50	52	54	56

132. 災害時及び災害に備えた地域での避難行動要支援者の支援体制づくり

【概要】	災害弱者である高齢者や障害者で、災害時に避難行動に支援が必要な方の名簿（避難行動要支援者名簿）を市で整備します。さらに、本人の同意を得た上で自治会等の地域に名簿情報を提供し、地域における共助体制の構築に役立ててもらいます。					
【担当部署】	高齢福祉課、障害福祉課、防災安全課					
【方向性】	維持・継続					
	災害時や災害の発生に備え、地域で災害弱者を支援する共助の体制づくりを広げていくためには、避難行動要支援者の情報の提供が重要となります。できるだけ多くの方から情報を提供することについての同意が得られるよう継続して取り組んでいきます。					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実施地区数（地区）	2	2	2	5	10	15

133. 福祉避難所の確保

【概要】	災害時に指定避難所等での生活が困難で、特別の配慮やケアを必要とする高齢者や障害者を対象とした避難所（福祉避難所）を確保します。					
【担当部署】	高齢福祉課、障害福祉課、防災安全課					
【方向性】	維持・継続					
指標	第5期（実績値）			第6期（目標値）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
協定締結施設数（か所）	12	14	19	25	26	27

(3) 福祉のまちづくりの推進

- 高齢による身体機能の低下に関わらず、高齢者が安心して快適に生活でき、自由に移動し社会参加することができるよう、公共交通機関を安全かつ円滑に利用することができる環境を整備します。

134. 人にやさしいバスの導入

【概要】	誰もが利用しやすいバスとしてノンステップバス等の導入をバス会社に要請します。エコの観点から、アイドリングストップ運動の奨励や、CNG車の導入を要請します。
【担当部署】	都市計画課
【方向性】	維持・継続

135. 地域の実情に合った便利で効率的な公共交通網の確立

【概要】	交通空白地域を解消することを通じて、障害者や高齢者の外出を促します。また、地域の実情に合った公共交通網を確立し、利用しやすいミニバス運行をめざします。
【担当部署】	都市計画課
【方向性】	維持・継続

第5章 高齢者福祉に関する財政見通し

本章では、介護保険および一般財源の財政見通しについて整理します。

1. 介護保険財政の制度概要

(1) 財源構成

介護保険サービスの保険給付及び地域支援事業の費用については、以下の通り介護保険料と公費で負担します。

■財源構成のイメージ図（平成27年度～平成29年度）

保険料 (65歳以上)	保険料 (40～64歳)	公費 (国、都、日野市)	保険給付費 居宅サービス 施設サービス 地域密着型サービス 高額介護サービス 審査手数料 等	
保険料 (65歳以上)	保険料 (40～64歳)	公費 (国、都、日野市)		地域支援事業費 介護予防・生活支援サービス 事業費 一般介護予防事業費
保険料 (65歳以上)	公費 (国、都、日野市)			包括的支援事業 任意事業 等
22%	28%	50%		

※地域支援事業は3種類の事業で財源構成が異なります。介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業（平成28年度より）、介護予防事業（平成27年度のみ）は保険給付費と同じ構成ですが、包括的支援事業と任意事業は40歳から64歳までの保険料の代わりに公費負担となります。

(2) 介護保険料算定の手順

第1号被保険者の介護保険料は、第6期事業計画期間の地域支援事業費を含む総事業費の22%を第1号被保険者見込み数で割ることにより算出します。

■ 介護保険料算定の手順

【サービス費用の見込み】

① 高齢者人口の推計

・国立社会保障、人口問題研究所の将来推計人口を参考に、将来の第一号被保険者数を算出します。

② 認定者数の推計

・高齢者の年齢を6段階に分け、各年齢ごとの認定率を求め、そこから認定者数を推計します。

③ 各サービス利用者数の推計

(自然体推計)

・現在の利用をもとに、サービスごとの利用者数を推計します。

④ 施策を反映した

利用者数推計

・③で算定した推計に対して、施設の新設等、市の施策や需要動向を勘案して利用者数を補正します。

⑤ サービス量と費用の推計

・基本、1月あたりのサービスの利用回数、利用単価、利用人員を算出し、それをかけ算することで、費用(給付費)を推計します。

⑥ 級地区分等の補正

・総給付費に級地区分や補正率の変更が発生します。級地区分は3級地から2級地に変更になりますが、平成29年度までは経過措置で3級地になります。但し、3級地の補正率は12%から15%に上昇します。

⑦ 介護給付費の推計

・総給付費に加え、特定入所者介護サービス費などの費用や、地域支援事業費等を勘案して、総事業費を算出します。

【介護保険料の推計】

① 介護給付費の負担

・自己負担を除き、全体の22%の費用を65歳以上の高齢者で負担するのが原則となっています。

② 保険料収納必要額の算出

・①での負担割合を、調整交付金の交付割合に応じて補正した割合に乘じ、あわせて収納率を乗じた額が、保険料収納必要額となります。

③ 所得段階区分の設定

・所得段階ごとに基準額に対する割合を算出します。

④ 介護保険料基準額の決定

・所得段階ごとの人数、割合等を算出しながら、介護保険料基準額を算出します。

(3) 制度改正等の保険料への影響

介護保険制度の平成27年度改正や、日野市のおかれている状況の変化に伴い、介護保険料が上昇することが見込まれます。

ここでは、介護保険制度の変化や社会情勢等の変化により、保険料が変化する理由を記載します。

① 第一号被保険者の負担割合が21%から22%に上昇

介護保険制度では、第一号被保険者（65歳以上）と第二号被保険者（40歳から64歳まで）の国全体の人口比を参考にそれぞれの負担割合を決定しています。

第一号被保険者の割合が第二号被保険者の割合と比べて増加していくことが見込まれるため、第6期計画期間中では第一号被保険者の負担割合が1%分増加します。そのため、保険料の上昇が見込まれます。

② 調整交付金比率の低下

調整交付金制度は、国が負担すべき25%のうち、所得が低い高齢者が多く、後期高齢者の割合が多い自治体には、25%を超えて国が負担する反面、所得が高い高齢者が多く、後期高齢者の割合が低い自治体には国の負担率が25%を下回るなど、地域の状況に応じて国の負担率が変化する制度です。

日野市においても、高齢化は進んでいます。国の高齢化の進展と比較すれば、緩やかであるため、当面の間は調整交付金の比率が低下することが予測されます。そのため、保険料の上昇が見込まれます。

③ 消費税の増税に伴う介護報酬の上昇

消費税は、平成27年2月時点で平成29年4月から10%に増税されます。試算の中では消費税の増税に伴う介護報酬の上昇を見込んでいます。

④ 地域支援事業費の上昇

地域支援事業については、介護保険制度改正に伴い生じる新たな事業（医療と介護の連携推進、認知症対策、生活支援サービス、地域包括支援センター機能強化）の充実のため、費用が計上されることになり、保険料の上昇が見込まれます。

⑤ 級地区分の変更

介護保険サービスの単価は、各地域の単価の地域差に応じた適切な単価設定ができるよう、都市部には割増した単価を設定しています。

第6期計画期間では、級地と割増率の見直しが行われ、日野市では3級地から2級地に級地区分が変更されますが、経過措置として平成29年度までの3年間は3級地として運用します。但し、3級地の割増率が3ポイント（12%から15%へ）上昇するため、保険料の上昇が見込まれます。

⑥ 一定以上所得者の利用者負担割合の2割負担への増

介護保険サービスの利用者負担の割合について、第一号被保険者のうち、所得が一定水準（合計所得金額が年額160万円。単身で年金収入のみの場合、年収280万円）以上の方の場合、従来の1割負担から2割負担に変更されます。そのため、保険給付費が減少し、保険料は安くなる見込みです。

⑦ 補足給付の見直しによる特定入所者介護サービス費の減

特別養護老人ホームと老人保健施設に入所する低所得者を対象に、食費と居住費を補助する、特定入所者介護サービス費（補足給付）の支給要件が、本人の資産等も考慮した内容に見直しされることにより、特定入所者介護サービス費の総額がやや減少することが見込まれます。

⑧ 介護報酬改定率のマイナス2.27%改定

介護報酬改定率は、平成27年4月においてマイナス2.27%に改定されました。そのため、保険給付費が減少し、保険料の上昇が少し抑制されています。

⑨ 高所得者の保険料率の見直し

低所得の方の保険料の上昇を抑制するため、合計所得金額が1,200万円以上の第一号被保険者の保険料率について、基準額の2.4倍又は2.6倍へと引き上げました（前期：2.2倍）。

2. 介護保険サービスの見込み量

第5期事業計画期間中の利用実績や給付費の推移をもとに、基盤整備計画も踏まえサービス種別ごとの利用量と給付費の推計を行いました。

なお、今回の推計は、平成37年度を見越して行います。

(1) サービス種別ごとの量の見込み

1) 介護サービス

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
(1) 居宅サービス						
訪問介護	実人数(人)	1,267	1,271	1,274	1,283	1,348
訪問入浴介護	実人数(人)	103	103	105	112	129
訪問看護	実人数(人)	654	685	747	1,115	1,660
訪問リハビリテーション	実人数(人)	60	70	84	110	157
居宅療養管理指導	実人数(人)	991	1,166	1,426	1,469	1,722
通所介護	実人数(人)	1,315	843	907	972	1,075
通所リハビリテーション	実人数(人)	602	619	663	810	1,135
短期入所生活介護	実人数(人)	266	331	427	673	994
短期入所療養介護(老健)	実人数(人)	90	90	90	91	96
短期入所療養介護(病院等)	実人数(人)	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	実人数(人)	1,783	1,912	2,089	2,374	2,824
特定福祉用具購入費	実人数(人)	45	46	49	51	58
住宅改修費	実人数(人)	28	29	29	30	31
特定施設入居者生活介護	実人数(人)	392	431	477	527	764
(2) 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	実人数(人)	37	59	76	105	125
夜間対応型訪問介護	実人数(人)	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	実人数(人)	53	54	56	60	84
小規模多機能型居宅介護	実人数(人)	118	118	119	122	143
認知症対応型共同生活介護	実人数(人)	99	99	99	125	151
地域密着型特定施設入居者生活介護	実人数(人)	0	0	29	29	29
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	実人数(人)	3	3	3	3	3
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	実人数(人)	0	17	26	29	29
地域密着型通所介護	実人数(人)		519	558	597	661
(3) 施設サービス						
介護老人福祉施設	実人数(人)	530	584	638	760	922
介護老人保健施設	実人数(人)	517	525	541	635	771
介護療養型医療施設	実人数(人)	78	69	61	61	61
(4) 居宅介護支援	実人数(人)	2,717	2,797	2,967	3,422	4,084

2) 介護予防サービス

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
(1) 介護予防サービス						
介護予防訪問介護	実人数(人)	785	638	0	0	0
介護予防訪問入浴介護	実人数(人)	1	1	1	1	1
介護予防訪問看護	実人数(人)	81	85	94	177	306
介護予防訪問リハビリテーション	実人数(人)	3	3	3	7	12
介護予防居宅療養管理指導	実人数(人)	101	115	128	172	197
介護予防通所介護	実人数(人)	865	579	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	実人数(人)	228	249	276	336	385
介護予防短期入所生活介護	実人数(人)	5	6	7	10	17
介護予防短期入所療養介護(老健)	実人数(人)	1	1	1	1	2
介護予防短期入所療養介護(病院等)	実人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	実人数(人)	434	510	599	791	914
特定介護予防福祉用具購入費	実人数(人)	16	17	17	19	22
介護予防住宅改修	実人数(人)	20	20	21	23	23
介護予防特定施設入居者生活介護	実人数(人)	66	65	66	68	74
(2) 地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	実人数(人)	1	1	1	1	1
介護予防小規模多機能型居宅介護	実人数(人)	2	2	3	3	4
介護予防認知症対応型共同生活介護	実人数(人)	1	1	1	1	1
(3) 介護予防支援	実人数(人)	1,743	1,513	863	1,028	1,195

(2) サービス種別ごとの給付費の見込み

1) 介護サービス

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
(1) 居宅サービス						
訪問介護	給付費(千円)	844,629	846,693	864,475	870,781	915,048
訪問入浴介護	給付費(千円)	79,569	79,684	81,277	81,327	86,913
訪問看護	給付費(千円)	327,156	342,931	380,566	568,010	845,581
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	26,053	29,666	35,771	50,854	79,513
居宅療養管理指導	給付費(千円)	135,563	156,826	193,582	201,250	236,112
通所介護	給付費(千円)	1,138,948	730,225	799,981	856,720	948,177
通所リハビリテーション	給付費(千円)	611,446	629,112	685,469	838,347	1,174,649
短期入所生活介護	給付費(千円)	254,762	316,527	416,194	656,679	969,328
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	84,657	84,752	86,418	86,709	91,475
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	352,811	372,315	399,935	446,950	528,464
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	18,833	19,532	21,033	21,946	25,132
住宅改修費	給付費(千円)	30,974	31,929	33,221	34,469	35,097
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	911,924	991,261	1,127,651	1,246,463	1,805,546
(2) 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	71,564	110,703	138,442	193,700	230,099
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	62,410	64,190	67,192	72,630	101,276
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	288,860	289,143	294,785	314,141	369,247
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	316,114	316,114	317,305	400,320	484,594
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	68,546	68,546	68,546
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	9,448	9,448	9,623	9,623	9,623
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	給付費(千円)	0	43,813	67,180	78,848	78,886
地域密着型通所介護	給付費(千円)	0	449,079	491,978	526,871	583,116
(3) 施設サービス						
介護老人福祉施設	給付費(千円)	1,569,476	1,729,385	1,894,854	2,262,955	2,752,862
介護老人保健施設	給付費(千円)	1,704,544	1,730,469	1,788,921	2,100,538	2,551,865
介護療養型医療施設	給付費(千円)	349,804	304,710	274,370	274,370	274,370
(4) 居宅介護支援						
小計	給付費(千円)	9,675,789	10,168,267	11,061,105	12,863,036	15,959,911

2) 介護予防サービス

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
(1) 介護予防サービス						
介護予防訪問介護	給付費(千円)	170,217	132,459	0	0	0
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	384	384	391	391	391
介護予防訪問看護	給付費(千円)	26,085	27,440	30,986	58,515	100,876
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	956	993	1,049	2,490	4,466
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	11,987	13,644	15,659	20,944	23,993
介護予防通所介護	給付費(千円)	324,400	213,945	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	91,841	96,516	106,890	152,579	234,010
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	2,307	2,626	3,211	4,508	7,881
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	356	396	425	588	1,062
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	33,617	39,633	47,617	63,048	72,939
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	5,353	5,843	6,004	6,402	7,435
介護予防住宅改修	給付費(千円)	24,016	24,942	26,675	28,393	28,455
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	66,725	67,393	69,322	71,365	74,769
(2) 地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	530	545	570	614	634
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	2,057	2,486	2,750	3,286	3,794
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	3,242	3,292	3,403	3,553	4,127
(3) 介護予防支援						
小計	給付費(千円)	859,523	714,163	362,369	473,107	630,466

3) 合計

単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
給付費(千円)	10,535,312	10,882,430	11,423,474	13,336,143	16,590,377

(3) 平成27年度から平成29年度の標準給付費見込み額

前記の総給付費に、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加算した、平成27年度から平成29年度までの標準給付費の見込み額は、以下のようになります。

■平成27～29年度の標準給付費見込み額

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
標準給付費見込額 (c+f+g+h+i)		10,988,435,773円	11,306,968,783円	11,888,864,577円	34,184,269,133円
総給付費	算定額 (a)	10,535,312,000円	10,882,430,000円	11,423,474,000円	32,841,216,000円
	2割負担による減額分 (b)	81,112,516円	126,005,520円	132,903,670円	340,021,706円
	給付費 (c(a-b))	10,454,199,484円	10,756,424,480円	11,290,570,330円	32,501,194,294円
特定入所者介護サービス費等給付額	算定額 (d)	307,000,000円	324,000,000円	353,000,000円	984,000,000円
	補足給付変更による減 (e)	30,998,992円	55,655,828円	64,223,209円	150,878,029円
	給付費 (f (d-e))	276,001,008円	268,344,172円	288,776,791円	833,121,971円
	高額介護サービス費等給付額 (g)	211,000,000円	227,000,000円	244,000,000円	682,000,000円
	高額医療合算介護サービス費等給付額 (h)	34,000,000円	41,000,000円	50,000,000円	125,000,000円
	算定対象審査支払手数料 (i)	13,235,280円	14,200,132円	15,517,457円	42,952,869円

(4) 地域支援事業費の見込み

平成27年度から平成29年度までの地域支援事業費の見込み額は、以下のようになります。

■地域支援事業費の見込み額

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
地域支援事業費	248,062,000円	336,432,870円	972,932,873円	1,557,427,743円
介護予防・日常生活支援総合事業費	39,198,000円	127,568,870円	754,899,873円	921,666,743円
包括的支援事業・任意事業費	208,864,000円	208,864,000円	218,033,000円	635,761,000円

※平成27年度の介護予防・日常生活支援総合事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業の施行前であるため、介護予防事業に係る費用を計上していません。

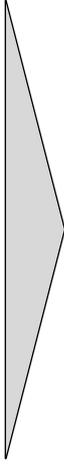
3. 介護保険料の算出

1 - (2) の「介護保険料算定の手順」に従い、標準給付費及び地域支援事業費見込み額をもとに平成 27 年度からの介護保険料額を算出します。

(1) 介護保険料収納必要額の算定

平成 27 年度から 3 年間の第 1 号被保険者が賄うべき保険料収納必要額を算出します。

標準給付費見込額① 34,184,269,133 円	+	地域支援事業費② 1,557,427,743 円	=	合計③ (①+②) 35,741,696,876 円
-------------------------------	---	-----------------------------	---	-------------------------------

③×22% 第 1 号被保険者負担相応分	=	7,863,173,313 円 A		保険料収納必要額 8,298,175,207 円 A + B - C - D + E
③ (平成 27 年度は①) × 5% 財政調整交付金相当額	=	1,753,336,894 円 B		
③ (平成 27 年度は①) × 2.6% 財政調整交付金見込額	=	911,735,000 円 C		
介護給付費準備基金取崩額	=	406,600,000 円 D		
市町村特別給付額	=	0 円 E		

※財政調整交付金とは

国が市町村ごとの介護保険財政の均衡を図るため、決められた指標（75 歳以上の高齢者割合と所得段階別被保険者割合）に基づき交付されます。各指標における国平均値との差から、3 年間の見込み額を計算し計上しています。介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、平成 28 年度から、地域支援事業費も調整対象となります。

※介護給付費準備基金について

区市町村の条例により設置されています。各年度で介護保険財政の黒字が発生した場合、基金に積み立て、逆に赤字の時に取崩し補てんします。計画策定の段階で積立金がある場合、取り崩すことを前提で保険料の算定を行うと、保険料収納必要額を低く抑えることができ、それにより基準額を下げるすることができます。当市では平成 26 年度末に約 5 億円の積立が見込まれます。第 6 期事業計画においては、高齢者人口の増加に伴う介護保険サービスの供給の増大等による保険料の上昇を抑えるため、基金の取崩しを位置づけた上で保険料算定を行います。ただし、第 7 期事業計画（平成 30 年度～32 年度）においても保険料の上昇は避けられず、保険料上昇の平準化を図るために、約 4 億円の取崩しを計上しています。

(2) 所得段階設定と推計人数

所得段階設定については、第5期事業計画の設定を基にしつつ、低所得者の負担を軽減するため、高所得者（合計所得金額が1,200万円以上）の方の保険料率を引上げ（2.2倍から、2.4倍又は2.6倍へ）、設定しています。

なお、平成27年度からは第1段階、平成29年度から第1段階から第3段階までは公費による保険料の軽減策が講じられる予定です（法整備及び市議会における議決により決定されるものであり、本計画策定時は未決定です。）。公費による軽減割合は、国が1/2、都が1/4、市が1/4となる予定です。

■ 第6期事業計画の所得段階設定と推計人口

所得段階区分	合計所得金額等	保険料率 (基準額に 対する割合) A	第1号被保険者数(65歳以上人数)					補正第一 号被保険 者数 A×B
			構成比	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計 (3年度間) B	
第1段階	世帯全員が住民税非課税者 老齢福祉年金受給者、生活保護受給者 (本人公的年金等収入+合計所得金額が80万円以下)	0.5 【0.45】 (0.3)	16.1%	7,111人	7,203人	7,296人	21,610人	10,805人
第2段階	世帯全員が住民税非課税者 (本人公的年金等収入+合計所得金額が80万円超120万円以下)	0.65 (0.5)	5.8%	2,554人	2,587人	2,620人	7,761人	5,045人
第3段階	世帯全員が住民税非課税者 (本人公的年金等収入+合計所得金額が120万円超)	0.75 (0.7)	5.7%	2,539人	2,572人	2,605人	7,716人	5,787人
第4段階	世帯に住民税課税者有、本人非課税 (本人公的年金等収入+合計所得金額が80万円以下)	0.85	16.5%	7,312人	7,407人	7,503人	22,222人	18,889人
第5段階 (基準段階)	世帯に住民税課税者有、本人非課税 (本人公的年金等収入+合計所得金額が80万円超)	1	10.7%	4,717人	4,778人	4,840人	14,335人	14,335人
第6段階	本人住民税課税者 合計所得金額が125万円未満	1.1	10.4%	4,581人	4,641人	4,701人	13,924人	15,316人
第7段階	本人住民税課税者 合計所得金額が125万円以上190万円未満	1.25	12.7%	5,621人	5,695人	5,768人	17,085人	21,356人
第8段階	本人住民税課税者 合計所得金額が190万円以上400万円未満	1.5	15.6%	6,881人	6,970人	7,060人	20,912人	31,367人
第9段階	本人住民税課税者 合計所得金額が400万円以上600万円未満	1.65	3.1%	1,380人	1,398人	1,416人	4,193人	6,918人
第10段階	本人住民税課税者 合計所得金額が600万円以上800万円未満	1.8	1.1%	482人	488人	495人	1,465人	2,638人
第11段階	本人住民税課税者 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	2	0.6%	260人	263人	267人	789人	1,579人
第12段階	本人住民税課税者 合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満	2.2	0.4%	195人	197人	200人	592人	1,302人
第13段階	本人住民税課税者 合計所得金額が1,200万円以上1,400万円未満	2.4	0.3%	134人	136人	138人	408人	978人
第14段階	本人住民税課税者 合計所得金額が1,400万円以上	2.6	1.1%	467人	473人	480人	1,420人	3,693人
合計			100.00%	44,233人	44,810人	45,388人	134,431人	140,007人

【 】内は、平成27年4月～平成29年3月までの保険料率、()内は、平成29年4月以降の保険料率(予定)
 第1段階は、平成27年4月から公費負担による軽減で【0.45】、平成29年4月から(0.3)に変更予定
 第2段階、第3段階は、公費負担による軽減で平成29年4月から第2段階で(0.5)、第3段階で(0.7)に変更予定
 補正第1号被保険者数は、公費負担による軽減を含まない割合で算定

(3) 介護保険料基準額の算定

(1) から (2) までの推計値及び基本設定をもとに、平成 27 年度から 3 年間の介護保険料基準額を算出すると、次のようになります。

平成 27 年度から 3 年間の第 1 号被保険者が賄うべき保険料収納必要額を算出します。

保険料賦課総額＝8,467,525,721 円

(保険料収納必要額 8,298,175,207 円÷予定保険料収納率 98.0% (平成 27 年度から平成 29 年度までの平均予定収納率))

÷

補正第 1 号被保険者数 (3 年間 140,007 人)

※補正第 1 号被保険者数とは、第 1 号被保険者数合計値に前頁設定の割合を加味し補正した人数です。例えば、第 1 段階の割合は 0.5 なので被保険者数も 0.5 人と換算し、第 14 段階の割合は 2.6 なので被保険者数も 2.6 と換算します。

年額 60,480 円＝(保険料賦課総額 8,467,525,721 円÷補正第 1 号被保険者数 140,007 人)

月額 5,040 円＝(年額 60,480 円÷12 月)

■第6期の保険料見込額(平成27年4月1日～平成29年3月31日まで)

第6期				(参考) 第5期			
所得段階区分	合計所得金額等	保険料率 (基準額 に対する 割合)	保険料 (月額)	所得段階区分	合計所得金額等	保険料率 (基準額 に対する 割合)	保険料 (月額)
第1段階	世帯全員が住民税非課税者 老齢福祉年金受給者、生活保護受給者 (本人公的年金等収入+合計所得金額が 80万円以下)	0.45 (0.5)	2,268円 (2,520円)	第1段階	世帯全員が住民税非課税者 老齢福祉年金受給者、生活保護受給者	0.5	2,370円
				第2段階	世帯全員が住民税非課税者 (本人公的年金等収入+合計所得金額が80 万円以下)	0.5	2,370円
第2段階	世帯全員が住民税非課税者 (本人公的年金等収入+合計所得金額が 80万円超120万円以下)	0.65	3,276円	特例 第3段階	世帯全員が住民税非課税者 (本人公的年金等収入+合計所得金額が80 万円超120万円以下)	0.65	3,081円
第3段階	世帯全員が住民税非課税者 (本人公的年金等収入+合計所得金額が 120万円超)	0.75	3,780円	第3段階	世帯全員が住民税非課税者 (本人公的年金等収入+合計所得金額が 120万円超)	0.75	3,555円
第4段階	世帯に住民税課税者有、本人非課税 (本人公的年金等収入+合計所得金額が 80万円以下)	0.85	4,284円	特例 第4段階	世帯に住民税課税者有、本人非課税 (本人公的年金等収入+合計所得金額が80 万円以下)	0.85	4,029円
第5段階 (基準段階)	世帯に住民税課税者有、本人非課税 (本人公的年金等収入+合計所得金額が 80万円超)	1	5,040円	第4段階 (基準段階)	世帯に住民税課税者有、本人非課税 (本人公的年金等収入+合計所得金額が80 万円超)	1	4,740円
第6段階	本人住民税課税者 合計所得金額が125万円未満	1.1	5,544円	第5段階	本人住民税課税者 合計所得金額が125万円未満	1.1	5,214円
第7段階	本人住民税課税者 合計所得金額が125万円以上190万円未満	1.25	6,300円	第6段階	本人住民税課税者 合計所得金額が125万円以上190万円未満	1.25	5,925円
第8段階	本人住民税課税者 合計所得金額が190万円以上400万円未満	1.5	7,560円	第7段階	本人住民税課税者 合計所得金額が190万円以上400万円未満	1.5	7,110円
第9段階	本人住民税課税者 合計所得金額が400万円以上600万円未満	1.65	8,316円	第8段階	本人住民税課税者 合計所得金額が400万円以上600万円未満	1.65	7,821円
第10段階	本人住民税課税者 合計所得金額が600万円以上800万円未満	1.8	9,072円	第9段階	本人住民税課税者 合計所得金額が600万円以上800万円未満	1.8	8,532円
第11段階	本人住民税課税者 合計所得金額が800万円以上1,000万円未 満	2	10,080円	第10段階	本人住民税課税者 合計所得金額が800万円以上1,000万円未 満	2	9,480円
第12段階	本人住民税課税者 合計所得金額が1,000万円以上1,200万円 未満	2.2	11,088円	第11段階	本人住民税課税者 合計所得金額が1,000万円以上	2.2	10,428円
第13段階	本人住民税課税者 合計所得金額が1,200万円以上1,400万円 未満	2.4	12,096円				
第14段階	本人住民税課税者 合計所得金額が1,400万円以上	2.6	13,104円				

保険料率は公費負担による軽減を踏まえた割合、()内は軽減前の保険料率、金額

※なお、公費負担による軽減は、法整備及び市議会における議決により、決定されるものであり、本計画策定時
は未決定です

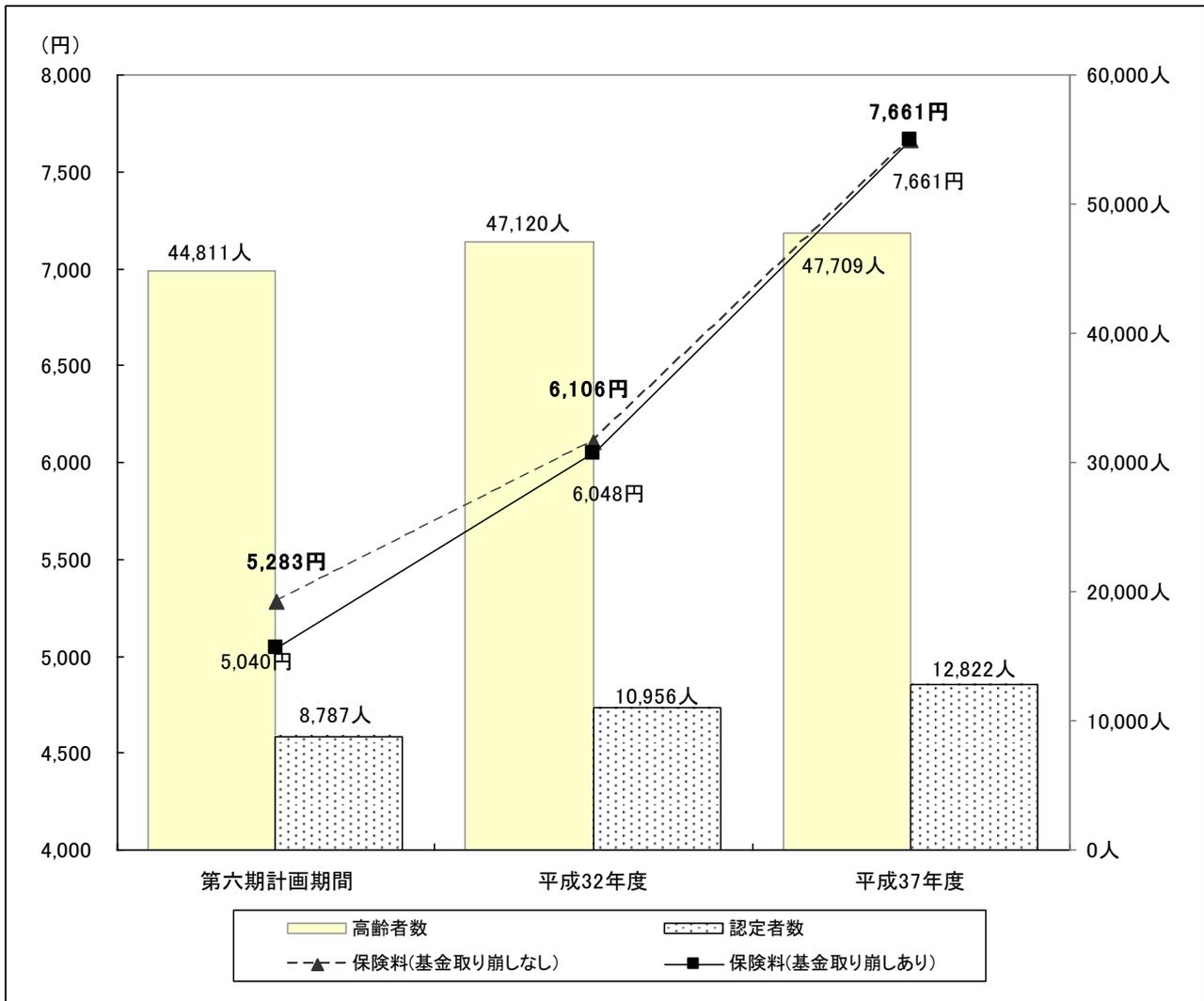
■第6期の保険料見込額(平成29年4月1日以降)

第6期				(参考) 第5期			
所得段階区分	合計所得金額等	保険料率 (基準額 に対する 割合)	保険料 (月額)	所得段階区分	合計所得金額等	保険料率 (基準額 に対する 割合)	保険料 (月額)
第1段階	世帯全員が住民税非課税者 老齢福祉年金受給者、生活保護受給者 (本人公的年金等収入+合計所得金額が 80万円以下)	0.3 (0.5)	1,512円 (2,520円)	第1段階	世帯全員が住民税非課税者 老齢福祉年金受給者、生活保護受給者	0.5	2,370円
				第2段階	世帯全員が住民税非課税者 (本人公的年金等収入+合計所得金額が80 万円以下)		
第2段階	世帯全員が住民税非課税者 (本人公的年金等収入+合計所得金額が 80万円超120万円以下)	0.5 (0.65)	2,520円 (3,276円)	特例 第3段階	世帯全員が住民税非課税者 (本人公的年金等収入+合計所得金額が80 万円超120万円以下)	0.65	3,081円
第3段階	世帯全員が住民税非課税者 (本人公的年金等収入+合計所得金額が 120万円超)	0.7 (0.75)	3,528円 (3,780円)	第3段階	世帯全員が住民税非課税者 (本人公的年金等収入+合計所得金額が 120万円超)	0.75	3,555円
第4段階	世帯に住民税課税者有、本人非課税 (本人公的年金等収入+合計所得金額が 80万円以下)	0.85	4,284円	特例 第4段階	世帯に住民税課税者有、本人非課税 (本人公的年金等収入+合計所得金額が80 万円以下)	0.85	4,029円
第5段階 (基準段階)	世帯に住民税課税者有、本人非課税 (本人公的年金等収入+合計所得金額が 80万円超)	1	5,040円	第4段階 (基準段階)	世帯に住民税課税者有、本人非課税 (本人公的年金等収入+合計所得金額が80 万円超)	1	4,740円
第6段階	本人住民税課税者 合計所得金額が125万円未満	1.1	5,544円	第5段階	本人住民税課税者 合計所得金額が125万円未満	1.1	5,214円
第7段階	本人住民税課税者 合計所得金額が125万円以上190万円未満	1.25	6,300円	第6段階	本人住民税課税者 合計所得金額が125万円以上190万円未満	1.25	5,925円
第8段階	本人住民税課税者 合計所得金額が190万円以上400万円未満	1.5	7,560円	第7段階	本人住民税課税者 合計所得金額が190万円以上400万円未満	1.5	7,110円
第9段階	本人住民税課税者 合計所得金額が400万円以上600万円未満	1.65	8,316円	第8段階	本人住民税課税者 合計所得金額が400万円以上600万円未満	1.65	7,821円
第10段階	本人住民税課税者 合計所得金額が600万円以上800万円未満	1.8	9,072円	第9段階	本人住民税課税者 合計所得金額が600万円以上800万円未満	1.8	8,532円
第11段階	本人住民税課税者 合計所得金額が800万円以上1,000万円未 満	2	10,080円	第10段階	本人住民税課税者 合計所得金額が800万円以上1,000万円未 満	2	9,480円
第12段階	本人住民税課税者 合計所得金額が1,000万円以上1,200万円 未満	2.2	11,088円	第11段階	本人住民税課税者 合計所得金額が1,000万円以上	2.2	10,428円
第13段階	本人住民税課税者 合計所得金額が1,200万円以上1,400万円 未満	2.4	12,096円				
第14段階	本人住民税課税者 合計所得金額が1,400万円以上	2.6	13,104円				

保険料率は公費負担による軽減を踏まえた割合、()内は軽減前の保険料率、金額

※なお、公費負担による軽減は、法整備及び市議会における議決により、決定されるものであり、本計画策定時は未決定です

■第6期とその後の保険料見込額

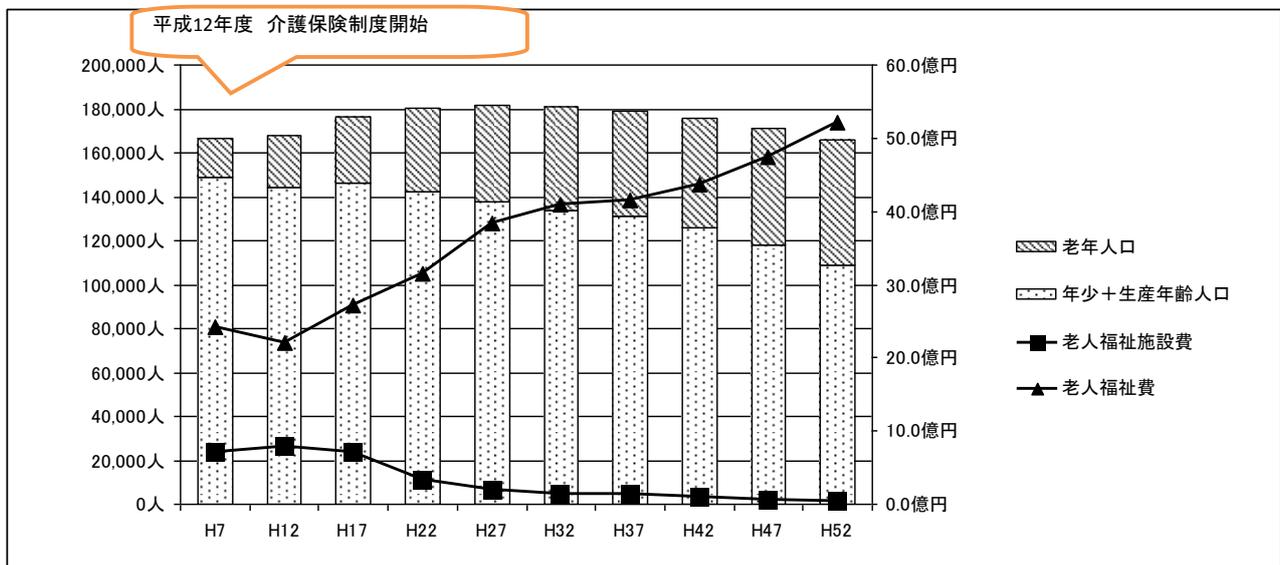


4. 一般財源に係る見通し

市の一般財源における将来の財政見通しについて、老人福祉費は平成27年度予算要求額を基本に、その後の高齢者の伸びを配慮して推計しました。また、老人福祉施設費は、新たに整備する施設、既存施設の大規模修繕等の経費は除いて推計しました。

その結果、老人福祉費は平成37年度には41.6億円、平成52年度には52.1億円、老人福祉施設費は平成37年度に1.3億円、平成52年度に0.3億円と算出しました。

	H7	H12	H17	H22	H27	H32	H37	H42	H47	H52
年少十生産年齢人口	148,753人	144,559人	146,172人	142,564人	137,498人	134,075人	131,246人	125,886人	117,913人	108,953人
老年人口	17,784人	23,383人	30,366人	37,488人	44,233人	47,120人	47,709人	49,609人	53,200人	57,166人
老人福祉費	24.2億円	22.1億円	27.2億円	31.4億円	38.3億円	41.0億円	41.6億円	43.6億円	47.4億円	52.1億円
老人福祉施設費	7.0億円	7.9億円	7.1億円	3.3億円	2.0億円	1.3億円	1.3億円	0.9億円	0.6億円	0.3億円



第6章 計画の推進のために

本計画は、高齢者を取り巻く保健・医療・福祉・介護分野のほか、社会参加や生きがいづくり、まちづくり、住宅、防災等、様々な分野にわたる事業の展開について定めています。

これらの事業を推進し、「いつまでも安心して暮らせるまち 日野」を実現するには、日野市のみならず市民、事業者、関係機関・団体等がそれぞれの役割と連携のもとに協働して取り組む必要があります。

1. 「公民協働」の実現に向けて

(1) 市民

市民一人ひとりが健康づくりや介護予防、福祉に対する認識を持ち、いきいきと豊かに人生を送ることができるよう、ライフステージに対応した生涯設計を立てる必要があります。

健康面においては、生涯を通じて自らの健康に関心を持ち、その保持・増進に努めるとともに、健康寿命を延伸するため、市民一人ひとりが介護予防の必要性に気づき、日常生活の中で自ら介護予防に取り組みながら、趣味や学習、社会参加等の活動を通じて自己実現を図ることが望まれています。

とりわけ高齢者は、長くなった高齢期を余生として過ごすのではなく、体力に応じて社会とのつながりを広げ、その豊富な経験や技能等を社会に還元したり、ボランティア活動に積極的に参加し、地域の福祉の向上のために自分でできることは実行するなど、意識を変革することが求められています。

(2) 地域社会

日野市においても、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しており、高齢者の孤立も憂慮されています。生活課題や福祉ニーズの多様化に対応し、高齢者が地域においていきいきと暮らし続けられるよう支援するためには、行政の役割とともに、地域住民による支え合いの役割がますます大きくなってきています。地域の福祉活動に対する市民の関心を高め、参加を促進することにより、誰もが躊躇せず「助けて」と言える雰囲気があり、援助を求める人に対して自然に手を差し延べることができるような福祉コミュニティを形成することが期待されています。

また、東日本大震災を経験して、災害をはじめとした何らかの非常時に備えて、一人で避難することが難しい高齢者等を支援する仕組みづくりに、地域が主体的に取り組むことも求められています。

(3) 団体

老人クラブやシルバー人材センター、家族会など的高齢者関係団体は、加入者全体の福祉の向上を目指し、自主的な運営ができるように努めるとともに、特に老人クラブやシルバー人材センターについては、「団塊の世代」の高齢期への移行を踏まえた取り組みを強化することが望まれています。

医師会をはじめとする医療関係団体については、市民が安心して在宅療養生活を送れるよう、医療と介護の連携のしくみを検討・充実することが期待されます。

一方、社会福祉協議会については、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として、これまで以上に地域での支え合い活動が活発に展開されるよう、地域における福祉関係者や関係機関、

団体などと連携し、地域の支援の輪を拡大することが求められます。

また、地域で多様な活動を展開しているボランティア団体やNPO法人は、支援を必要としている高齢者にサービスを提供するだけでなく、それぞれの活動団体などが有している特性や資源を生かし、積極的に地域と関わり互いに連携することが期待されます。

(4) サービス提供事業者等

高齢者が安定した生活を営み、安心してサービスを利用するためには、事業者等が地域に密着し、健全に発展していくことが不可欠です。

そのためには、心豊かな介護人材を確保・育成し、良質な福祉サービスの提供を通じて、サービスの質の向上と信頼の確保というサービス提供主体としての役割をさらに高めることが必要です。

一方、市内のすべての事業者に期待されることは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、65歳までの定年の引き上げや継続雇用に取り組み、高齢者に働く場を確保することが求められています。また、事業者自らが地域社会の構成員であるという自覚のもとに、地域に貢献することも期待されます。

(5) 市

市の役割は、市民の福祉の向上を目指して、公平、公正かつ長期的な視点から、高齢者福祉施策を総合的・一体的に推進することです。

その実現のためには、市は、不断の努力をもって以下に取り組むことが求められています。

[※]幅広く情報を収集し、市民ニーズ、サービス供給市場の現状及び社会情勢を的確に把握します。

[※]把握した市民ニーズを踏まえ、長期的な視点、公平性の観点、補完性の原則及び財政上の制約を踏まえ、市民ニーズに応えるための施策を検討します。

[※]市が直接施策を実施するより、地域社会や団体、サービス提供事業者等で取り組むことがより効果的であるものについては、主体的に取り組むことが容易となるような条件整備に努めます。

コラム
⑥

市とGEヘルスケア・ジャパン株式会社の協定締結について

現在、市では民間企業の持つノウハウを活かし、地域の課題解決や産業、社会のイノベーションにつなげるため、企業や大学等との連携を推進しています。

その一環として日野市と日野市に本社を置くGEヘルスケア・ジャパン株式会社は、2012年から高齢社会における市民の生活の質の向上を目的とした同社内の「Silver to Gold[※]」ボランティアチームと任意の連携活動を進めてまいりました。

今後、更に両者の連携を進めていくため2014年11月に「少子高齢社会における地域連携モデルづくりのためのパートナーシップ協定」を締結し、地域の高齢社会の課題解決・産業の活性化などを、地域の諸団体を巻き込みながら、持続的な協働の関係により進めていくこととしています。

連携・協力の取組み分野

- ① 地域の健康・医療・福祉の向上に関すること
- ② 地域産業の活性化に関すること
- ③ 産官学連携による地域人材の育成に関すること
- ④ 女性が働きやすいまちづくりの検討に関すること
- ⑤ 災害時の支援、連携に関すること
- ⑥ その他、地域の活性化に関すること



協定書を締結した川上社長兼 CEO（左）と大坪市長(右)

第6期計画期間における高齢者関連の取組としては「認知症ケアパスの作成」などにおける連携が予定されています。

※「Silver to Gold」とは、GEの世界戦略に基づき、現在国内で展開している中長期戦略。世界に先駆けて日本が迎えた超高齢社会を踏まえ、高齢化に伴う課題を解決するソリューションを総合的に開発・提供することで、高齢世代（シルバー）の生活の質（QOL）を高め、幸せな輝かしい人生（ゴールド）を送れるようにしようというもの。加えて、GEヘルスケア・ジャパンでは、超高齢社会に適したビジネスモデルを世界に先駆けて日本で創り、この日本発のモデルを日本の後に高齢社会を迎える世界各国に展開することを目指しています。

2. 計画の進行管理

(1) 推進体制

各計画に定めた目標（制度の新設改廃、検討事項、計画値）が、計画期間中に着実に達成されるよう、次のとおり推進体制を定めます。

1) 推進主体

本計画については、日野市健康福祉部高齢福祉課が、各所属及び関係団体と連携し、推進していきます。

2) 推進方法

[※]毎年度、重点事業等に関する次年度における取組内容について、「年度実行計画」を予算編成と併せて定めます。

[※]当該年度に、年度実行計画の進捗について高齢福祉課内で確認します。

[※]毎年度実績確定後、本計画における達成状況を確認し、報告書を作成します。

[※]上記の取り組み過程において、進捗状況や社会情勢の変化等による本計画への変更事項が必要になった場合、随時年度実行計画へ反映するものとします。

(2) 計画の進行管理体制

1) 評価期間

本計画の進捗状況については、日野市介護保険運営協議会において、検証と評価を行います。これにより、本計画の内容について策定段階から検討してきた組織において、十分に検討されることが期待できます。また、第三者による客観的な進行管理を行うことができます。

2) 評価方法

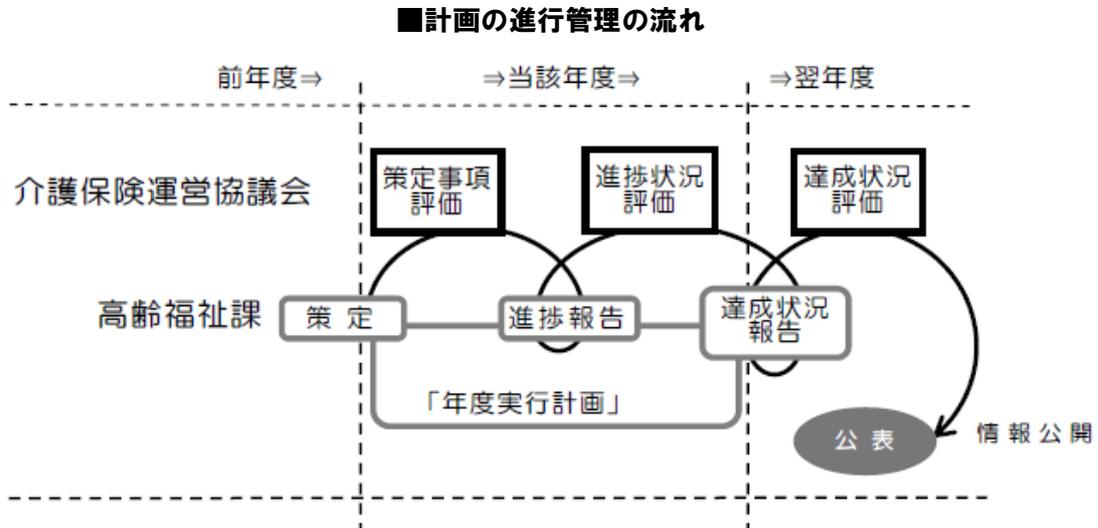
[※]年度当初に、計画期間中に本計画の目標が達成可能かという視点から、高齢福祉課の定める年度実行計画が妥当であるか、評価します。

[※]年度実行計画どおり各事業が進捗しているかどうか、高齢福祉課から報告を受け、評価します。

[※]毎年度終了し、各事業の実績確定後、本計画における達成状況について高齢福祉課より報告を受け、評価します。

(3) 情報公開

進行管理を行う日野市介護保険運営協議会は、市民の方に傍聴いただくことができます。
また、本計画の進行管理の結果については、市の広報やホームページ等を通じ、公表します。



資料編

1. 第5期介護保険事業計画における給付費の実績値

■介護予防サービス給付費

(単位：円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予防訪問介護	161,254,129	168,392,343	173,689,000
介護予防訪問入浴介護	24,671	16,965	248,000
介護予防訪問看護	19,925,317	20,461,321	24,635,000
介護予防訪問リハビリテーション	775,748	647,442	1,067,000
介護予防居宅療養管理指導	6,981,471	10,182,753	10,706,000
介護予防通所介護	215,053,869	256,345,043	296,486,000
介護予防通所リハビリテーション	74,122,079	78,974,734	90,530,000
介護予防短期入所生活介護	1,411,935	1,484,311	2,017,000
介護予防短期入所療養介護	333,948	407,965	459,000
介護予防特定施設入居者生活介護	62,566,861	68,564,280	66,689,000
介護予防福祉用具貸与	20,132,956	25,336,053	28,358,000
特定介護予防福祉用具販売	5,185,083	6,663,494	5,787,000
介護予防認知症対応型通所介護	0	602,100	563,000
介護予防小規模多機能型居宅介護	3,816,457	2,670,046	2,435,000
介護予防認知症対応型共同生活介護	5,573,955	4,294,567	3,194,000
住宅改修	27,104,743	27,548,386	20,749,000
介護予防支援	75,508,716	83,390,276	91,709,000

(注) 平成26年度は推計値である。

■サービス別給付費

(単位：円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予防サービス	679,771,938	755,982,079	819,321,000
介護サービス	8,561,920,808	8,985,439,124	9,492,464,000
合計	9,241,692,746	9,741,421,203	10,311,785,000

(注) 平成26年度は推計値である。

■介護サービス給付費

(単位：円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問介護	891,895,433	887,588,378	890,776,000
訪問入浴介護	78,386,124	79,278,912	81,705,000
訪問看護	262,848,949	278,297,979	315,701,000
訪問リハビリテーション	16,900,850	24,367,780	21,522,000
居宅療養管理指導	80,545,341	101,564,145	123,312,000
通所介護	955,399,275	1,036,239,459	1,116,713,000
通所リハビリテーション	520,566,263	559,891,976	600,409,000
短期入所生活介護	122,217,141	165,138,798	201,904,000
短期入所療養介護	88,443,145	86,515,408	86,974,000
特定施設入居者生活介護	694,042,046	774,265,671	832,412,000
福祉用具貸与	295,224,919	313,751,507	334,766,000
特定福祉用具販売	16,871,332	18,526,512	17,463,000
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	851,037	45,487,000
認知症対応型通所介護	65,615,807	68,561,435	63,557,000
小規模多機能型居宅介護	284,869,823	295,337,415	291,014,000
認知症対応型共同生活介護	178,034,078	188,936,283	266,770,000
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	8,935,000
住宅改修	29,743,492	28,641,596	34,688,000
居宅介護支援	438,613,482	456,637,738	487,184,000
介護老人福祉施設	1,562,243,420	1,599,271,599	1,605,125,000
介護老人保健施設	1,518,603,788	1,589,106,642	1,660,937,000
介護療養型医療施設	460,856,100	432,668,854	405,110,000

(注) 平成26年度は推計値である。

2. 日野市介護保険運営協議会

(1) 日野市介護保険運営協議会設置要綱

平成 18 年 5 月 22 日

制定

改正 平成 23 年 6 月 16 日

平成 24 年 11 月 21 日

(設置)

第 1 条 日野市の介護保険事業の円滑な運営及び介護保険サービスの向上を図るため、日野市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 日野市介護保険事業計画の策定と進捗状況の検証及び評価に関する事項
- (2) 日野市の介護保険事業の推進と高齢者福祉向上のために必要な事項
- (3) その他介護保険事業に関して市長が必要と認める事項

(構成)

第 3 条 協議会の構成委員は、次に掲げる委員 20 人以内で組織し、市長が委嘱する。

- (1) 市民委員（介護保険の被保険者）
- (2) 社会福祉関係の学識経験者
- (3) 保健・医療機関が推薦する者
- (4) 介護保険サービス提供事業者の代表者
- (5) 地域における福祉関係団体の代表者
- (6) 行政職員

2 市民委員は、3 人を一般公募により選出する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、就任の日から翌年の 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会は、会長が招集する。

- 2 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部高齢福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 18 年 5 月 22 日から施行する。

付 則 (平成 23 年 6 月 16 日)

この要綱は、平成 23 年 6 月 16 日から施行し、この要綱による改正後の日野市介護保険運営協議会設置要綱の規定は、平成 23 年 6 月 1 日から適用する。

付 則 (平成 24 年 11 月 21 日)

この要綱は、平成 24 年 11 月 21 日から施行し、この要綱による改正後の日野市介護保険運営協議会設置要綱の規定は、平成 24 年 10 月 1 日から適用する。

(2) 日野市介護保険運営協議会委員名簿

平成 26 年 5 月 22 日現在

No.	選出区分	氏名	団体・役職名
1	市民委員	なつ い あき お 夏井 明男	市民委員
2		まつ なが ひろ こ 松永 博子	市民委員
3		よこ お みち こ 横尾 美智子	市民委員
4	学識経験者	◎ みどりかわ あきら 緑川 晶	中央大学 文学部教授
5		ひら さわ ちづ こ 平澤 千鶴子	弁護士口
6	保健・医療関係機関 の代表者	○ にしくぼ ひで き 西久保 秀紀	日野市医師会代表(理事)
7		もち つき さとる 望月 諭	日野市医師会代表
8		たかしな かずや 高品 和哉	日野市歯科医会代表(会長)
9		ほん ま ひろ あき 本間 寛明	日野市薬剤師会代表(薬局長)
10		はら あやこ 原 綾子	南多摩保健所 保健対策課課長補佐
11		たじま ひろやす 田島 弘康	日野市介護保険関連施設連絡協議会 会長(康明会病院)
12		まつ さき とし お 松崎 敏男	日野市在宅介護事業者協議会 会長(マザアス多摩川苑)
13		かわ もと とも ゆき 川本 智之	ひのケアマネ協議会代表 (とよだ居宅介護支援事業所)
14		ゆ たに まさ き 湯谷 将生	日野市訪問看護ステーション協議会代表 (訪問看護オアシス)
15		た が さと こ 多賀 聡子	日野市社会福祉協議会 主査
16	そう ま みゆき 相馬 みゆき	日野市地域包括支援センター代表(すずらん)	
17	行政職員	たくら よしお 田倉 芳夫	健康福祉部長

◎会長、○副会長

(3) 検討経過

	日時・場所	審議事項
第1回	平成26年5月22日(木) 市役所4階庁議室	(1) 高齢者福祉総合計画の進行管理について (2) 第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査の結果に関する中間報告 (3) 日野市の高齢化の状況 (4) 第2期日野市高齢者福祉総合計画策定方針について (5) 第2期日野市高齢者福祉総合計画策定委員会スケジュールについて
第2回	平成26年6月23日(月) 市役所5階504会議室	(1) 日野市高齢者福祉総合計画(現計画)の確認 (2) 第2期日野市高齢者福祉総合計画(次期計画)の方向性 (3) 意見交換
第3回	平成26年7月28日(月) 市役所5階504会議室	(1) 老人憲章について (2) 次期計画策定に向けた基礎調査の結果について (3) 計画理念の検討について (4) 意見交換
第4回	平成26年8月26日(火) 市役所4階庁議室	(1) 介護保険制度改正ガイドライン概要説明 ・ 基本的方針、保険料、住所地特例 ・ 利用者負担、補足給付、介護予防・日常生活支援総合事業 ・ 介護・医療連携、認知症施策、地域ケア会議、地域包括支援センター強化 (2) 主要事業・重点事業について
第5回	平成26年10月6日(月) 市役所5階504会議室	(1) 第2期日野市高齢者福祉総合計画 ・ 第1章～第3章 ・ 第4章 ・ 介護保険料の算定方法について (2) 多摩平A街区特別養護老人ホーム及び認知症疾患医療センターについて
第6回	平成26年11月17日(月) 市役所4階 庁議室	(1) 第5期介護保険事業計画(24～26年度)の計画値と実績値の比較 (2) 高齢者福祉総合計画の進行管理について (3) 第2期高齢者福祉総合計画素案について
第7回	平成26年12月22日(月) 市役所4階 庁議室	(1) 第2期日野市高齢者福祉総合計画素案について (2) 老人憲章見直しについて
第8回	平成27年1月19日(月) 市役所4階 庁議室	(1) パブリックコメントの状況について (2) 条例等の制定・改正について (3) 地域密着型サービスの市町村独自報酬加算について
第9回	平成27年2月16日(月) 市役所4階 庁議室	(1) パブリックコメントの結果について (2) 第2期高齢者福祉総合計画について(総括) (3) 老人憲章の見直しについて

3. 「第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査」の概要

計画の策定に先立ち、高齢者の生活実態及び市内で介護保険サービスを提供している事業所とその職員の実態や意識を把握するために、8種類のアンケート調査を実施しました。

なお、調査結果については、「第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査報告書」(平成26年3月)及び市のホームページを参照してください。

■第2期日野市高齢者福祉総合計画策定に向けた基礎調査の概要

調査区分		対象数	内容	
高 齢 者 3 調 査	自立高齢者	680 人	対象者	市内在住の65歳以上の介護認定を受けていない人
			抽出方法	日常生活圏域ごとに、後期高齢者(75歳以上)を85人、前期高齢者(74歳未満)を85人無作為抽出
			調査時期	発送日:平成26年1月10日、提出期限日:平成26年1月24日
	要支援高齢者	720 人	対象者	市内在住の65歳以上の要支援認定された在宅の人
			抽出方法	日常生活圏域、要介護度ごとに90人ずつ無作為抽出
			調査時期	発送日:平成26年1月10日、提出期限日:平成26年1月24日
	要介護高齢者	1,800 人	対象者	市内在住の65歳以上の要介護認定された在宅の人
			抽出方法	日常生活圏域、要介護度ごとに90人ずつ無作為抽出
			調査時期	発送日:平成26年1月10日、提出期限日:平成26年1月24日
事 業 所 等 5 調 査	ケアマネジャー等	47 箇 所	対象	市内地域包括支援センター9箇所・居宅介護支援事業所38箇所
			抽出方法	悉皆(全数)調査
			調査時期	発送日:平成26年2月14日、提出期限日:平成26年2月25日
	介護保険サービス事業所	126 箇 所	対象	市内介護保険サービス事業所
			抽出方法	悉皆(全数)調査
			調査時期	発送日:平成26年2月14日、提出期限日:平成26年2月25日
	有料老人ホーム等	12 箇 所	対象	市内有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅等サービス提供事業者
			抽出方法	悉皆(全数)調査
			調査時期	発送日:平成26年1月31日、提出期限日:平成26年2月15日
	医療機関	50 箇 所	対象	市内で内科又は整形外科を標榜している診療所
			抽出方法	市内医療機関109事業所のうち、地域間の調査対象数のバランスを考慮し、内科及び整形外科を標榜している50診療所を抽出
			調査時期	発送日:平成26年1月31日、提出期限日:平成26年2月15日
	不動産事業者	60 箇 所	対象	タウンページより98事業者を選択
			抽出方法	98事業者のうち賃借契約(部屋)をしているであろう60の会社を抽出
			調査時期	発送日:平成26年1月31日、提出期限日:平成26年2月15日

4. パブリックコメントの概要

■パブリックコメントの実施状況

区 分	概 要
実施期間	平成 27 年 1 月 1 日（木）から 1 月 23 日（金）まで
周知方法	●市の広報紙である「広報ひの」の平成 27 年 1 月 1 日号に掲載しました。 ●市の WEB ページに平成 27 年 1 月 1 日から掲載しました。
素案の提示方法	●市の WEB ページに、平成 27 年 1 月 1 日から同年同月 23 日までの間、電子データを掲示しました。 ●高齢福祉課窓口、支所、連絡所、市内の各図書館に、閲覧用の素案を掲示しました。
市民説明会の開催	平成 27 年 1/ 8（木） 日野市役所 5 階 505 会議室 4 人 平成 27 年 1/10（土）七生福祉センター 7 人 平成 27 年 1/13（火）多摩平の森 ふれあい館 15 人 平成 27 年 1/14（水）平山季重ふれあい館 7 人
意見の表明方法	市民説明会、ファックス、郵送、電子メールでの意見表明
意見の件数等	市民説明会：表明者数 33 人、意見数 77 件 ファックス：表明者数 7 人、意見数 27 件 郵 送：表明者数 0 人、意見数 0 件 電子メール：表明者数 9 人、意見数 40 件 合 計：表明者数 49 人、意見数 144 件

■主な意見の概要と市の考え方

1. 介護保険料の改定について	意見	介護保険料の改定については、非常に多くのご意見をいただきました。特に、介護給付準備基金の全額取り崩しによる介護保険料の値上げ幅の抑制や、所得段階を更に増やすことによる低所得者の負担減を要望されるご意見が多く見られました。
	市の考え方	今回の計画策定は、第 6 期計画期間だけではなく、平成 37 年度まで見据えたものとなっています。準備基金については、今回、基金残高の 80%を程度取り崩し、介護保険料の低減に努めています。全額取り崩した場合、第 7 期における介護保険料が大幅にアップすることは避けられないほか、第 6 期計画期間内に不測の事態が生じたとき、都の基金から借入れを実施せざるを得ず、この借入れ分は第 7 期の介護保険料に跳ね返ることになります。 また、市財政の補助は介護保険法で定められている割合以上、することは出来ません。低所得者への軽減措置については、消費税増税分を財源とした公費投入による軽減強化が平成 27 年度より予定されています。 高所得の方の負担は基準段階の 2.2 倍から 2.6 倍となっています。14 段階よりさらに細かく、どこまで引き上げるのかについては公平性の観点から議論が必要です。介護保険料の増額分のバランスを取る必要もございますので、ご理解の程、よろしく願いいたします。

2. 新しい総合事業の移行への配慮について	意見	<p>新しい総合事業への移行についても、大変多くのご意見をいただきました。特に、要支援者に対する訪問介護・通所介護での専門的なサービスが継続的に受けられるのかというご質問、また、NPO やボランティア団体など多様な主体によるサービス提供を不安視する声が多数ございました。</p>
	市の考え方	<p>新しい総合事業の移行後も、認知症を有する等、支援が困難な方については、引続き専門的なサービスの提供を受けることが可能です。</p> <p>NPO やボランティア団体など、多様な主体によるサービス提供については、今後、市で運営等の基準を作成し、その基準を満たす団体のみを提供頂くこととなります。また、法改正により、新しい総合事業の提供主体に対する指導権が市に付与されましたので、一定の質の担保が図れるものと認識しています。</p>

第2期日野市高齢者福祉総合計画（平成27年度～平成29年度）

平成27年3月

発行 日野市
編集 日野市健康福祉部高齢福祉課
〒191-8686 東京都日野市神明1丁目12番地の1
電話 042-585-1111（代表） FAX 042-583-4198
日野市のホームページ <http://www.city.hino.lg.jp/>

